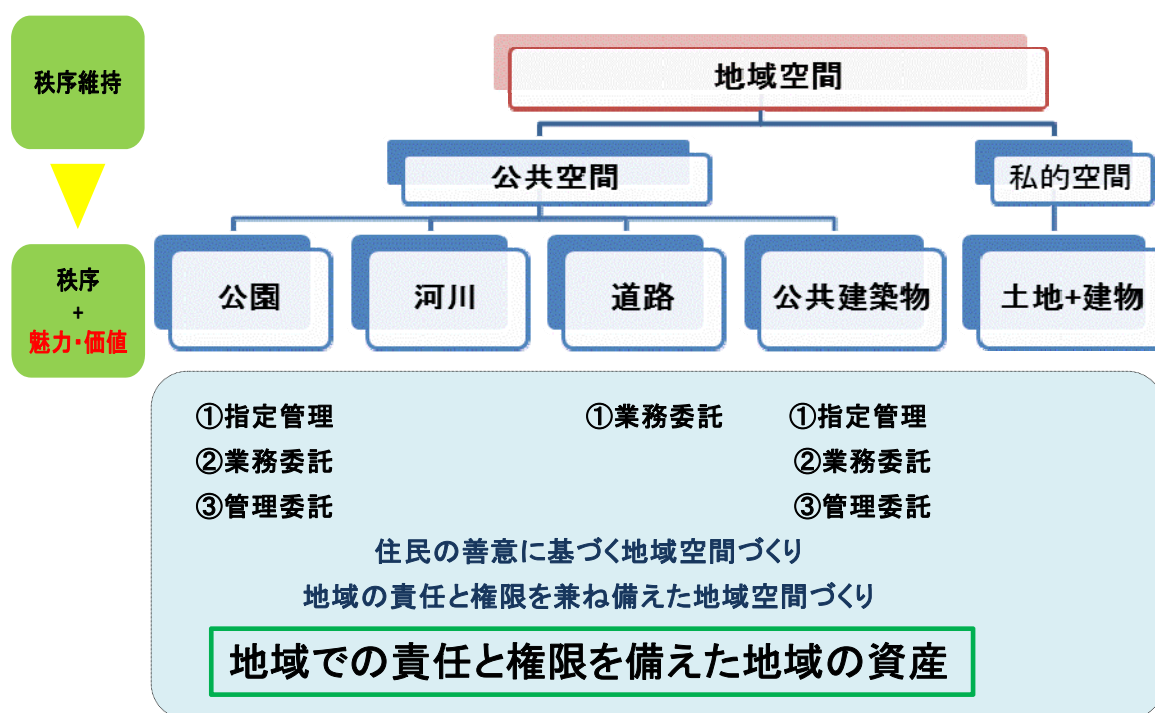


価や人口の増減等)に大きな影響を与えるという認識も広まりつつある。より良い公共空間を維持する地域はあらゆる面でその価値が増し、そうでない地域は地域間の競争において厳しい局面に立たされつつある。

以上のような背景から、近年公共建築物や道路、公園、河川等によって構成される公共空間の管理手法の在り方は抜本的な見直しを迫られつつ段階に入ったといえる。例えばこれらの管理にあたってはその空間におけるいわば空間の「秩序維持」というこれまでの目的から、単に企業のみならず、ボランティアやNPOといった任意団体等の民間セクターの知恵やノウハウを管理手法に導入させることによって、その空間の魅力や価値の向上が求められる段階に入っている。またこれらの手法を支える法律面での整備も近年急速に進められつつある。

図表. 公共空間を中心とした地域空間管理の考え方



2. 「公共建築物と道路空間」一体管理を民間(まちづくり会社等)が行う場合の検討

公共建築物と道路空間を民間セクターが一体的に管理する場合、どのような組織が考えられ、また適切であるか、これまで全国ではまちづくり会社、何らかの協議会や商店街等における組合組織、NPO 等による試みが存在しているが、民間セクターの中でもその手法やノウハウ等が最も発揮され、かつ機動性に富み、また形態としても全国的に事例も多く、かつ一般的であろうと思われるまちづくり会社を念頭に検討を行う。

(1) 「公共建築物+道路空間」を一体管理できる民間組織の要件

「公共建築物+道路」といったように性質の異なる公的な施設を一体的に管理する場合等をはじめとして、その管理にあたっては、まずその管理の主体となる組織が地域の特性を深く理解し、地域との連携・協働を持続的に行っていく姿勢やシステムを保っていく必要がある。そのためには、まず組織自体が運営面や経営面において安定していること、特に一定の専門性や出資や人材の

面での地域密着性を有すること、また組織の公益性や公平性を情報公開等の手段によって確保すること等により、地域からの信頼を十分に得ることが大事であり、これらは事業実施前に周到に準備する必要があるとともに、行政サイドとの綿密な調整を行っていくことが重要と考えられる。またこれらは事業の実施後も持続的に行われることが肝要である。

(2) まちづくり会社が期待される役割

全国的に中心市街地の活性化における中核的な機関として「まちづくり会社」が設立され、数々の実績をあげている。「まちづくり会社」という形式が積極的に採用されている理由は、民間の知恵やノウハウを最大限生かしやすい形式であるためであり、広範な各種の事業実施を機動的に行うといった観点等から、最適な形式と理解されている。

またその公益性確保の観点から考えてみても、かつてのいわゆる「第3セクター」では行政からの出資比率を高くすることが一番の公益性の確保と見做されていた面があったが、今日の「まちづくり会社」では行政からの出資の有無に関係なく、広く出資を募ること、またそれに伴う株主等への説明責任を負うこと、そして何よりも会社にとって一番の顧客となる地域住民への事業による還元や説明が行われることで公益性を確保されているといえ、会社形式であることは、その目的遂行にとって一番合理的なものと理解されている。

よって、当初関係者によって構成される任意団体や協議会がその活動の規模の拡大に応じて、発展を遂げ「まちづくり会社」形式へと発展した例も多く、現在のところ、中心市街地活性化の目的を遂げる中核機関として「まちづくり会社」の形式を採用することは、もはや必然的であるといえる。

そこで以上で述べた「まちづくり会社」に求められる性格からその機能を更に細分化してみると凡そ以下の通りとなる。

(下図ともに国土交通省まちづくり推進課 HP をもとに作成)

① デベロッパー機能

持続可能な中心市街地として、インフラ、施設等のハード整備を含んだ「開発」を行う。

(古河市鍛冶町通りのケースではまちづくり会社が自ら資金を調達し整備と管理・運営までも行う「今城蔵」におけるスキームに相当する。)

② マネジメント機能

地域ニーズを踏まえ、まちの価値を高めるような事業を実施し、民間投資が継続的に行われるよう、まちの維持管理を進める。

(古河市鍛冶町通りのケースでは「酒井蔵・富岡蔵」、「今城蔵」、「鍛冶町通り」、「かごめ広場」のを一体的に管理し、主にデベロッパー的視点から新たな事業計画の立案も含め地域空間の価値創出につなげた活動を行うことが該当する。)

③ 公益性



「まちづくり」にあたっての公益性を持ち、市民に役に立つ成果を提供する。

(古河市鍛冶町通りのケースでは「まちづくり会社」の経営にあたって、公益性と公平性をを第一に踏まえて、情報公開等の手段を通じて「まちづくり会社」が地域社会のために存在することを常に意識して活動し、またそのように認知されるような活動を行う機能が該当する。)

④ 企業性・収益性

組織運営に財政的な基盤を持ち、企業経営の意識を持って事業を実施する。しかし必ずしも収益計上のみを目的とするのではなく、その収益を地域への還元(雇用の創出、賑わいの創出、新たな地域活性化策の創出)することを目的としなければならない。

(古河市鍛冶町通りのケースでは、施設等、テナント事業等の管理・運営を通じて安定的な収益をあげつつ、それらの収益をイベントやその他事業の実施を通じて還元する機能が該当する。)

⑤ 地域密着性

中心市街地において、生活空間の質を高める、地域に根ざしたビジネスを創出し、地域で活躍する人材を育成する。同時に事業の実施にあたっては、地域との連携を再重要視し、①から④にあげられたような社会的使命を全うすべく、敷居の高くない開かれた組織であるべきである。

(なお、古河市のケースではこの他に周辺商店街の商業振興や景観維持活動への支援・相談業務の可能性が検討可能である。)

参考例:まちづくり大津株式会社の取り組み

(国土交通省「まちづくりにおける新たな担い手の活動検討調査業務報告書」(2012)をもとに作成)

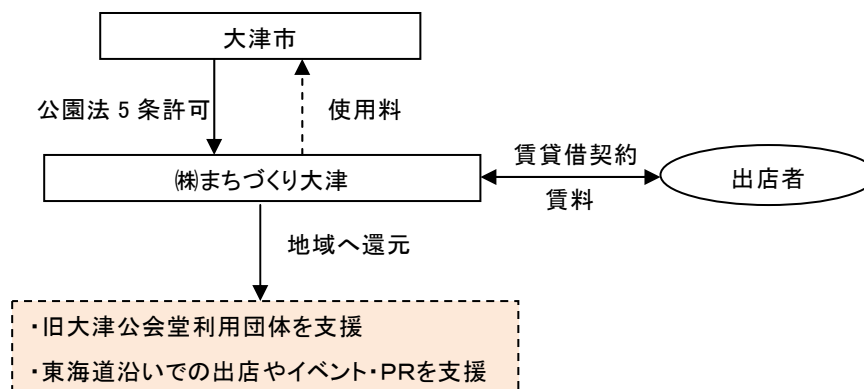
事業の概要

<琵琶湖岸の公園におけるオープンカフェ設置運営事業>

<旧大津公会堂におけるテナントミックス事業>

- ・事業の実施主体として株式会社を設立
- ・事業着手と施設オープンに向けた大津市との連携・協力
(都市公園法における公園施設設置許可等各種法令手続面)
- ・占有期間と入居テナントの賃貸借契約期間と同じ5年間に設定
- ・会社設立時に会社の利益をまちづくりに還元する旨株主説明を行い、同意書に記載。

(事業スキーム)





なぎさのテラス(※まちづくり大津 HP より)



旧大津市公会堂(大津市 HP より)

3. 「公共建築物と道路空間」の一体管理を民間事業(今城蔵保存活用事業等)と連携して行い、地域空間の全体価値を持続的に高めるための課題と対処方策

(1) 官民連携による地域空間管理事業の拡大

官民連携による地域空間管理の実施とその拡大は、先述してきたようなある新規に整備されたある特定区画や建物における管理といった観点からのみ要請されるものではない。よく知られている通り全国各地では空き家、空き店舗、ビルにおける空き室の増加により、地域の人口減や高齢化が生じ、それに伴う地域活力の低下や治安の悪化、ひいては地域価値の低下が深刻な段階に入っている。

かつて量的にも数少なかったそれらの空きスペースはいわば地域や各企業でのボランタリーベースに基づく管理が可能であった。しかしそれらの増大に伴ってこのような方式に頼った管理は困難な段階に至り、新たなスキームやシステムに基づく管理手法を検討・導入すべき段階に入っている。そしてこれらのスペースをすべて公的セクター単独のもので管理するとしてもそれは容易でなく、非現実的である。

「地域空間の一体的管理」という考え方は、もちろんスケールメリットからくる効率性という観点に由来するものでもあるが、同時に、前述した地域の抱える諸課題の一体的解決(例えば「まちなかの再生」等)を目指して導入されるべきものである。

その具体的な手法としては、例えば「(土地や建物における)所有者による管理」という概念から例えば「所有と管理の分離」という概念に移行させ、自らの手に負えなくなった管理者から廉価で「まちづくり会社」等がその管理を請け負い、そのテナントからの収益に関しても所有者にとって一定のメリットがある形で実施するといった方法が考えられ、実際のこの種の実践は全国で数多く試みられ、また高い実績もあげつつある。

参考例:東京都千代田区における現代版「家守」事業

(国土交通省「まちづくりにおける新たな担い手の活動検討報告書」(2012)をもとに作成)

事業の概要

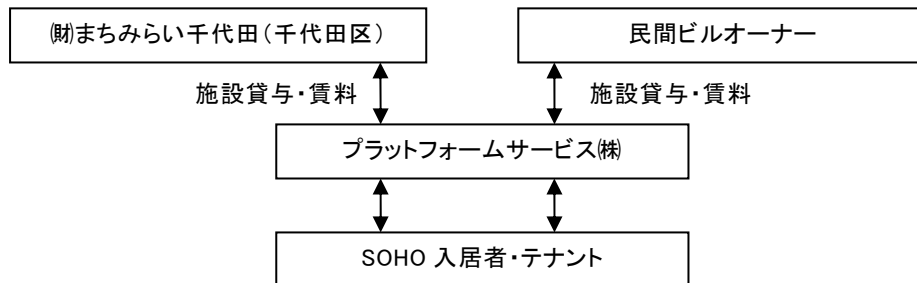
<千代田区や民間空きビルオーナーから借りた不動産を起業支援施設として整備・管理>

<中小ビルの空室問題に直面する神田地区の再生に貢献>

・民間企業経営者によりNPOをより発展させた非営利型株式会社が構想される。

・平成15年度、公募により「千代田区中小企業センタービル」活用事業を受託

- ・SOHO 支援施設「ちよだプラットフォームスクウェア」として整備
 - ・事業拡大に応じて民間空きビルを利用したアネックスを設置
 - ・入居者の選定は厳格に行う等公益性を確保。
- (事業スキーム)



ちよだプラットフォームスクウェア (東京産業立地ナビ)HP より)

(2) 地域空間の価値創出と向上を持続的に行っていくための具体的内容と課題

「まちづくり会社」を設立し、その体制を整えるだけでは地域空間と価値創出・向上を持続的に行っていくことにはならない。

「まちづくり会社」を通じた地域空間の価値工場における成功例ではどこも、まず会社の安定的な収益源を確保すると同時に、会社の公益性、公平性を確保する手段を広く採用している。そしてそのような手段を用いた上で会社の認知度、信用度の向上を図っている。事業遂行と認知度、信用度の向上は当然同時並行的に行われる。いずれにしても重要なのは「まちづくり会社」の経営力並びに企画力であると言える。

まず柱となる安定的な収益源を確保した上で、それを元手に企画力と経営力に見合った多様な事業を実施し徐々に事業規模を拡大していき、それらでの収益を適切に地域へ還元していくことが理想である。

参考例：愛知県犬山市における空き店舗のサブリース事業による活性化事業

(国土交通省「民間資金による中心市街地再生方策に関する検討調査業務」(2012)をもとに作成)

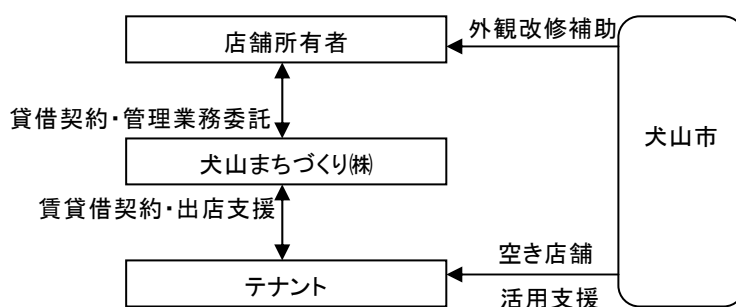
事業の概要

< 空き店舗所有者から「まちづくり会社」から借り受け改修の上新規店子に貸し出し >

< 駐車場収入を改修費に充当 >

- ・シャッター街となっていたメインストリート活性化を目指し「まちづくり会社」を設立
- ・空き店舗所有者から「会社」が借り受け改修し店子に貸し出し
- ・店子からの家賃収入と所有者への支払いの差額で改修費を回収するサブリース事業

(事業スキーム)



4. 地域空間パッケージ型官民連携のあり方の提案

これまでも記してきたように、民間セクターすなわち「まちづくり会社」が主体となる「公共建築物」や「道路」の管理についてはこれまであらゆる試みがなされてきており、多様な手法を駆使することでそれが可能であることが実証されている。

本調査の対象である鍛冶町通りにおいては、これまでの例を踏まえて、「まちづくり会社」のもと、まず①「公共建築物」そして②「道路空間」のほか、更に「まちづくり会社」が保有等している③「民間建築物」も含めた地域空間全体をパッケージとして一体的に管理できるかという点について考察する。

近年、大規模再開発に伴う施設の整備とともに、施設開発者を中心とした企業、あるいはNPO、協議会といった民間セクターの組織が、施設周辺の歩道を含めた空間管理を実施する例や、地域の振興策として、例えば商店街組合により、商店街内の道路の占有権や管理権を得てイベント

開催や広告掲示を行うといった活動が増加してきている。

図表：道路等公共空間の利活用を含んだ民間による管理のタイプ別特性

分類タイプ	エリア再生型	拠点整備型	既存商業活性化型	事業組合発展型	道路・建物一体型	市民活動型
(事例)	汐留シオサイト、天王洲総合開発、六本木ヒルズ等	秋田新都心、高松丸亀町	まちづくり松山、早稲田大学周辺商店街	鐘ヶ谷駅前広場 KAOの会	古河鍛冶町通り	八幡堀を守る会等
開発の有無	有		無	有	有 (公共建築物の施設整備に伴う沿道の活性化)	無
地区の主な用途	商業・事務系			住宅系	地方都市まちなか	多様的
	大都市の高度商業地域等	左に準じる地域	中小規模の商店が集積する地域			(住宅系が多い)
周辺地区と関連事業の規模	大規模	中規模	中規模	中・小規模	小規模	—
道路管理の目的及び視点	道路空間を含めたエリアを高度なレベルで一体的に整備することにより、地区全体のグレード向上と商業地としての魅力と集客力の向上を目指す。経営的視点を重視		道路空間を含めたエリアを通常よりやや上回るレベルで一体的に管理・利用(場合により整備)することにより、地区全体のグレード向上を図り用途に応じた地区の魅力と集客力の向上を目指す。経営的視点はない、または重視しない		新たに拡幅整備される道路と、公共施設の整備を契機に、その一体的管理・運営を行い、新たなまちなか拠点を創出することで、拠点周辺と沿道の景観形成、賑わい創出等の価値向上を図る。経営的視点はあまり重視しない	道路を愛する視点で、ボランティア的精神を基本に置く。経営的視点はない
道路管理対象物の規模・グレード	大規模・高グレード	中規模・比較的高グレード	中規模・通常をやや上回るグレード	中・小規模、通常をよりやや上回るグレード	小規模・高グレード	通常のグレード
道路管理のレベル	高レベル	比較的高レベル	通常をやや上回るレベル	通常～通常をやや上回るレベル	通常をやや上回るレベル	通常～通常をやや上回るレベル
道路管理の利活用	利便性の向上、集客力の向上に資する利用のほか、収益性のある活動を含めた積極的な利用	—	利便性の向上、集客力の向上に資する利用のほか、場合によって収益性のある活動を含めた利用	主として地域環境の向上に関する利用	道路単独の利便性の向上、集客力の向上に資する利用のほか、まちづくり会社と一体となった収益性のある活動を含めた利用	主として地域環境の向上に関する利用のケースもある(花壇の設置)
費用負担	民間負担あるいは公共負担もあり、事例によって異なる	—	民間負担の事例が多い	公共負担の事例が多い	公共負担により整備し、運営・管理費用の中で一体的に管理	民間負担の事例が多い
契約状況	大半は契約を締結	半数程度が契約を締結	契約を締結しない事例が多い	業務委託契約を締結	包括連携協定(+業務委託契約)	契約締結を行わない例が多い
活動法人の形態	株式会社が多いが任意団体もみられる	株式会社、商店街振興組合	商店街振興組合が多いが株式会社もみられる	NPO法人	まちづくり会社等	任意団体

「道路管理における民間活用分科会の報告概要～新道路利活用研究会(財)財団法人道路新産業開発機構調査部(「道路行政セミナー」(2011年11月))における表をもとに作成

これらの例はその規模に関係なく、その民間セクターと行政との間にその公益性、公平性、利便性の確保、地域の集客力の向上を理由として何らかの契約、協定類が締結され、道路上の占有権や占有料についての優遇措置を獲得している。

このような方式を援用することで、古河鍛冶町においても市との間で公共建築物や道路も含む何らかの地域空間管理に関わる協定等を行政との間で結ぶことで、地域空間をパッケージとして考える一体的管理は制度上は十分実施可能と思われ、またその意義も深いと思われる。

5. 民間資金等を公共空間管理に活用するための要件と課題

(1) 民間資金の公共空間管理への活用

①「まちづくり会社」における財政上の工夫について

地域空間の維持・管理において、従来は公的セクターによるものが多かった中で、民間セクター

の導入を図るためには、その民間セクターすなわち「まちづくり会社」において強力な財政基盤や信用力を得ることが必要である。

基本的には出資者による自己資金を中心として確保すべきであり、その事業規模によっては外部の安定的な資金を確保しておくことが求められる。

しかしながら、「まちづくり会社」は当初はその認知度や信用度が低いため、初期投資額を低く抑えざるをえず、またそのことが非常に重要である。

そのためには、まず地域や行政に対し、会社設立の趣旨、定款、役員構成等を積極的に公開、説明し、融資を得やすくすることが必要である。また指定管理者となった施設での「まちづくり会社」における運用の自由度を広く認めてもらい事業の可能性の幅を当初から広げておくといった方策も重要と思われる。他にも道路上における広告等の市からの占有許可手続きをスムーズに行ってもらい、また占有料に関しても市から免除してもらおうといったような方策も「まちづくり会社」の資金調達面にとって重要な要素である。

また、新たに地域空間へ参入してきた事業者等に対し活動への参加や寄付等を呼び掛けるといった工夫も必要と思われる。

②「まちづくり会社」の組織の在り方について

「まちづくり会社」の事業分野は、建築物の整備、各種施設や店舗の管理・運営、イベントの企画等多岐にわたっている。そのため「まちづくり会社」に求められる機能は、自らが事業を行う主体であることは言うまでもないが、そのほかにも地域における様々な主体(住民、企業、社寺、学校、行政)をつなげるハブとなることである。全国における「まちづくり会社」には地元の有力企業や、社会的団体の代表者もその役員に名を連ねている場合があり、また様々な職種、個人が「まちづくり会社」に名を連ねるべきである。

このような仕組みを作ることで、「まちづくり会社」を通じた新たなネットワークが形成され、「まちづくり会社」にとっての新たなビジネスチャンスを生むことにもなると思われる。

また、一定のルールを設けた上で、以前からの事業を継承し新たに参入する事業者等についても参加する規約等を整備しておくことが必要である。

(2) 「まちづくり会社」の収入の公共空間管理・地域への還元

「まちづくり会社」の目的が地域価値の向上を目指す以上、公共建築物と道路の一体的管理と同時に地元商店街・自治会等との連携と協力を進めることが必要であり、「まちづくり会社」の収益は地域に還元されるべき性質のものである。

当然、その収益はまず、前述してきたような関係施設の維持・管理・美化に使用されるが、それだけでは「まちづくり会社」の目的が達成されたとはいえない。

そのためにはまず近隣商店街や地域に対する還元メニューを具体化させることが求められる。例えば商業振興に関わる支援策(経営指導や、店舗毎の名物、名製品の「まちづくり会社」との共同開発、地域の商店と共同で実施するブランド品等の開発)、あるいは、景観管理に関する支援策(古くからの街並みを生かした店舗改装プランの提案、「まちづくり会社」と共同で実施する「のぼり」、広告の掲示等)が考えられる。

そのほかにも例えば、近隣の駐車場に関し、「まちづくり会社」にとっては事業基盤の強化の為、また近隣の駐車場経営者にとっては負担している維持管理費用の削減の観点から、「まちづくり会

社」が地域を一体的に管理するといった方策が考えられる。これは一体的な管理により、駐車場所所有者にも一定の収入が確保されるスキームであり、地域にとっても車で訪れる観光客等を計画的に誘導することができる等のメリットがある。なおこの場合、維持費用の負担割合や事故等の責任について事前に十分な協議をしておくことが求められる。

また「まちづくり会社」で運営するイベントスペースや近隣店舗において地域からの商品を優先的に販売する、キャンペーンを行うなど、「まちづくり会社」が地域に還元する、あるいはともに実施する事業の可能性は無限に広がっていると言える。

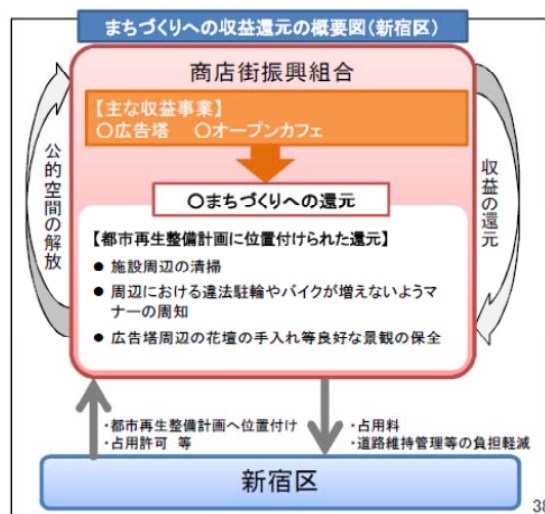
なお、以上のような「まちづくり会社」の地域への還元を行うためには、前述したような会社の認知度、信用度が重要な要素であり、まず「まちづくり会社」内での株主への十分な説明、経営状況(インベスター・リレーションズ)のHP等における公開等を検討すべきである。

参考例：東京都新宿区モア4番街におけるまちづくりの収益還元スキーム

(国土交通省「中心市街地活性化及び官民連携によるまちづくり(2012)」をもとに作成)

東京都新宿区では、既に存在する区の都市再生整備計画に、「まち」の賑わい創出の起爆剤として、道路上のオープンカフェと広告塔を位置づけ平成24年11月より事業を開始した。

占用主体である商店街振興組合は、道路交通環境の維持・向上のため、周辺の清掃、周辺の歩道部分に違法駐輪・バイクが増えないようマナーの周知、広告塔周辺の花壇の手入れ等を実施している。



6. 行政及び「まちづくり会社」等が整えるべき体制・組織と役割・経費等の分担方策

上記2.～4.における方策を円滑に実施するためには、行政及び民間側双方において、整えるべき体制や組織の問題、また役割分担の在り方や、資金面における課題が存在する。

それぞれについて検討すると、まず行政側においては、「まちづくり会社」の目的の公益性と公平性に鑑み、その出資も含めた事業全般への十分な理解と支援が必要である。そしてここでは当然法的な支援も含まれる。

行政において求められること

- ・「公共建築物」における「まちづくり会社」による管理・運営の検討
(指定管理者制度の導入、行政と「まちづくり会社」共同による施設の企画・運営等)
- ・「道路空間」における「まちづくり会社」による管理・運営の検討
(指定管理者制度、管理支援協定の導入の検討、道路占有許可の優遇措置、あるいは占有料の減免、免除等)
- ・「公共建築物と道路」を中心とした地域空間の一体的管理を行う団体への協力・支援
(「地域空間の一体的管理に関する「まちづくり会社」との間の包括的協定」の締結)
- ・その他必要となる条例・規則・要綱等の改正あるいは創設
- ・「まちづくり会社」との間における窓口の一本化 等

「まちづくり会社」において求められること

- ・「まちづくり会社」と事業における公益性と公平性の確保
- ・安定的な財務基盤の確立
- ・事業の企画・運営・経営に関する高い能力
- ・「まちづくり」に関わる人材の育成
- ・周辺地域、他の「まちづくり会社」との間の高いネットワーク形成能力

参考資料(第7章参考資料参照)

古河市道路占用料条例及び同施行規則

古河市法定外公共物管理条例及び同施行規則

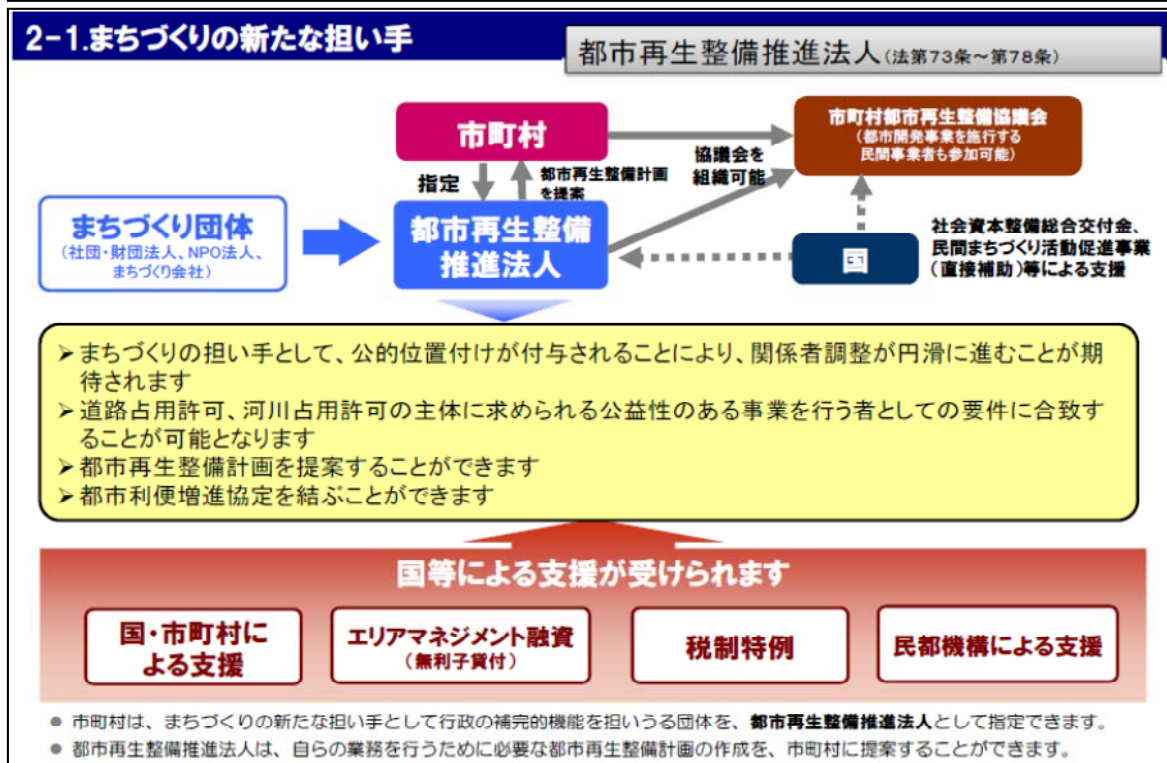
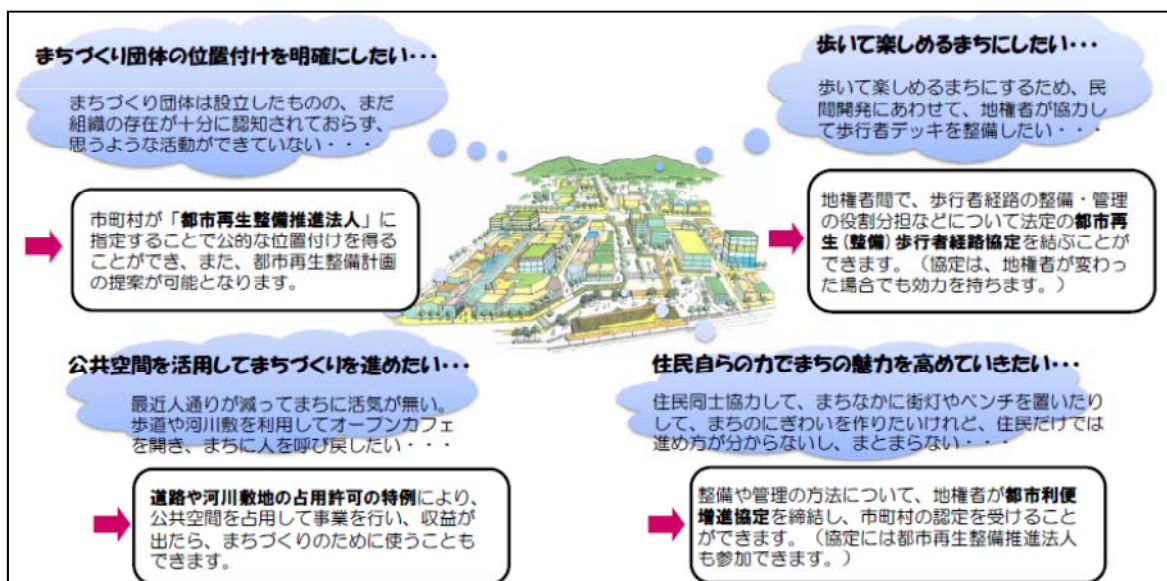
7. 国土交通省における「官民連携」の新しいスキーム

国土交通省では「官民連携」による「まちづくり」が活発化していることを受けて、公共施設等における民間による収益活動を積極的に認める「都市再生特別措置法」の改正を平成23年に行っ

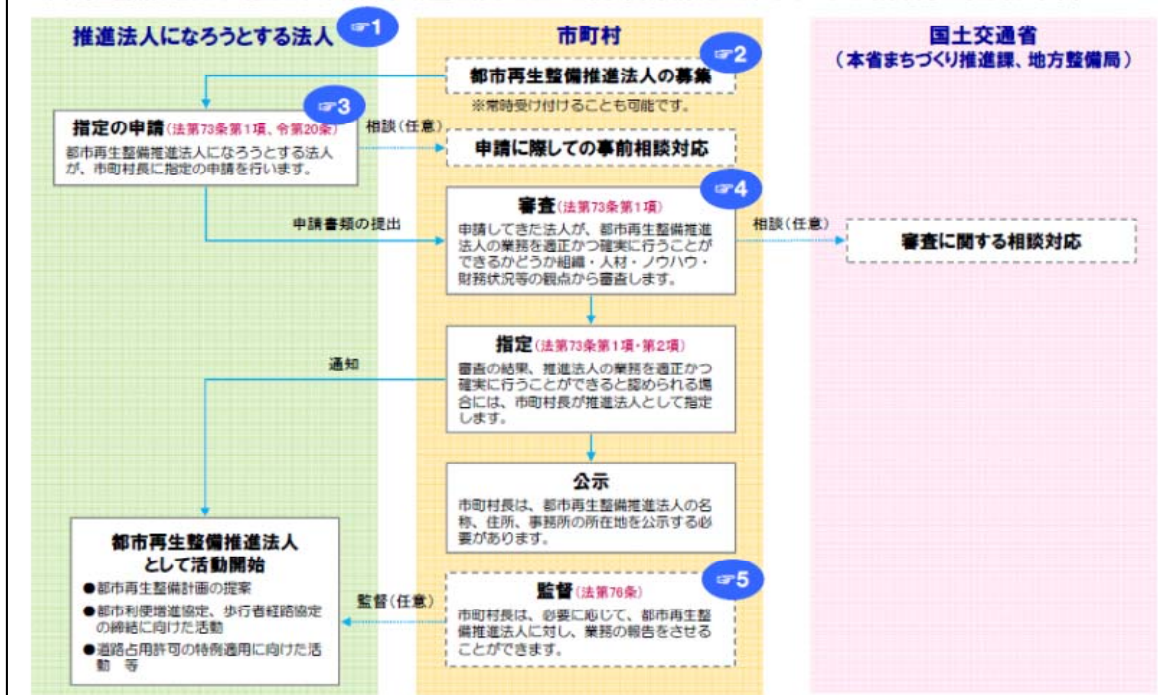
た。この改正では、民間セクターを中心とした「まちづくり団体」が市町村から「都市再生整備推進法人」の指定を受けることで公的な位置づけが付与されるとともに、道路占有許可の特例を規定する「都市再生整備計画」を提案することが可能となっており、併せて地域住民との間において「都市利便増進協定」を締結し市町村からの認可を受けた場合には、「まちづくり団体」自らが植栽や照明塔が設置できる制度となっている。

ここにおける提案に対して国からの無利子融資、税制特例、民都機構からの支援が受けられ、地域住民と「まちづくり団体」が主体的に活動する「まちづくり」事業にとって利便性の高い事業となっている。

(以下国土交通省「官民連携まちづくりの進め方(平成 23(2012)年)」より)

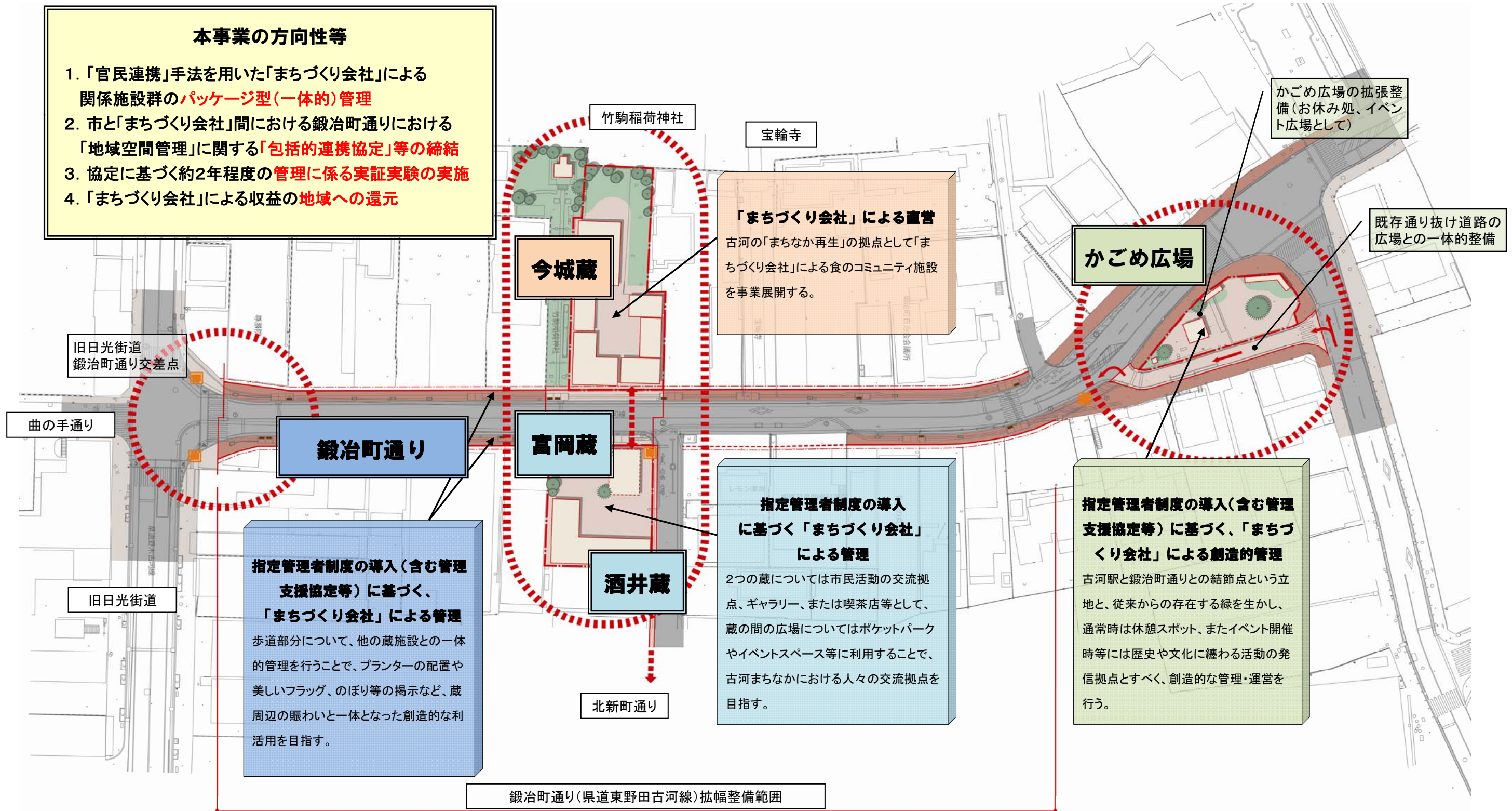


● 都市再生整備推進法人の指定は、市町村長の裁量で行うことができます。具体的には、以下のような手続きが想定されます。



第6章 鍛冶町通りにおけるモデルの作成と提案 - 地域空間パッケージ型官民連携の提案

[図表: 鍛冶町通りにおける「官民連携」によるまちづくり概要図]



※平成 23 年度 鍛冶町通りまち並み環境デザイン等の提案 報告書をベースに加筆・修正

1. 鍛冶町における基本的な考え方

(1) 多岐にわたる管理対象施設の性格

前述してきたように、本調査の対象となる各施設は法的位置づけが各々多岐に亘り、地域を一体的に管理するとした場合(その理由と具体案については後述)における、個々の施設の管理手法の選択にあたっては、それらの現状の法的位置づけを明確に捉え、「官民連携」手法を用いた民間セクターによる管理手法の導入についての可能性の範囲について明確に踏まえておく必要がある。

① 酒井蔵・富岡蔵

→古河市の普通財産(地方自治法 238 の 5)

市による整備

(富岡蔵の曳家工事も含め、平成 26 年度中オープン予定。両蔵の間に設けられる広場も含め、その後の管理方式・活用方法は未定)

② 今城蔵

→「合同会社古河鍛冶町みらい蔵(まちづくり会社)」の運営管理による民間資産

民間(まちづくり会社)による整備

(平成 25 年 3 月オープン予定、その後は「まちなか」における「食のコミュニティ拠点」とすべく準備中)

③ 鍛冶町通り(一義的な検討対象としては車道並びに歩道とする)

→正式には県道であるが、古河市による管理を予定(公共用財産(地方自治法 238 の 4))

市による整備

(道路については平成 25 年 3 月拡幅整備工事完成予定)

④ 「かごめ広場」

市による整備(想定)

→古河市による管理(公共用財産(地方自治法 238 の 4)部分と普通財産(地方自治法 238 の 5)部分)

(敷地の約半分については休憩スペースとして整備済・残りは未整備で更地状態)

図表: 鍛冶町通り各施設の管理手法の可能性について

		鍛冶町通り		「かごめ広場」 (公的財産)	酒井蔵・富岡蔵 (公的財産)	今城蔵 (私的財産)
		車道 (公的財産)	歩道 (公的財産)			
一般的管理業務の内訳		① アスファルト・舗装のやりかえ、修繕	① 歩道の清掃	① 広場の管理・運営	① 施設の管理・運営	① 施設の管理・運営
		② 車道の清掃	② 植栽・プランターの管理	② 敷地内広場の清掃	② 敷地内広場の清掃	② 敷地内広場の清掃
		③ 街路灯の取り換え	③ 緑石・タイルの修繕	③ 植栽・プランターの管理	③ 植栽・プランターの管理	③ 植栽・プランターの管理
				④ 建物・デザイン管理	④ 建物・デザイン管理	④ 建物・デザイン管理
				⑤ 広場・緑石・タイルの修繕	⑤ 広場・緑石・タイルの修繕	⑤ 広場・緑石・タイルの修繕
		(車道、歩道とも、舗装、修繕については発注業務を指す)				
官民連携 手法を含んだ、 管理手法 の選別	公的セクターによる直接管理	○	○	○	○	—
	業務委託(含む管理委託)	○	○	○	○	○
	アダプトプログラム	△	○	○	×	—
	指定管理制度	○	○	○	○	—
	PFI	—	—	△	×	—
	民間セクターによる直接管理	—	—	—	—	○
「まちづくり会社」による管理		○	○	○	○	○

(2) 古河まちなか再生の方針に基づく、地域空間の一体的管理の必要性

上記(1)にあるように、関係施設がそれぞれ多様な性格を持つ以上、また下記①～⑤の必要性に鑑みれば、本調査の関係施設群を含んだ地域空間の一体的管理を行うことが適切と思われる。

① 古河駅西地区の「まちなか再生」拠点の創出

古河駅西地区、西北部の料亭街・武家屋敷からなる「おもてなしゾーン」、西部の永井路子記念館、篆刻美術館を中心とした「江戸町ゾーン」、また西南部の歴史博物館、古河文学館、鷹見泉石旧宅一帯の「歴史文化ゾーン」に並ぶ「まちなか再生」拠点を創出し、駅西地区における回遊性を高める必要性。

② 住民(観光客も含む)への公共サービスの向上

周辺商店街においてその数が減少している飲食系店舗の代替機能、あるいは古河における食の観光拠点として、充実した飲食サービスを提供する空間を形成し、地域住民や観光客に供するほか、空間の持つフレキシビリティを活かし、古河の新たな魅力を発信するためのホスピタリティに溢れた空間を形成させる必要性。

③ 行政による施設等管理コストの逡減

今後全国的に人口減少が見込まれる中、行政による各種施設の管理コストの逡減が迫られる中、民間セクターによる知恵とアイデアを生かした安定的な施設管理の必要性

④ 「エリアマネジメント」の思想を取り入れたパッケージ型地域空間価値の創出

ある特定の単体施設の管理について検討を行うのではなく、空間を形成する施設等をパッケージと(一体的に)捉えて管理し、地域空間の魅力と価値向上を目指す必要性。

⑤ 遊休市有地の有効活用

JR古河駅西口から至近距離にあり、また「酒井蔵・富岡蔵」、「今城蔵」とを結ぶ中間点に位置する遊休市有地も含んだ「かごめ広場」の有効活用を行う必要性。

⑥ 古河市の「まちなか再生」における回遊性の創出

古河市における「まちなか再生」においては、人々の回遊軸を創出することが不可欠であり、(本報告書 13 ページ参照)、それぞれの軸は性格の異なる施設で構成されている。本事業もこの一極を担う役割を期待されており、そのための賑わいを創出するような独創的な地域管理を行う必要性。

(3) 地域空間の民間セクターによる利活用における援用可能な関係法規等、環境の整備

① 地域空間の民間セクターによる利活用に関する各種法的枠組等の環境整備

- ・平成 11 年度 「PFI 法制定」内閣府
- ・平成 15 年度 「地方自治法改正(指定管理者制度の導入)」総務省※
「道路使用許可の申請円滑化への配慮」警察庁※
- ・平成 16 年度 「道路占有許可の簡素化」国土交通省※

- 「オープンカフェ等の普及支援」同※
- 「道路使用許可と占有許可申請の一括受付制度」警察庁※
- 「民間事業者による道路上での収益活動許可への柔軟化」同※
- ・平成 18 年度 「道路法改正(並木、ベンチ等の民間管理、民間による並木、フラワーポット等の設置)」国土交通省・警察庁※
- ・平成 19 年度 「広告物の道路占用」国土交通省※
- ・平成 23 年度 「PFI 法改正(対象施設の増加)」内閣府
- 「都市再生特別措置法の改正(都市利便増進協定)」国土交通省※

※印は本調査において特に関係が深いと思われるもの

地域空間の民間セクターによる運営・管理にあたっては、ここ約 10 年間にわたり、国により各種の法改正や基準の策定等、地域の空間管理において民間セクターによる運営・管理参加が容易になるような制度づくりが積極的に進められてきている。

なお、古河市では平成 17 年度から指定管理者制度を導入し、道の駅「まぐらの里こが」、「お休み処坂長」等、地域のまちづくりに関連する施設でも導入を開始している。

② 近年のまちづくりにおける民間活力を導入した先駆的事例の増加

上記①のような環境整備を踏まえつつ、全国ではあらゆる実践がなされ、その経験も多く蓄積され、またその事業実績は各種媒体で広く公開もなされている。よってこれから取り組みを行う古河にとってもこれらの先駆例での経験を参考にしつつ、またオリジナリティを加えていくことも可能である。

2. JR高架近くの広場「かごめ広場」の有効活用

(1) 「かごめ広場」について

今回の調査では、当初調査の対象にはしていなかったものの、休憩施設と遊休地等の有効利用といった観点から、「酒井蔵・富岡蔵」と鍛冶町通りを挟んで向かい側の「今城蔵」を合わせたエリアの約 100m 東側に位置し、鍛冶町通りとJR高架線の交差部分近くに位置する、通称「かごめ広場」と隣接する未整備の空地を利用方法についても新たに検討した。

ここではこの「かごめ広場」の有効活用と「まちづくり会社」による管理・運営策の可能性を検討し、「かごめ広場」、「富岡蔵・酒井蔵」、「今城蔵」、「鍛冶町通り」と一体となった管理と創造的な利用法の創出を通じて、地域住民交流の拠点の一つとし、加えて地域空間の価値創造への可能性を探っている。

① 現状

次頁地図における既存広場部分は、鍛冶町通りの拡幅の際、市により小公園(休憩スポット・ポケットパーク)として整備され、あずまや、水飲み場、椅子(あずまやの下部)、また未整備部分との間を仕切る和風の壁等が設置され、現在に至っている。

既存広場部分、未整備部分ともに敷地は平坦であるとともに周囲を道路(一部歩道つき)で囲まれ、両敷地を合わせると凡そ三角地の形状となっている。また広さについてはそれぞれ既存広場部分が 144.04 m²、未整備部分が 202.72 m²である。

② 古河市における財産上の区分

既存広場部分は道路法に基づく「道路」の一部(広場)であり、未制部分は現在利用法が未定の公有財産である。よって敷地の利用(例えば収益事業等)にあたっては、両敷地ともに市からの道路占有に関する許可を別途必要とする。

③ 事業スキームの検討

現状の既存広場を踏まえて未整備部分を整備し、両敷地の一体的活用が可能となるように再整備した場合、その概算事業費は、未整備部分については1,500万円～2,000万円程度、また周辺道路の舗装費用としては500万円程度で計2,000万円～2,500万円程度と見積もられる。

この敷地を利用して何らかの収益事業を行うべく、例えばPFI手法を活用する等、全てのリスクを民間セクター(例えば「まちづくり会社」)が負い実施することは、その事業費の規模から考えて、現実的でなく、再整備事業そのものについては市によって行わざるを得ないと思われる。しかしながら民間セクターにより、管理業務(含む収益事業等)を実施し、広場一帯での事業収益の一部は必ず地域活性化へ寄与させること等を条件にその収益の一部を市に還元させ、市における再整備費用の回収を図るといったようなスキームを構築するなど、「まちづくり会社」を想定した指定管理者制度等の導入の可能性も十分検討可能と思われる。

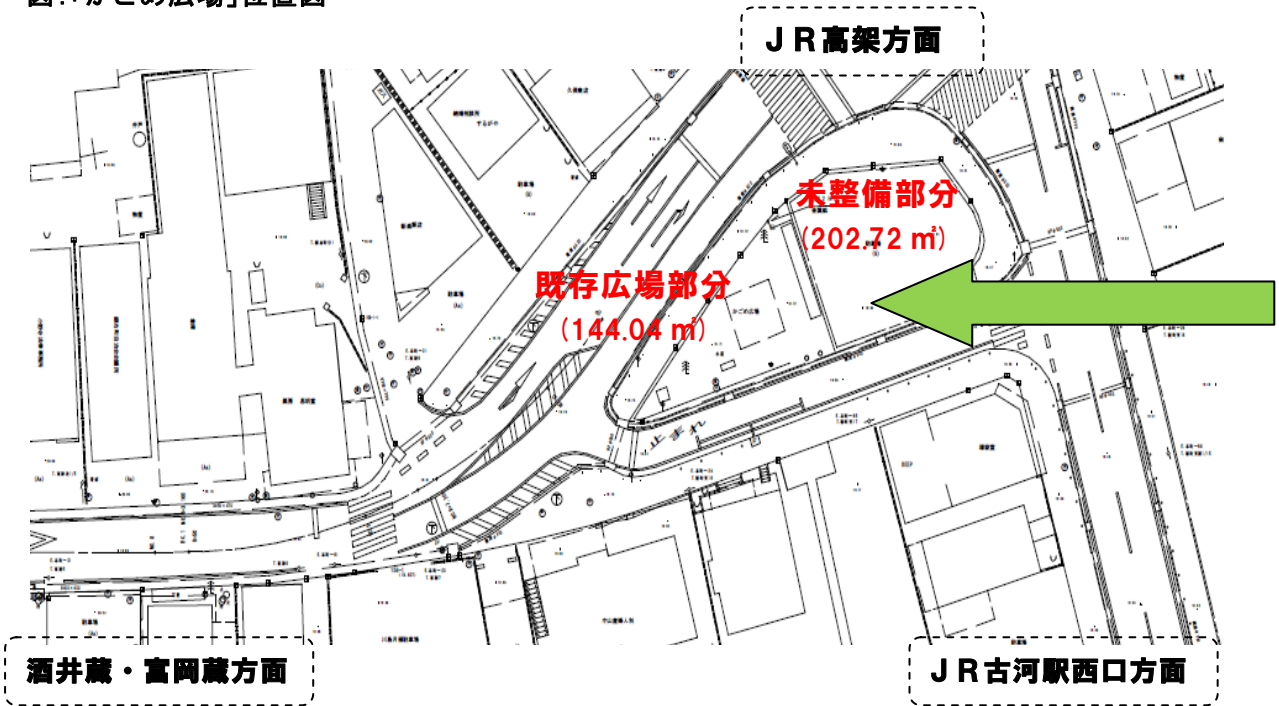
④ 使用目的の可能性

現在、両敷地の周囲の通行人数は多くないが、両敷地は古河駅西口から鍛冶町通り、酒井蔵、富岡蔵への近道に位置し、その両敷地の一体的利用と有効活用を図ることによって、地域空間の価値創造のための多様な可能性を創出できる場所と考えられる。

よって平常時は、市民が憩う休憩スポット、アダプトプログラムを広げるまちなかの緑の拠点として利用し、休祝日においては両敷地を一体的に考えた上で、地域のイベントスペース、つまり地域空間価値向上のための一拠点としての活用を図り、例えば屋台等による「まちなかカフェ」、「フリーマーケット」、また市内産農産物の「産直売場(朝市等)」、また花壇スペースや「花時計広場」等とした上でのその苗木販売の拠点といった活用法が考えられる。

以上のような考えのもとにその再整備とその後の活用法に関する全体イメージを描いたのが次頁の「かごめ広場」活用イメージである。

図:「かごめ広場」位置図



既存広場部分



未整備部分



まちの花壇スペースのイメージ(神戸市での例)

(神戸市「市民花壇」HPより)



市民による植木市(愛知県刈谷市における例)

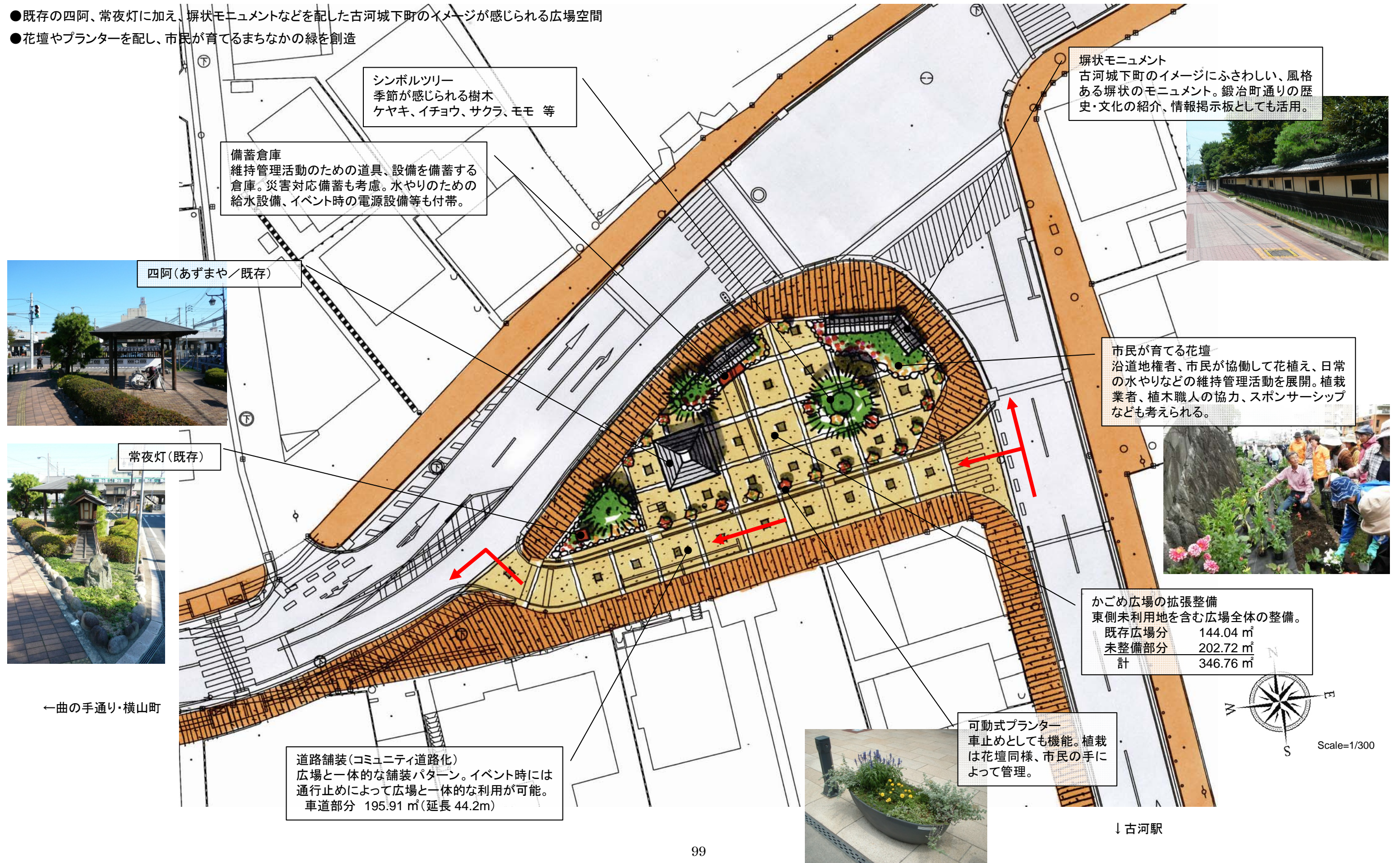
(愛知県刈谷市「フローラルガーデンよさみ」HPより)

「かごめ広場」整備活用イメージ①

[平常時] ~市民が集う休憩スポット、アダプト・ガーデンとして

- 広場と南側車道の一体的整備(舗装等による一体化)
- 既存の四阿、常夜灯に加え、塀状モニュメントなどを配した古河城下町のイメージが感じられる広場空間
- 花壇やプランターを配し、市民が育てるまちなかの緑を創造

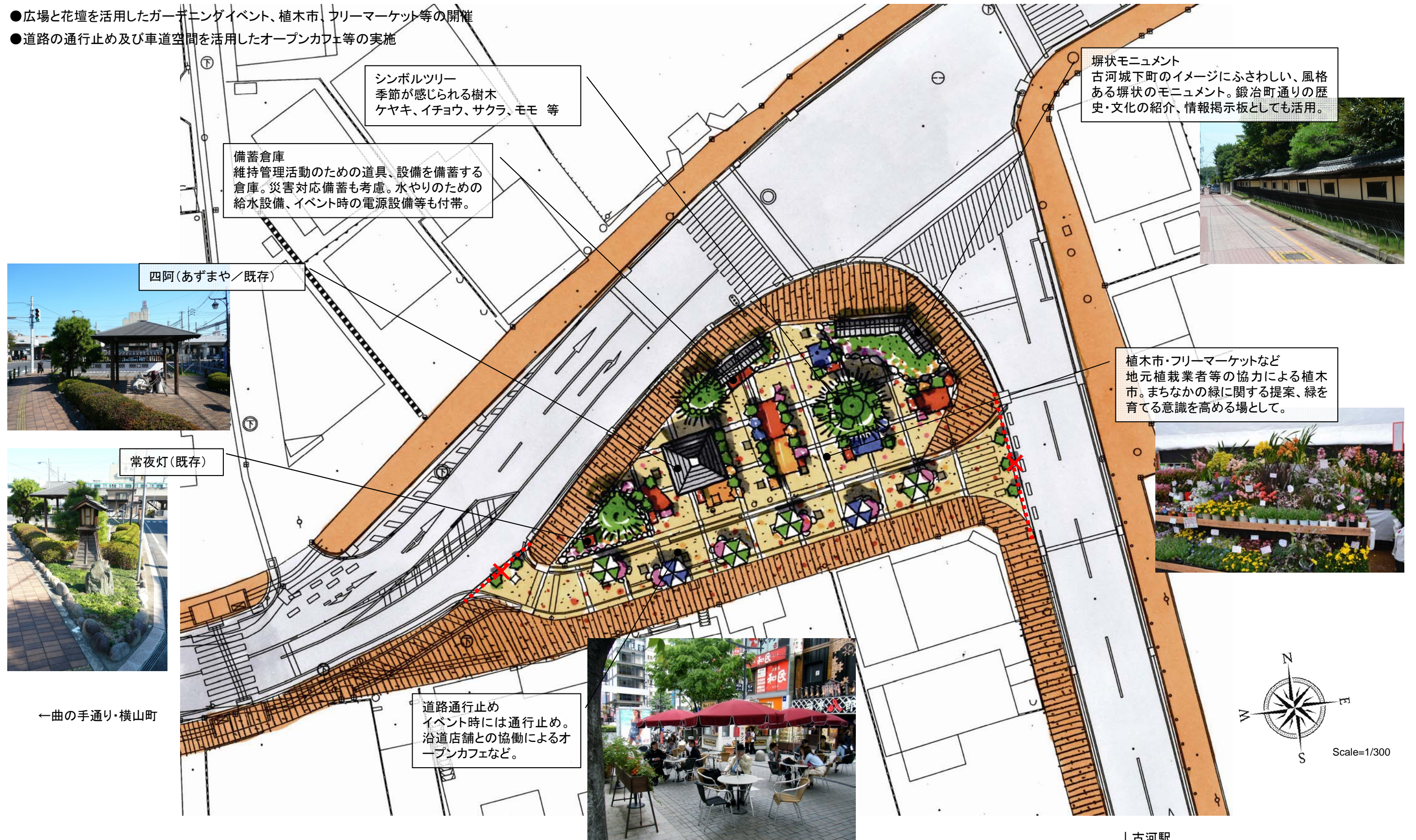
JR 線高架→



「かごめ広場」整備活用イメージ②

[イベント時] ~まちなかの緑、地域の歴史・文化に纏わる活動を発信するオープンイベント・ガーデンとして

- 広場空間と道路空間を一体的に活用し、駅前と鍛冶町通りを繋げるにぎわいの場を定期的に創造
- 広場と花壇を活用したガーデニングイベント、植木市、フリーマーケット等の開催
- 道路の通行止め及び車道空間を活用したオープンカフェ等の実施



JR 線高架→

塀状モニュメント
古河城下町のイメージにふさわしい、風格ある塀状のモニュメント。鍛冶町通りの歴史・文化の紹介、情報掲示板としても活用。

備蓄倉庫
維持管理活動のための道具、設備を備蓄する倉庫。災害対応備蓄も考慮。水やりのための給水設備、イベント時の電源設備等も付帯。

四阿(あずまや/既存)



常夜灯(既存)



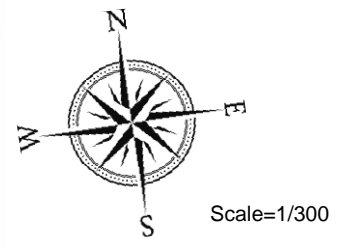
植木市・フリーマーケットなど
地元植栽業者等の協力による植木市。まちなかの緑に関する提案、緑を育てる意識を高める場として。



道路通行止め
イベント時には通行止め。沿道店舗との協働によるオープンカフェなど。



←曲の手通り・横山町



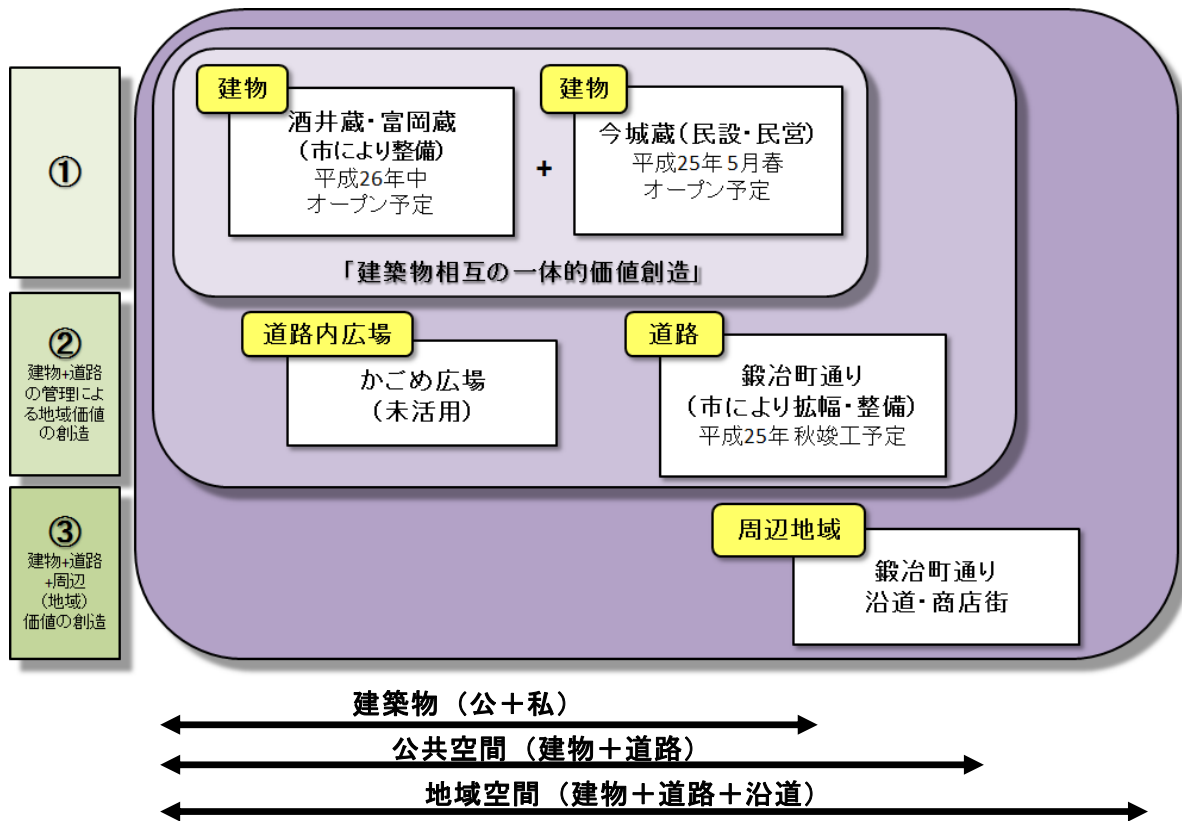
↓古河駅

3. 鍛冶町通り沿いの「公共建築物と道路空間」の一体的管理に係る事業方式に関する提案

(1) 考え方

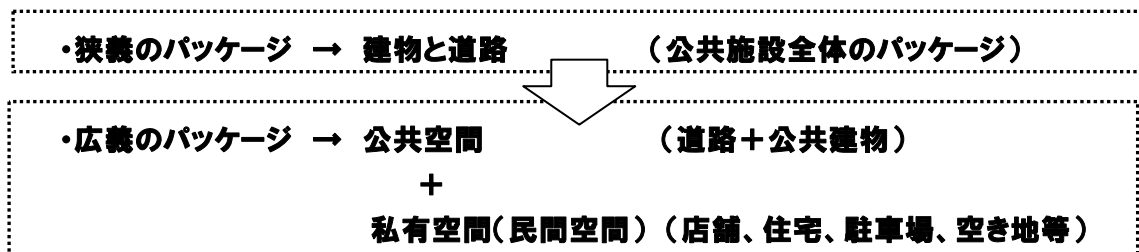
- ① 地域空間は一体的に(パッケージとして)管理されることが望ましい。
- ② 地域空間の管理においては各管理主体がその性格に関わらず相互に連携することでその価値が創出される。
- ③ 上記の目的を達成するためには地域に密着した「まちづくり会社」の活動が必要であり、また有効である。

図表. 本事業の目指す空間的・段階的フェーズ



目指すべき地域空間パッケージ型の「官民連携」像

地域空間管理におけるパッケージとは以下のように「狭義」のものから「広義」のものへと類型化と、発展が可能である。



- ア) 狭義のパッケージ型管理から、広義のパッケージ型管理を目指す。
- イ) 人々の交流の場としての「道路空間(特に歩道)」の重要性
- ウ) パッケージ化することの利点
 - ・「まち」全体をマネジメントする中で収益事業を見出すことができる。
 - ・公共セクター単独より、「官民連携」方式の方が、地域の活性化、地域産業の振興、雇用の創出を促す可能性が広い。
- エ) 「官民連携」とは、民が官の力を借りて、民の力を発揮しやすくすることであり、市民の力を後押しするシステムである。

(2) 関係施設・道路等の管理・活用・運営方針に係る具体的提案

- ① 市と「まちづくり会社」間における「地域空間管理に関する包括的連携協定」の締結
- ② 「まちづくり会社」の「都市再生整備推進法人」への指定
- ③ 2年間程度の一体的空間管理の試行
- ④ 官民連携による地域空間パッケージ型管理手法の導入
- ⑤ 効果の検証を踏まえつつ、より詳細な制度設計へ

① 市と「まちづくり会社」間における「地域空間管理に関する包括的連携協定等の締結

→今城蔵、酒井蔵、富岡蔵、鍛冶町通り、更にはかごめ広場の一体的管理・活用・運営を行い、その相乗効果と、地域空間の価値向上を図るためには、市との協働、連携が欠かせず、強固な協働関係を構築することが必要である。この協働関係を通じて、現状の条例等の体系のもとで存在する運用面上の諸課題(例えば歩道における道路占有料、広告掲示料の特例措置導入の必要性といった調整、改正事項の存在)を乗り越え、地域空間管理における新たなモデルを作ることが必要である。そしてこれらの協働関係の構築を明確に規定するため、市と「まちづくり会社」間において、「地域空間管理に関する包括的連携協定」を締結する。以下はその協定(案)である。

○古河市鍛冶町通り沿道の「まちなか再生」に関する包括的連携に関する協定書(案)

古河市「鍛冶町通り」沿道地区においては、平成23年度より「まちづくり会社」を中心として行ってきた「今城蔵」の保存・活用活動、また「今城蔵」に近接し市によって実施される「酒井蔵」「富岡蔵」の保存・再整備事業と、鍛冶町通りの拡幅工事により、各施設が一体となった「まちなか再生」の機運が高まってきている。

そこで「鍛冶町通り」において「まちなか再生」に取り組むそれぞれの主体が相互に連携・協力し、3つの蔵が集まる一帯を活動の拠点と位置付けるとともに、JR古河駅西地区における「まちなか再生」の進展を期すため、これまで「まちなか再生」の中心的役割を担って

きた「まちづくり会社〇〇〇」（以下「会社」という。）と市との間に以下のとおり包括的連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市と会社の相互に連携協力の上、鍛冶町通り沿道地域を対象として、「まちなか再生」を図ることを目的とする。

（連携内容）

第2条 前条に掲げる連携とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 市と会社の協働により、「今城蔵」、「酒井蔵・富岡蔵」等、鍛冶町通りにおける資産の利活用を図ること。
- (2) 市と会社がまちなか再生に係るイベント等を共同で実施することにより、地域空間における事業者、コミュニティ、地域全体の活力を創出すること。
- (3) 市と会社の協働により、地域の住民や事業者が「まちなか再生」活動の担い手として活躍できるための仕組みをつくること。
- (4) 市は会社が地域住民や来訪者に対して行うサービス、または「まちなか再生」活動のための取り組みに対し、法律上、制度上における各種の協力を可能な限り行うこと。
- (5) 市と会社は両者のもつ「まちなか再生」活動のために必要な情報等を相互に共有すること。
- (6) その他、本協定の趣旨・目的の達成のために必要と認める事項

（連携の推進）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、両者は適宜協議をおこなう。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。但し協定締結後2年間は本協定の試行期間とする。残り3年間の実施については、締結後2年間におけるそれまでの運用成果に基づき、市及び会社よりそれぞれ申出を行い協議するものとする。また何らかの申し出がない場合は、更に3年間を実施し、その後は5年毎に更新するものとする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、両者の協議により定めるものとする。

古河市及び会社は、この協定の締結を証するため、ここに署名する。

年月日
古河市長
まちづくり会社 代表取締役

② 「まちづくり会社」の「都市再生整備推進法人」への指定(含む都市再生特別措置法に基づく「都市利便増進協定」)

- 「都市再生特別措置法」に基づき、市が「まちづくり」の担い手として「まちづくり会社」を「都市再生整備推進法人」に指定することにより、「まちづくり会社」を公益性のある事業者として法的な承認を与え、「まちづくり会社」は鍛冶町通り近辺の「まちづくり」のあり方を「都市再生整備計画」としてまとめ市に提案する。(道路占有許可の特例はこの提案に対し付与される。)
- 「まちづくり会社」は「都市再生整備推進法人」への直接補助制度である国土交通省都市局「民間まちづくり活動促進事業」の補助事業の活用を図る。
- また「まちづくり会社」は「都市再生特別措置法」に基づく「都市利便増進協定」を地域住民等との間に締結し、植栽、ベンチ、街灯類の設置を図る。

③ 2年間程度の一体的空間管理の試行

- 「まちづくり会社」と市との間で「包括協定」を締結の上なされる地域空間管理にあたり、その多様な取り組みとその成果や課題を発見するため、2か年程度の実証実験を実施し、追加して考慮すべき制度上の課題や、その他円滑な事業実施に向けた諸課題の解決を図る。

④ 官民連携による地域空間パッケージ型管理手法の導入

ア) 「酒井蔵・富岡蔵(含む敷地内広場)」(古河市の普通財産(地方自治法 238 の 5))

- 当初2年間の実証実験においては、「まちづくり会社」による管理を試行し、その後の本実施段階においては、指定管理者制度の導入を図り、関係条例の制定を行う。また「まちづくり会社」はその指定管理者となるべく社内体制等の充実を図る。加えて「まちづくり会社」は指定管理者として、市と両蔵と間の広場の活用方法を協議し、その管理・活用・運営を図る。

イ) 「今城蔵」(「合同会社古河鍛冶町みらい蔵」管理の私有財産)

- 「合同会社古河鍛冶町みらい蔵」による直営とし、古河まちなかにおける「食のコミュニティ拠点」としての整備・活用・運営を図る。

ウ) 鍛冶町通り(道路・古河市の公共用財産(地方自治法 238 の 4))

- 車道部分については、その管理業務の内容が技術的に高度に専門的であること、鍛冶町通りの車道部分のみを管理するだけでは、道路の持つネットワーク機能に由来したコスト逓減効果に寄与しにくいこと、また既存の道路管理行政への影響も考慮し、民間セクターによる管理・運営、また新たな利活用策について現段階では考慮しない。
- 歩道部分については、「酒井蔵・富岡蔵」と同じく、2年間試行的に「まちづくり会社」による管理を行い、本実施段階においては、指定管理者制度を導入し、「まちづくり会社」はその指定管理者となるべく、体制の充実を図る。または「包括協定」中位置づけられる「管理支援協定」を締結し、市と「まちづくり会社」間において歩道上の管理委託契約を締結する。「まちづくり会社」は歩道に関する管理料を市から授受し、また歩道上の占有許可や占有

料の減免措置等を「包括協定」を根拠に受けた上で、清掃業務等の管理業務を実施する。

→なお、車道も含めた道路上におけるアダプトプログラムによる管理の導入は選択肢の一つではあるが、担い手における将来的な高齢化、人手不足、また担い手による持ち出しの増加等という負担増等の事業の持続性に関する問題があり、一方で本事業が収益性を基盤とした持続可能性の高い地域空間管理を目指していること、よって「まちづくり会社」の経営基盤の安定化も目指すべきことから、現段階では考慮しないこととする。

Ⅰ) 「かごめ広場」(道路法上における「広場」・古河市の公共用財産(地方自治法 238 の 4)と普通財産(地方自治法 238 の 5))

→既整備済の広場と、隣接した未整備の更地を一体的に使用が可能となるよう市により再整備し、市の「公の財産」と位置付けた上で、指定管理者制度に基づく管理を導入し、「まちづくり会社」は指定管理者を目指すものとする。そして両敷地一体となった形でイベントスペース等に使用可能な「まちなか再生拠点」への活用・運営・管理を行う。

⑤ 効果の検証を踏まえつつ、より詳細な制度設計へ

上記④であげた方策を実施するために、実証期間内で課題の抽出を行うほか、より詳細な制度設計を行っていく。特に公共建築物、道路における管理においては実証実験開始時あるいは終了後に指定管理者制度の導入が必要であり、「道路・広場」と「公共建築物」を分けた上での条例策定を目指す。以下にその案文を示す。

○古河市管理の道路橋梁及び河川の維持管理条例(案)

(鍛冶町通り(歩道部分)、「かごめ広場」を想定)

平成○年○月○日

条例第○号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、古河市が維持管理する道路、橋梁及び河川の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者による維持管理)

第 2 条 市は道路、橋梁及び河川の維持管理の一部または全てにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。また実施個所については別途要綱にて定める。

(指定管理者の業務)

第 3 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 道路、橋梁及び附帯施設の維持管理に関する業務
- (2) 河川及び附帯施設の維持管理に関する業務

(3) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う維持管理の基準)

第4条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、前条の業務を行わなければならない。

(原状回復義務)

第5条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は指定が取り消され、若しくは業務の全部及び一部の停止を命ぜられたときは、維持管理しなくなった道路、橋梁及び河川をすみやかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第6条 指定管理者は、道路橋梁及び河川に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し、必要な事項は市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

本条例案では、道路における指定管理者制度の導入実績のある北海道清里町並びに大空町における条例を参考としている。また事業実施における細目について、例えば具体的な路線名や業務の仕様の内容については、募集要項等で定めることを想定している。

○古河市鍛冶町通りにおけるまちなか再生施設の設置及び管理に関する条例(案)

(酒井蔵、富岡蔵を想定)

平成○年○月○日

条例第○号

(設置の目的・趣旨)

第1条 市民や市への来訪者の利便に供し、J R 東日本古河駅西地区（以下駅西地区）のまちなか再生における拠点施設として、同地区における交流を促進させ、産業振興及び地域の活性化を図るため、古河市鍛冶町通りにおけるまちなか再生施設を設置する。

2 まちなか再生施設は効率的な運営のもと、駅西地区への訪問客、近隣の住民に対し、高度でかつ多様なサービスを提供することが求められていることに鑑み、その管理にあたっては官民の連携による手法を用いることとする。

(名称及び位置)

第2条 地域振興施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 古河市鍛冶町通りまちなか再生施設（通称「酒井蔵」及び「富岡蔵」、また両建物の間に設けられる「蔵の広場」、あわせて以下「本施設」という。）

位置 古河市鍛冶町〇〇

(施設)

第3条 本施設は、次に掲げる施設その他当該施設に付随するものをもって構成する。

- (1) まちなか再生施設
- (2) 飲食提供施設
- (3) 飲食提供施設
- (4) 直売施設
- (5) 物販施設
- (6) 多目的ホール
- (7) 会議スペース

(開館日及び開館時間)

第4条 本施設の開館日及び開館時間については、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、本施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、本施設の管理を市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 本施設の利用の許可及び利用料金の徴収に関する業務
- (3) 本施設の利用料金の減額若しくは免除又は返還に関する業務
- (4) 利用者（第9条第1項の規定により指定管理者の許可を受けた者をいう。以下同じ。）又は来館者（利用者以外の者で地域振興施設に来館するものをいう。以下同じ。）へのサービス向上のための物品の販売、飲食物の提供等に関する業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、本施設の運営に関し必要と認められる業務であって市長が別に定めるもの

(管理の基準)

第7条 指定管理者は、次に掲げる基準により前条に定める業務（以下「指定管理業務」という。）を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 地域振興施設の維持管理を適切に行うこと。

- (3) 利用者及び来館者に対して平等かつ適正なサービスを行うこと。
- (4) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に扱うこと。
- (5) その他鍛冶町通り沿道の振興、活性化につながる事

(指定管理者の指定手続)

第8条 指定管理者の指定手続等については、古河市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第59号）の定めるところによる。

(利用の許可)

第9条 第3条第7号及び第8号に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定による許可に管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可及び入場の制限)

第10条 指定管理者は、本施設を利用しようとし、又は来館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可をしないものとし、又は入館を禁止し、若しくは退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者がその利用を不相当と認めるとき。

(目的外利用)

第11条 利用者は、許可を受けた目的外に利用してはならない。但し、市の求めに応じて近隣の道路空間と一体となった利用、まちなか再生に係る事業と連携した利用については、この限りでない。

(利用の許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 第9条第2項の規定により指定管理者が付した許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用の許可を受けた後において、第10条各号のいずれかの規定に該当することとなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が管理上特に必要があると認めるとき。

(利用料金)

第13条 利用者は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項に規定する利用料金は、利用の許可を受ける際に納入するものとする。ただし、官公署、学校等が利用する場合であって、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第14条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(利用料金の返還)

第15条 納付された利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない事由により利用ができなかったとき。

(2) 利用者が規則で定める期間内に利用の取消しを申し出たとき。

(3) その他指定管理者がやむを得ない理由があると認めるとき。

(原状回復の義務等)

第16条 利用者は、本施設の利用を終了したとき、又は第13条の規定により利用できなくなったときは、直ちに原状に復し、指定管理者の検査を受けなければならない。

(損害賠償)

第17条 利用者又は来館者は、本施設の利用又は来館に際して、故意又は過失により建物若しくは附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第18条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じたとき、その他やむを得ない事由により市長が地域振興施設の管理を行うときは、別表に掲げる額の範囲内において定める使用料を徴収する。

2 前項の場合においては、第9条、第10条、第12条、第13条（第3項及び第4項を除く。）

及び第 14 条から前条までの規定を準用する。この場合において、第 9 条、第 10 条、第 13 条及び第 14 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 15 条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第 1 項中「料金(以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第 2 項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 14 条（見出しを含む。）及び第 15 条（見出しを含む。）中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第 16 条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 2 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

本条例案では、古河市における指定管理者制度の導入例であり、施設の規模も大きく、また新しい管理手法が求められた案件である「道の駅『まくらがの里』こが」における指定管理者制度に係る条例を参考としている。また事業実施における細目について、募集要項等、業務仕様書等で定めることを想定している。

(3) 本事業において今後求められる要件と基本的なスタンス(課題とその解決に向けて)

① 「まちづくり」会社の活動を活動領域の拡大

まず「まちづくり会社」が今城蔵における事業を活発化させ、鍛冶町通り沿道の店舗や、沿道住民にとってのまとめ役、調整役機能も果たすことで活動領域の拡大を目指す。そのことが「まちづくり会社」への一層の協力と認知度、信用度を得ることにつながる。

② 鍛冶町通り等の管理体制の構築

「鍛冶町通り」や「かごめ広場」の管理にあたっては、車道と歩道を分離して考え、歩道部分と広場を対象とした指定管理者制度の管理条例制定を検討する(全国初の試み)。

③ 行政の地域空間管理に対する発想の転換

「包括的連携協定」では関係する条例・規則において、特に「まちづくり会社」の収益活動につき、市による道路上の占有許可や、占有料の設定等、特例措置や優遇措置を必要とするものがある。これらの措置を円滑に行うためには、本事業の公益性と地域空間の価値向上という目的に鑑み、「まちづくり会社」に対し公共性を付与することが必要である。そのため、公共空間を利用した収益活動に対し行政においても積極的に認知し、支援するといった発想の転換が重要となる。

④ 道路空間における収益事業の推進

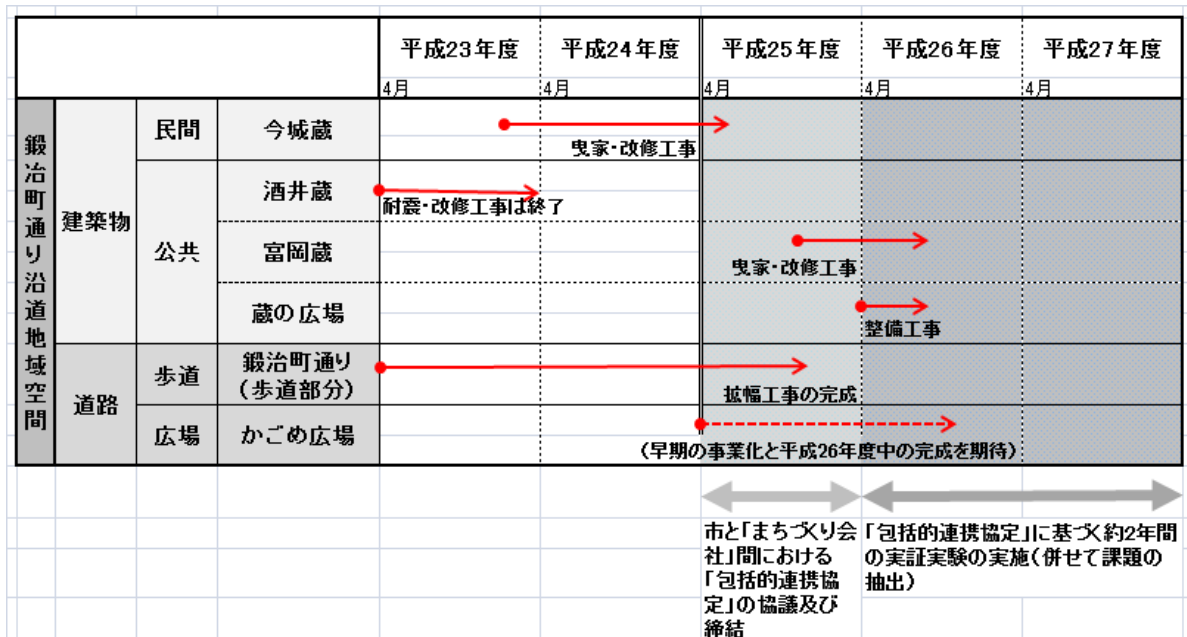
道路空間単位で収益を生む場、賑わいを生み出す場として、一定のスペースを維持される施設が必要であり、広域道路において「道の駅」が存在するように、鍛冶町通りでは「かごめ広場」

がその役割を果たすことを目指す。

⑤ 「まちづくり会社」における高い公益性の維持と地域への還元策の明確化

本事業において公益性が高く、透明度の高い「まちづくり会社」活動は事業の根幹であり、そのためにも事業における高い透明度を図る必要がある。具体的には、定期的な市・株主・地域住民との十分な調整や説明、また地域への利益還元策の明示が求められるほか、現在近隣商店街に対する経営支援事業により「鍛冶町通り」を再度賑わいのあふれる通りとすることや、や景観管理支援事業により、蔵の多い鍛冶町通りを演出するといった効果が求められている。

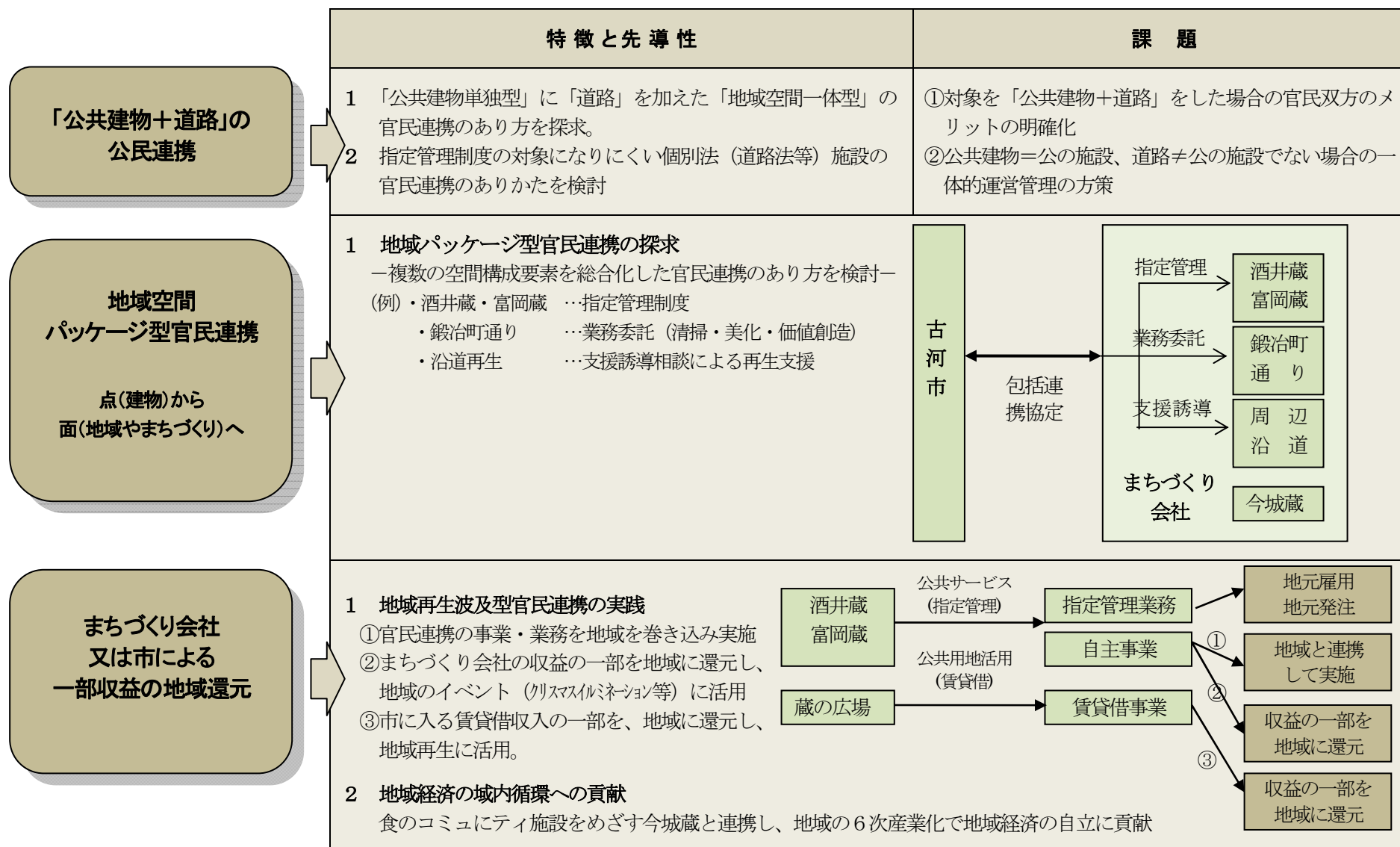
(4) 今後のスケジュール



本事業の今後のスケジュールとしては、まず平成25年5月に現在実施中の「今城蔵(民間資産)」の耐震・改修工事が終了し、施設もオープンされる予定である。また平成25年10月には市による「鍛冶町通り」の拡幅工事が完成する予定である。市による「酒井蔵」の耐震・改修工事は終了しているが、「富岡蔵」(含む「酒井蔵」との間の「蔵の広場」)の曳家・改修工事等は平成26年春の竣工を目指しており、「酒井蔵」は「富岡蔵」の完成に合わせて施設をオープンさせる予定である。なお、「かごめ広場」については、本調査により独自に構想したプロジェクトであるが、平成26年度中の再整備完了を目指したい。

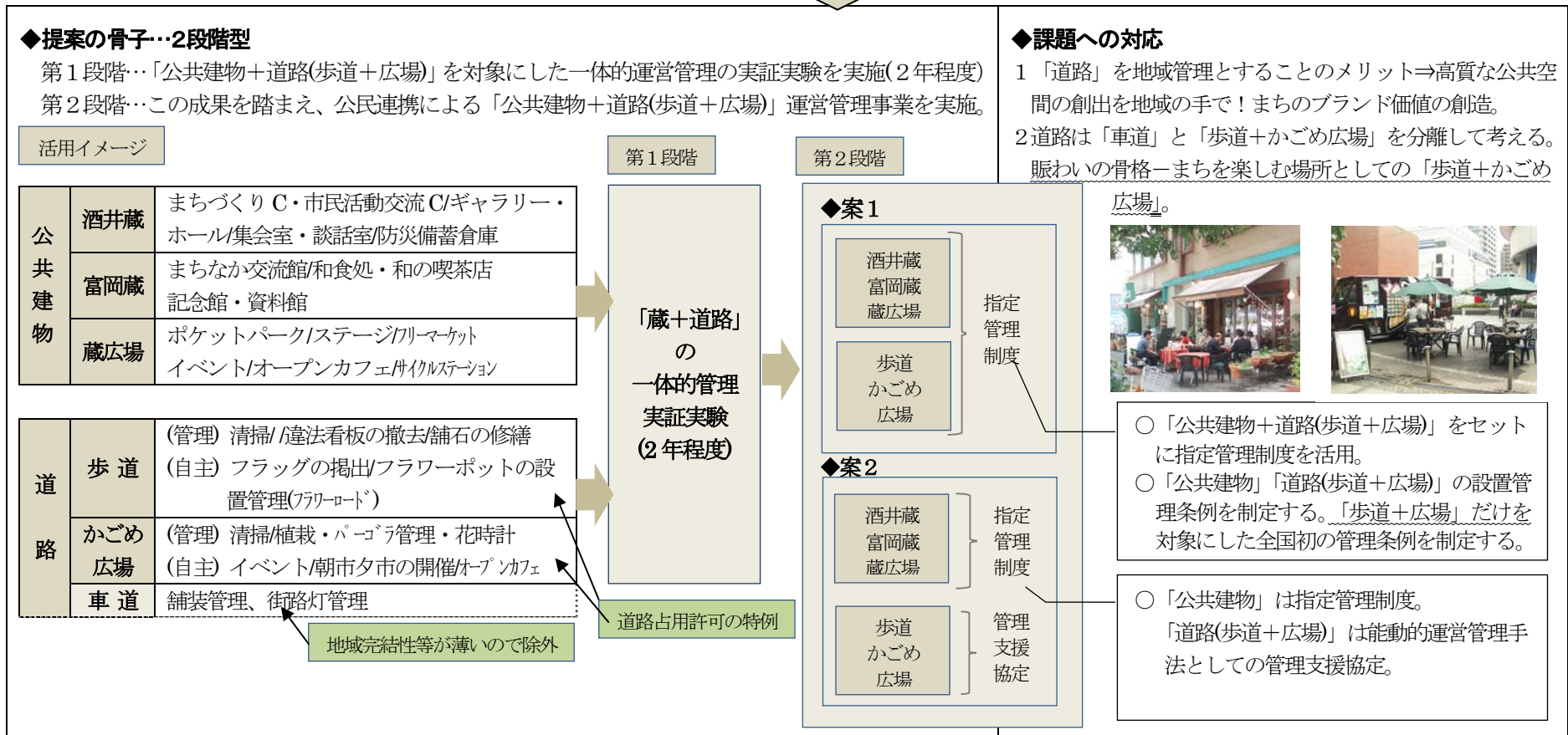
また、これらの施設を一体的に管理するため、市と「まちづくり会社」間の「包括的連携協定」は、各施設の整備完了と施設オープンに合わせて締結されることが望ましい。従って平成25年度内にその内容につき協議を行い、その上で、「包括的連携協定」に基づく約2ヵ年の実証実験の実施を予定したい。

先導的官民連携事業調査「古河鍛冶町「まちなか蔵＋道路空間」創造的運営管理事業調査」のポイントと提案骨子



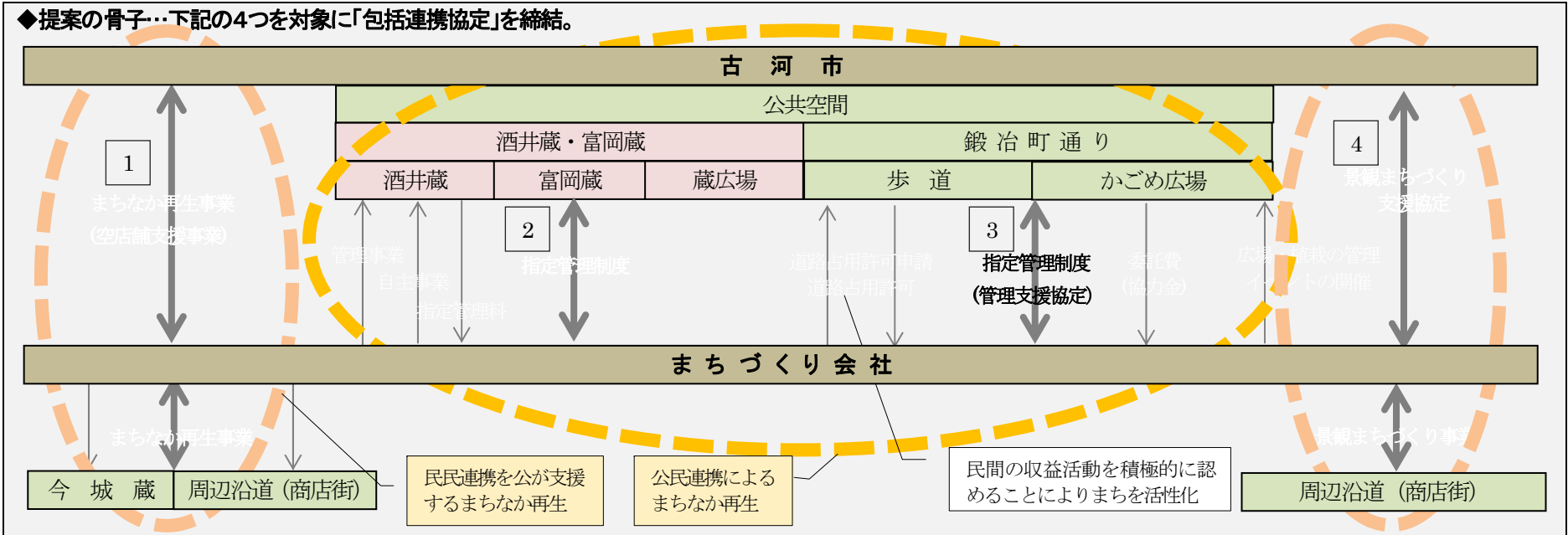
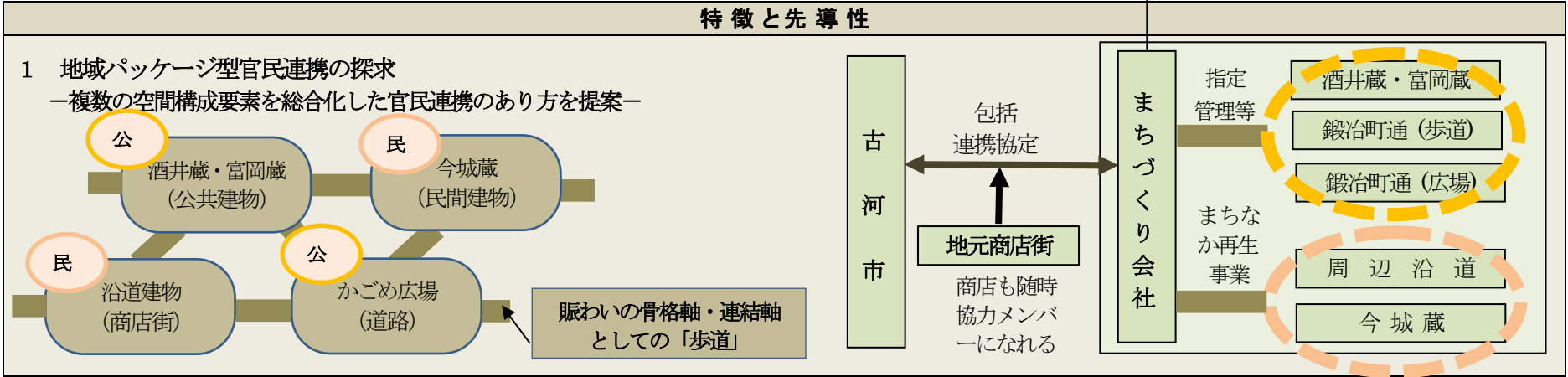
「公共建物+道路」の一体的公民連携

特徴と先導性	課題
1 「公共建物単独型」に「道路」を加えた「地域空間一体型」の官民連携のあり方を探求。 2 指定管理制度の対象になりにくい個別法（道路法等）施設の官民連携のあり方を検討	1 対象を「公共建物+道路」をした場合の官民双方のメリットの明確化 2 公共建物=公の施設、道路≠公の施設でない場合の一体的運営管理の方策（公の施設は各自自治体が判断）



地域空間パッケージ型官民連携
 一点(建物)から面(地域やまちづくり)へ

都市再生整備推進法人に指定
 (都市再生特別措置法)



「まちづくり会社」又は「市」による一部収益の地域還元

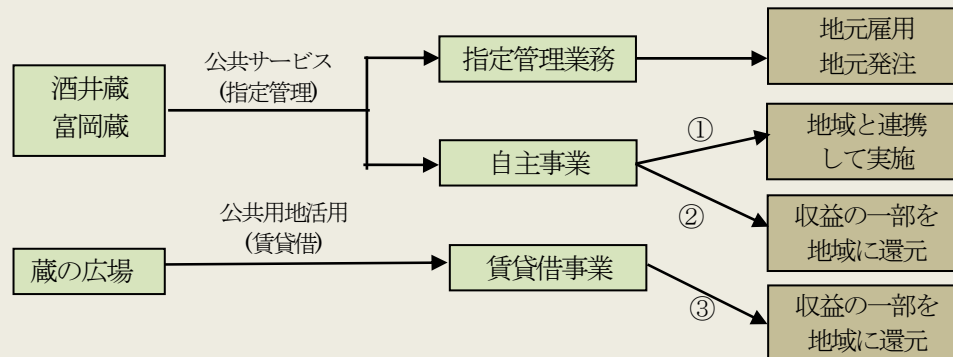
特徴と先導性

1 地域再生波及型官民連携の実践

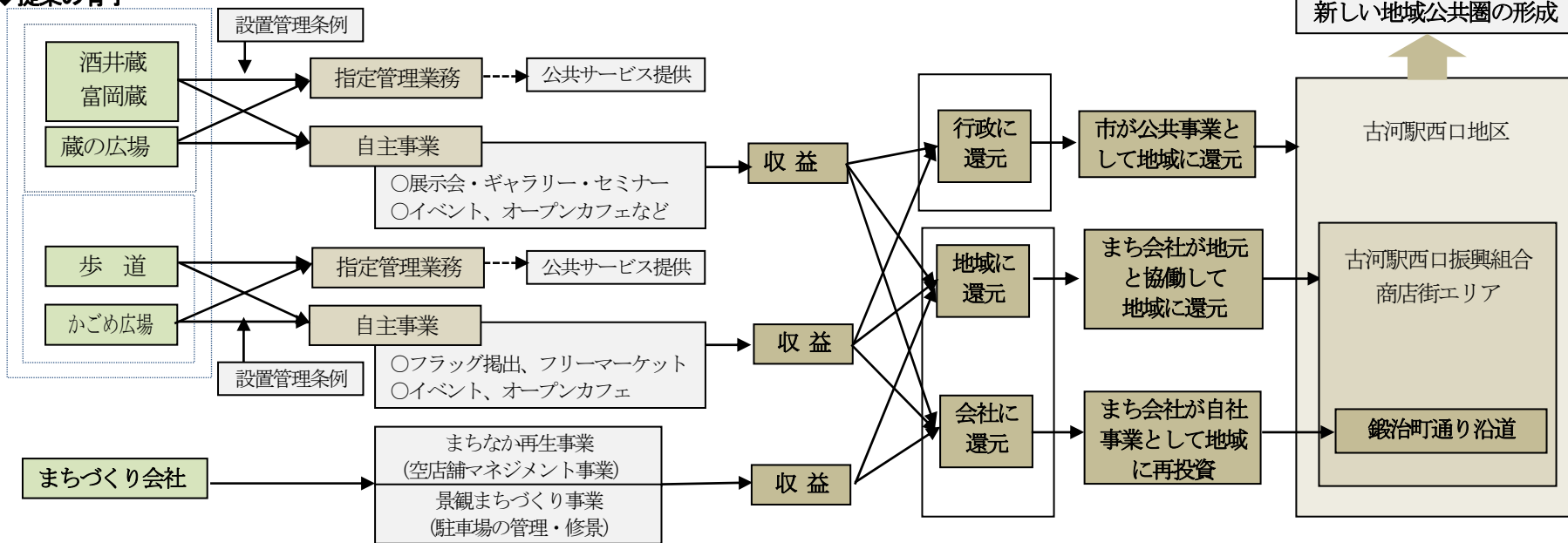
- 1 官民連携の事業・業務を地域を巻き込み実施
- 2 まちづくり会社の収益の一部を地域に還元し、地域のイベント（クリスマスイルミネーション等）に活用
- 3 市に入る賃貸借収入の一部を地域に還元し、地域再生に活用。

2 地域経済の域内循環への貢献

食のコミュにティ施設をめざす今城蔵と連携し、地域の6次産業化で地域経済の自立に貢献



◆提案の骨子



「先導的官民連携事業調査「古河鍛冶町「まちなか蔵＋道路空間」創造的運営管理事業調査」のポイントと提案骨子」(104～107 ページ)に関する補足説明

1. 「地域空間パッケージ型官民連携一点(建物)から面(地域やまちづくり)へ」

(114 ページ下部「提案の骨子」に関して)

- A. 古河市は公共建築物である「酒井蔵」、「富岡蔵」、「蔵の広場」、また道路である「鍛冶町通り(歩道部分)」と「かごめ広場」の管理について「まちづくり会社との間で「包括的連携協定」を締結する。
- B. その後、市と「まちづくり会社」は公共建築物と道路それぞれに分けた上で、指定管理者制度を導入する(図中②と③の部分)。②において市は指定管理料を「まちづくり会社」に支払うとともに、「まちづくり会社」は「酒井蔵」、「富岡蔵」、「蔵の広場」を一体的に管理し、市民交流の拠点、記念館、資料館等、指定管理者としての中核的な管理事業を行い、併せてイベントスペースの活用、オープンカフェといった自主事業を展開する。
- C. また、③の道路における指定管理については、「まちづくり会社」が「鍛冶町通り」の歩道部分において、道路の美化、清掃といった指定管理者としての業務を行うとともに、「包括連携協定」または「指定管理者制度」に基づき、「道路占有許可の特例措置」を受けた上で歩道上におけるフラッグやフラワーポットの設置や管理といった自主事業を行う。「かごめ広場」についても同様に「まちづくり会社」は指定管理者としての広場の清掃と美化活動を行い、市より管理に関する委託料を得るとともに、朝市、植木市等のイベント開催やオープンカフェ等の自主事業を展開する。
- D. 「まちづくり会社」は、上記B. C. による指定管理者としての業務を行うとともに、「鍛冶町通り沿道地域」における自主事業を展開する(図中①及び④の部分)。①の「まちなか再生事業」としては鍛冶町通り沿道に点在する空き店舗の活用を目指し、市との連携、協力のもと公的スキームの紹介といったコンサルティング業務や、新たに出店希望者とのマッチング事業を予定している。④の景観まちづくり事業についても市との連携・協力のもとで、蔵を活かしたまちづくりを目指して地域におけるよりよい景観形成を目指したコンサルティングやアドバイス事業等を行っていく。

2. 「「まちづくり会社」又は「市」による一部収益の地域還元」

(115 ページ下部「提案の骨子」に関して)

- A. 「まちづくり会社」は、公共的な財産である「酒井蔵」、「富岡蔵」、「蔵の広場」、並びに「鍛冶町通り」の歩道部分と「かごめ広場」において指定管理者制度に基づき、市より管理料の支払いを受ける。その際、指定管理の範囲に含まれない部分について「まちづくり会社」はその空間等を利用した自主事業を行うことが認められており、収益計上が見込まれている。
- B. 各施設の管理によって生まれた収益は、それぞれ「まちづくり会社」に還元されるとともに、税金として行政にも還元される。そして地域と連携したイベントの開催や、地域を対象とした事業は、地域に対して還元される。さらに視点を広げれば、これら還元された収益は地域内を循環し、鍛冶町通り沿道から、近隣商店街、駅西地区において新たな雇用の創出や地域空間の価値創出、といった活性化をもたらし、ひいては新しい地域公共圏の形成に繋がる。

[参考文献一覧 (刊行順)]

北海道庁編

「アダプト・プログラムの可能性と展開～市民との協働による公共用物管理の新技术～」(2001)

根本祐二

「地域再生に金融を活かす～公民連携の鍵をにぎる金融の役割」学芸出版社(2006)

財団法人 道路新産業開発機構

「新道路利活用研究会報告書(道路空間の有効利用と道路管理における民間活用部会報告書)」(2010)

みずほ総合研究所

「地方公共団体における公共サービス改革に係る官民連携の在り方に関する調査」(2011)

津賀高幸・近藤隆二郎

「住民参加型の環境管理方法としてのアダプトプログラムの特徴」土木計画学研究・講演集(第26回)公益社団法人土木学会(2011)

土木学会建設マネジメント委員会 インフラ PFI 研究小委員会 包括的道路修繕・維持管理 PFI 部会

「包括的道路修繕・維持管理 PFI に関する調査研究報告書(中間報告)」(2012)

国土交通省都市局

「まちづくりにおける新たな担い手の活動調査業務報告書」(2012)

国土交通省都市局

「官民連携まちづくりの進め方ー都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引きー」(2012)

国土交通省都市局

「中心市街地活性化及び官民連携によるまちづくりについて」(2012)

国土交通省都市局

「民間資金による中心市街地再生方策に関する検討調査業務報告書」(2012)

公益社団法人 食品容器環境美化協会ホームページ

<http://www.kankyobika.or.jp/adopt/adopt-program/>

その他全国各地の「まちづくり会社」のホームページを参考にした。

第7章 参考資料

1. 官民連携による地域空間管理の先進事例に関するもの

- ・「官民連携による地域空間管理先進事例ヒアリング実施結果」..... 120
 - ① 千葉県鎌ヶ谷市 東武鎌ヶ谷駅東口駅前広場の NPO 法人による一元的管理
 - ② 神奈川県小田原市 登録有形文化財「清閑亭」の NPO 法人による保存・活用・運営
 - ③ 東京都葛飾区「柴又」における観光施設群の指定管理者制度による管理運営
 - ④ 岩手県紫波町 PPP 方式を用いた町有地活用「オガール紫波」プロジェクト
- ・岩手県紫波町「公民連携基本計画－公共施設整備と町有地の有効活用－(抄)」(平成 21 年)
..... 136

2. 第3章関連(官民連携による地域空間管理に関する他自治体の諸制度に関するもの)

- ・北海道清里町「清里町管理の道路橋梁及び河川の維持管理条例」(平成 17 年)..... 144
- ・北海道清里町「清里町管理の道路橋梁及び河川の維持管理にかかる指定管理者募集要項」
(平成 24 年) 146
- ・北海道大空町「大空町管理の道路橋梁及び河川の維持管理条例」
(平成 21 年) 152

3. 第4章関連(官民連携による地域空間管理に関する古河市の諸制度に関するもの)

- ・古河市「公の施設における指定管理者制度導入方針(抄)」(平成 17 年)..... 153
- ・古河市「公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」(平成 17 年)..... 157
- ・古河市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例(平成 23 年) 162
- ・古河市「公の施設の管理運営方針」(平成 24 年)..... 167
- ・古河市アダプト・プログラム事業実施要綱(平成 18 年) 168
- ・古河市ボランティア活動災害補償保険取扱要綱(平成 17 年)..... 173
- ・古河市道路占用料条例(平成 17 年)..... 179
- ・古河市道路占用料条例施行規則(平成 17 年) 185
- ・古河市法定外公共物管理条例(平成 17 年)..... 189
- ・古河市法廷外公共物管理条例施行規則(平成 17 年)..... 196

4. 第3章～6章関連(官民連携による地域空間管理に関する国の諸制度に関するもの)

- ・地方自治法(抄)(指定管理者制度関係部分)(平成 15 年/総務省)..... 199
- ・「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」(平成 16 年/警察庁)..... 202
- ・「指定管理者制度による道路の管理について」(平成 16 年/国土交通省) 205
- ・「道路使用許可申請手続の簡素合理化について」(平成 17 年/警察庁)..... 206
- ・「民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて」
(平成 17 年/警察庁) 208
- ・「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」

(平成 17 年／国土交通省)	210
(別紙)「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用許可基準」	
(参考)「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン(抄)」	
•「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」(平成 22 年／国土交通省)	218
(別紙)「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」	
•道路法(抄)(道路の管理・占用に関する部分)	222
•道路法施行令(抄)	224
•都市再生特別措置法(抄)(道路占用の特例ほか都市再生整備推進法人に関する部分)	
(平成 23 年)	225
•都市再生特別措置法施行令(抄)	230
•「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」	
(平成 23 年／国土交通省)	231
(別紙)「食事施設等の占用許可基準等について」	
•「道路占用許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化について」	
(平成 23 年／国土交通省)	235

1. 官民連携による地域空間管理の先進事例に関するもの

「古河市鍛冶町「まちなか蔵＋道路空間」 創造的運営管理事業」に係る 先端的官民連携事業ヒヤリング等調査要旨

1. 東武鎌ヶ谷駅東口駅前広場のNPO法人による一元管理……………p2
(千葉県鎌ヶ谷市)
2. 登録有形文化財「清閑亭」等のNPO法人による保存・活用・運営……………p6
(神奈川県小田原市)
3. 「葛飾柴又」における観光施設群の共同企業体によるPFI方式を用いた管理運営……………p10
(東京都葛飾区)
4. PPP方式を用いたJR紫波駅前都市整備事業「オガール紫波」プロジェクト……………p13
(岩手県紫波町)

平成24年10月
東京大学

1. 東武鎌ヶ谷駅東口駅前広場におけるNPO法人による一元管理(千葉県鎌ヶ谷市)

日時	平成24年9月10日(月) ①午前10時15分～、②午後2時～
場所	①まちづくりNPO法人 KAOの会事務局 (千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町・駅前東口) ②(株)シグマ開発計画研究所 (東京都千代田区神田小川町)
対象者	(KAOの会) ①顧問 鈴木 健之 様 事務局 廣田 よし子 様 ②事務局長 (株)シグマ都市開発計画研究所・取締役) 原 拓也 様 (東京大学) 松本 竹野 鈴木
事業の概要と本調査における狙い	市施行の土地区画整理事業と駅前広場整備事業をきっかけにした、まちづくりNPO法人による駅前空間(広場、道路等)の管理・運営の事例である。本調査では特に民間主導によるNPO法人結成の経緯とその意図や目的、また収益システム、市との契約関係の形態、更には活動の実際と問題点等について、現地調査、ヒアリングを行ったもの。

第1 KAOの会の事業概要について (①並びに②)

1. NPO組織の概要について

- ・当会は、ハードだけでなく、ソフト面も含めたまちづくりを行うために組織されたNPOである。
- ・事務所を、鎌ヶ谷駅東口から徒歩0分の駅出口すぐ、カーラシティの1階の商業スペースに置いている。2階は医療機関向けスペース、3階から上が住宅スペースとなっている。事務所は8畳程のスペースに席を3つ用意している。
- ・現在、KAOの会組織としてのメンバーは全部で13人であり、年会費は5,000円、計65,000円である。KAOの会自体はもとの地権者の方々の集まりと考えて貰って差し支えない。広場を囲むマンションの住人で会員の方はいない。
- ・町のコンシェルジュ的な役割も兼ねて、事務所には常駐者を365日、必ず1人は置くようにしている。



【参考1】
会の活動の概要
(会パンフより)

2. 駅前広場の管理事業について

- ・駅前広場の管理は平成12年度から請け負っており、会として駅前広場(車道も歩道も含む)全体を管理している。広場中央のスペースは公園の扱い、かつ市の2つの部局の所管であり、会からそれぞれに補助金申請を行っている。また広場内のウッドデッキ部分は道路の扱いであり、そこも会で管理している。樹木が伸びすぎて信号が見えない際は、道路河川管理課に申し入れ、市の予算で年2回程、市が手入れを行っている。また植えている花は市が現物支給してくれ、季節ごとの種類も考えてくれている。またウッドデッキが壊れたりしたら、行政に連絡し、行政が修理するという形である。つまり所有は市役所だが、表面上の管理をKAOの会が行う形式である。

- ・会の一番の収入源は、地権者の方々のテナント収入等から捻出されている、テナントの管理業務請負費で、これが毎年度約770万円程計上されている。
- ・そのほかに、駅前広場の管理費用として、市から委託される公園部分の草花の管理請負費が、年額136万円、歩道部分の清掃が40万円弱である。市との契約方式は「委託契約」であり、毎年度この管理費や清掃費は変更されない。ほとんど随意契約に近い形式である。
- ・市からの管理請負費のほかに、あまり他所では見られない取組としては、マンションに入居する各戸から「景観維持費」ということで経費を徴収し、3棟合計で約60万円を会の予算に入れている。



駅前広場を東南側から

- ・「景観維持費」の金額は棟毎に微妙に異なるが、概ね一戸当たり月200円程度である。金額が比較的少額なことから、マンションからの眺望が良くなることもあって、概ね協力的であるといえる。現在のところ苦情等はないが、将来的にはないとも限らない。



【参考2】 KAOの会の収益システム(会パンフより)

3. その他、会の活動について

- ・広場の草花の手入れ等、具体的な作業はシルバーの方々に委託している。
- ・9月8日に商工会主催の町おこしイベントで「よさこい鎌ヶ谷」が開催されているが、西口から東口へ人を誘導し、梨を配っておもてなししている。イベント開催時の費用は自治会、商店街からの寄付によるもの。
- ・広場内の草木の手入れということで、市内の中学校から体験学習を受け入れているが、課外活動には学校に一定の責任が伴うので、全ての学校が前向きであるとは言えない。

第2 鎌ヶ谷駅東口の価値向上について (2)

1. 駅東口区画整理にあたっての方針と経緯

- ・そもそも会の趣旨あるいはテーマは、駅前区画整理事業を行う際に、どうすれば、土地の価値が安定しかつ向上するかということ。そのためにはまず公共施設がしっかりしている必要があると考え、対象となったのが、道路であり、広場だったということ。
- ・そこでテナントとする業種も最初からこだわり、パチンコ店は排除するとともに、医療機関を多く誘致し、2階をクリニックフロアにすることもできた。その結果鎌ヶ谷駅東口に店舗を構えること自体について、一定の資産価値をつけることができたと考えている。

- ただ、虎の子であるウッドデッキ前のスペースについては、本来はカフェを置きたかったのだが、大手チェーンD社も、S社も通行人数の規模から断られてしまった。その中で地元チェーンが名乗り上げてきたが、この場所には何かしらのストーリー性を持たせたく、そのチェーンはそこに理解を示さなかった。結果、地権者でカフェを出したが、赤字続きで閉店したものである。福祉カフェ（コミュニティカフェ）として、新鎌ヶ谷にある精神病院の知的障害者の就労支援施設として再出発させたものである。その際、行政の福祉当局に働きかけ、3年間の家賃補助をつける事業を市の中で作ってもらい、それを公募で出し、そこに応募したという形式とし、去年から始まった。会としてはつまり商業的にぎわいと広場と歩道を価値創出するためのマネジメント業務の一つとして位置付けている。



駅前広場東南のウッドデッキ

2. 市役所等との関係について

- 市とは長期間の随意契約であることから、これまで2回程市議会で取り上げられたことがある。その際は、市役所は自信を持って、独自に居住者から資金を集めることや、ディズニーランドの様にゴミをポイ捨てしても直ぐに回収に来る様な365日体制を整えていると説明し、市の担当課が行うのは無理だと主張してくれている。
- 会がウッドデッキを何らかの収益施設として使い、その収益の一部を管理者として徴収する可能性は「道路の指定管理」という位置づけになり、市も会もノウハウがないのが現状である。またそのことを強く主張しすぎると、地域の中で浮いてしまいまねず、なかなか難しい問題であり、地域を超えた広範な世論形成が必要である。
- 市議、県議からの注文等は特にない。むしろ先進事例として暖かく見守ってくれている。
- 行政当局以外の組織、あるいは我々のようなNPO組織が公的空間を管理することについては、当時の市長の理解が大きかった。今の市長からも理解を得ているが、このような事業を将来的にも安定的なものにするためには、一般的な管理・委託業務の入札とは区分するような条例制定なども必要と思われる。

3. 将来について

- 駅前広場の管理費について、テナントや入居者でない一般の人々（利用する周辺住民等）から徴収するアイデアがあるが、その主体ともなり得るまちづくり協議会として、商店街振興組合、自治会、KAOの会で作る「鎌ヶ谷駅前ふるさと推進協議会（駅前自治会から3,000世帯、振興組合員が40強）」を立ち上げたところである。西口でも区画整理あるいは電柱地中化事業といった事業が計画されているようであり、何らかの良い波及効果がでることを期待している。
- 目指す将来像としては、各種の「企画及び立案」をKAOの会、「資金」は鎌ヶ谷市といった形である。



KAOの会事務局 鈴木様(左)と廣田様(右)



㈱シグマ開発計画研究所 原様



駅前広場を東側から



駅前広場を南側から

【参考3】 関係地図



2. 登録有形文化財「清閑亭」等のNPO法人による保存・活用・運営(神奈川県小田原市)

日時	平成24年9月13日(木) ①午前10時～、②午後1時～
場所	①小田原市役所(神奈川県小田原市荻窪) ②清閑亭(神奈川県小田原市南町)
対象者	①(小田原市役所) 文化政策課 文化政策係長 福井 康文 様 主事 田中 里奈 様 同文化財課 文化財担当副課長 笠間 瑞樹 様 文化財係 渋谷 晃 様 ②(NPO法人小田原まちづくり応援団) 理事長 平井 丈夫 様 (東京大学) 松本 竹野 鈴木
事業の概要と本調査における狙い	明治時代の政治家であった黒田長茂が別荘として用いた旧宅を市が取得し、その後の活用策を図るため、その運営をNPO法人に委託し、小田原の歴史・文化の発信拠点を目指そうとする事業である。本調査では対象が文化財であるという行政による直営でもその活用が難しい施設について、特に制度上、収益上の制約をどのように克服し、NPO法人において管理を委ねるに至ったかについて、また今後の展望等について、現地調査とヒアリングを行ったもの。

第1 清閑亭の概要とその活用 ～市役所の立場から(①)

1. 清閑亭取得等の経緯

- ・小田原城の「三の丸外郭」の一部が国指定史跡となっており、その上に清閑亭はある。現在、文化財課の方で土地及び建物の管理は行っている。よって清閑亭の建物そのものは国の指定史跡の上に建っており(清閑亭土塁)、当時は第一生命(迎賓館として使用)が所有していたものの、市が購入することで、国の指定史跡に追加しようとした経緯があり、将来、建物までを国の登録有形文化財にしたいという思いから、平成20年、市が取得して現在に至っている。
- ・土地が「行政財産」である以上、建物も存続を目指すなら行政財産でなければならず、建物自体の運営や管理は文化政策課が担当しつつ、その運営業務自体をNPOである「小田原まちづくり応援団」に委託している(以下、まち援とする)。
- ・何故、指定管理方式を採用せず、委託にしたのかというと、「行政財産」ではあるが、現状ではどのような目的とする財産か、市の方針が決まっていなかったからである。つまり市が取得し「行政財産」ではあっても「公の施設」ではないという扱いである。本来ならば、「公の財産」として条例化するべきところだが、方針が決まっていなかった以上難しく、決まるまでの間は、委託という手段をとったということである。

2. 清閑亭活用のあゆみ

- ・平成22～23年度の間、神奈川県の実証実験例として清閑亭の活用は扱われていた。平成24年度からはもう少し様子を見ようということで、市の方で扱い、NPOから報告書も出してもらった事にした。
- ・平成22年6月から神奈川県が観光交流事業の実証実験として、その中で小田原市として平成22年から24年の間、「無尽蔵プロジェクト」として行った「ウォーキングタウン小田原」事業の拠点という位置づけであった。これは清閑亭を拠点に小田原駅前から、板橋地区等を含めて面的に活用したいと考えたもの。
- ・このまま、業務委託で続けるかどうかは、今のところは未定である。また、清閑亭自体の老朽化がかなり進んでおり、改修の必要性などがあり、「公の施設」とするには、その辺りを徹底することも必要である。改修が終わったあたりで、正式な使用方法が決定できると思われる。

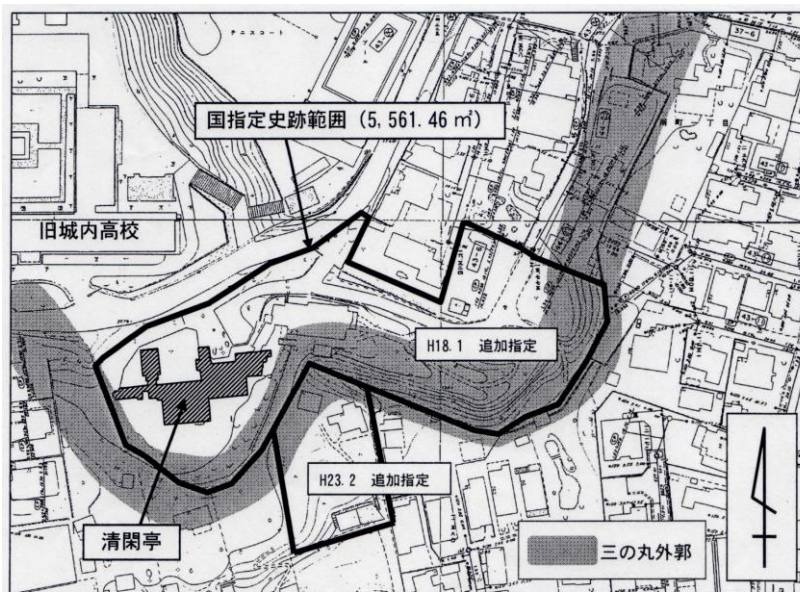
- ・県では、清閑亭の活用の実証実験という目的があったが、市ではプラスαとして、市の松永記念館、小田原文学館と連携した面的活用を考えており、この3館連携（小田原邸園文化ネットワーク）の事業（ソフト的活用）はNPOに委託して、館自体（清閑亭以外）は市が直営で管理している。今回のケースでは、まち援の実績を鑑みて、清閑亭について引き続き随意契約で依頼しているところである。

3. 市役所としての今後の展望

- ・将来は、正式な公共施設として位置づけなければならないとは考えている。今はその過程と捉えてほしいと考える。いわば、実験的活用の延長線上が現在の状態であり、あくまで「検証」という概念での業務委託である。このことについては、まだ特に市民などから苦情はない。施設の目的（観光施設なのか教育施設なのか）は未定であり、そのための実験もまだ足りないと感じている。議員からの「実験期間が長い」という苦情も想定して、その対策としての改修予定もある。
- ・しかし、建築基準法に乗っ取った改修をすると、見た目が変わる等により、価値を損ねる可能性がある。構造の補強で、地元の大工やNPO、専門家と共に、どこまでやっていけるかを検討中である。一遍にやると閉館せざるを得ず、少しずつ改修していきたい。
- ・今後、NPOに委託するかどうかなどの見通しは立っていないが、方針が大きく変わる事は無い。まち援に頼んでいるのも単年度方式で、見極めができるようにしている。基本的には、単なる集会施設のようなスタンスでいくことはない。建物自体を観てもらおう。また、指定管理を地元密着型の施設に取り入れるのは良くないという考えもある。まち援が、文化施設の活用をテーマに提案してくれていることが、市にとってはプラスである。

4. 清閑亭の在り方など

- ・文化政策課自体は市長部局であるが、補助執行という形で教育委員会の仕事を受けている。文化財課としてはあくまで清閑亭の保存をメインとして考えていたので、当初活用という考えは無かった。一方で、市長部局からは活用したいと思っていたので、多少の衝突はあった。管理方法においても、国の指定史跡なので土地に手を加えるには国との話し合いが必要（斜面緑地などは弄っていない）であり、木の剪定はしているが、花を植える等の処置ができずプランターで代用したりしている。
- ・また、そもそも周囲の状況から、小田原城の城郭内の整備が先決すべきテーマであり、経済の中心となる駅前との連携も必要である。



【参考1】
清閑亭と城郭跡
関係図
(市資料より)

三の丸外郭清閑亭土塁および国登録有形文化財清閑亭 位置図

第2 清閑亭の活用の実際 ～運営NPOの立場から(②)

1. 「小田原まちづくり応援団(まち援)」について

- 市が、市職員や市民も交えて設立した小田原市政策総合研究所という組織があったが、その中のメンバーが平成17年にNPO法人を立ち上げたものである。その際、建築家を招いての講演会等をや調査報告会を開き、街の問題点等を述べるなど、かなりしっかりした「まちづくり計画書」を作成していた。

2. 清閑亭の管理を受託するまで(県予算における管理、観光メイン)

- 清閑亭という古い建物が残っているのは既に知っていた。清閑亭自体を市で購入したのは、今の前の市長の時である。今年の春で2期目に入った市長が、我々のNPOのメンバーであり、そのため、我々の問題意識に共感し、NPOが運営することに市長は非常に協力的だったが、予算措置の問題から、話が進まなくなった。
- そんな時に神奈川県観光課から、まち援に誘いがかかった。補助金は国の雇用促進事業の金で、神奈川での観光を促進するというので、清閑亭の運営をテーマに手を挙げた次第。この公募期間は残り1週間の猶予しかなかったが、他に応募者も無く、審査を通り、その実証実験の補助金は年2,000万円(平成22年は途中からだだったので、それより少ない)を入手したもので、この事業について、私有財産に関わる話だったが、市は「市の負担分がなくていいなら、やっても良い」と答えてくれた。



清閑亭玄関前から

3. 市の予算により清閑亭を管理し始めてから

- 市からの補助金は年1,800万円であり、余剰分は返還するのが通常である。ただし今回は余ったにも関わらず、継続的に事業をするのであれば使っていけるということになった。一方で、喫茶等の売り上げがけっこうな金額になった。この売り上げについて、契約当初は、その売り上げも市に返還という話だったが、返還させられたあげく、なおも予算内でやりくりせよということなら、モチベーションの著しい低下を招くので、それらを事業に再投資できるように交渉した。現在でも月1回は県と市とまち援で会合を開き、意見交換を行っている。



清閑亭を正門前から

※ 清閑亭
福岡藩主の長男として生まれ、貴族院副議長も務めた明治期の政治家黒田長成の旧別荘。第2次大戦後は浅野侯爵家を経て第一生命保険会社の迎賓館として使用される。「坂の上の雲」で知られる秋山真之の没地や山県有朋別宅も近くにあり、周辺は有数の別荘地であった。

4. 清閑亭での取り組み

- 普段から、自治会や行政との連絡を大事に考えている。松永記念館と小田原文学館との3館連携事業（邸園文化ネットワーク）では清閑亭がイニシアチブを取っている。
- 清閑亭では2つあった風呂場の1つ（元々その風呂場は増築したものらしい）を台所に改造し、喫茶を供している。一方で、松永記念館も小田原文学館も市の直営であり、喫茶販売はしていない。



2階からの眺望

5. その他

- 小田原文学館では、もともとの所有者である田中光顕（土佐藩出身の明治期の政治家）の紹介をしていなかった。こういう別邸は、小田原市内では、民間所有のものもまだまだ沢山あるので、そのネットワークを作るべく、まち援で呼びかけている。文化庁では文化財を触らないで長く残していきたいという方針から、使って手入れして残していくという方針に変わっている。まち援が考えていることを補助していきたいという市の方針に対しては、まち援からすれば、本当に市にはそういう発想があるのかなという気もしている。



小田原市役所でのヒアリング風景



小田原まちづくり応援団 平井様

3. 「葛飾柴又」における観光施設群のPFI方式による管理運営(東京都葛飾区)

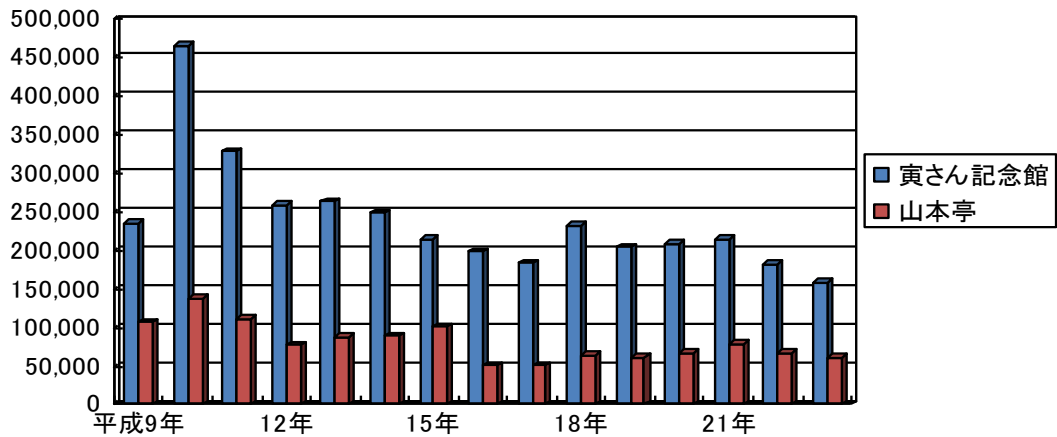
日時	平成24年9月19日(水) 午前10時～
場所	葛飾区観光文化センター(寅さん記念館)
対象者	(葛飾区観光施設活性化共同企業体) 総括責任者 村上 健二様 (東京大学) 松本 竹野
事業の概要 と本調査における狙い	区の観光活性化に資するための「寅さん記念館」、山本亭(東京都選定歴史的建造物)、柴又公園における、共同企業体による管理・運営(いわゆるPFI方式)の事例である。本調査ではPFI方式における運営管理の実態と、収益システムの構造、また地域コミュニティとの関わり方、また望ましいあり方について、現地調査、ヒアリング等を行ったもの。

1. 本事業、共同企業体の性格・概要

- ・葛飾区から区の観光活性化の拠点とすべく、「寅さん記念館」、山本亭、柴又公園の3施設(及びレンタサイクル、駅前の「かつまるショップ」)一体となったPFI方式による共同管理が提案され、我々の企業体(乃村工藝社、新東産業、JTB法人東京の3社で構成)が応じたもの。記念館そのものは平成9年に開館し、12年、15年と3年に1度づつリニューアルしていたが、入場者数の減少傾向に伴い、平成18年に指定管理制度の採用となった。
- ・企業体としては、年間平均入場者数20万人を収益ラインと捉え、震災の影響も出ているが、現在奮闘しているところ。
- ・共同企業体内における役割分担としては乃村工藝社が筆頭となり、施設管理全般は新東産業、広報、振興業務はJTBとなっている。特にJTBが入っているのは誘客力とブランド力を買ったことである。区との契約は5年であり、来年平成25年度に更新時期を迎える。
- ・職員は企業体構成3社からの出向の形であり、常駐している。私(村上様)は乃村工藝社のOBである。現地の事業所職員は計20名である。
- ・区との契約システムは、公園駐車場、レンタサイクル、ショップの半分相当は管理委託費として区から予算措置がされ、企業体の収入となる。すなわち24年度予算でいえば、公園駐車場4億4千万円、レンタサイクル590万円、ショップ1億1千500万円の半分ということ。記念館と山本亭については年度当初に目標金額を設定し、その全額は全てを企業体の努力による入場収入だけに頼っている。その目標額を超えた場合にのみ、企業体の収益になり、また何割かが区への返還分となる。また設定された目標額は民間委託前の平成16年度を基準としている。民間からなる企業体としては、ともかく利益を出すことが大事である。
- ・また売り上げ額の数パーセントかを映画製作の松竹にマージンとして支払うことになっている。松竹との関係では写真利用についても厳格なルールが存在している。
- ・リニューアル時、また平成24年12月オープン予定の山田洋次ミュージアム等の工事費用等は、区の予算で実施することとなっている。



寅さん記念館



【参考1】寅さん記念館と山本亭の入場者数の推移
(PFI方式の導入は平成18年度から)

2. 柴又ブランドについて

- ・「葛飾・柴又」の地域ブランド力を向上させるための「ブランド育成委員会」が存在している。主な会員は帝釈天参道沿い等、柴又の商店街のメンバーであり、我々の企業体もメンバーに入っている。この委員会にはコンサルタントもボランティアベースで入っている。
- ・ただ、街の特性、あるいはこの種の会の特性として新しいものがすぐに生まれるという訳ではない。全ての事項について全員合意という訳にはいかないもので、とにかく言いたいことを出し合う、プラットフォームのような役割の会である。例えば、暴対法の関係で縁日における露店出店が難しくなってきたので、その後の対策を考えようという話などが出ている。



京成柴又駅前の「寅さん」像
(左上)
帝釈天前参道商店街
(右上)
帝釈天(正式名・経栄山題経寺)
(下)

3. その他

- ・ 共同企業体の性格としては、あくまで寄合所帯であり、独立して法人化されているという訳ではない。それゆえ必ずしも次回更新時に同じ企業が集まるとも限らないので、現場人材の育成が急務が必要と考えている。
- ・ 公園における収益を伴うイベント開催等のアイデア（ビアガーデン等）もあるが、その点については行政側に壁があるのが現状である。PFI事業については行政と企業体はパートナー同士であるにも関わらず、条件設定と評価だけが厳しいと感じることが多い。
- ・ 区に対しては企業体の利益に留まらない、観光振興やまちづくりのアイデアを折に触れて出すことで、我々企業体としての存在感を高めるような努力をしており、その分野において知見と経験のある企業体が地域に貢献していることを行政側に認めて欲しいと思うが、行政側担当者の異動もあり、なかなか難しい。このままでは日本のPFI事業は先細りになってしまうのではないかという危惧を持っている。
- ・ そもそもこの地に「記念館」があるのは、スーパー堤防のモデル地区となり、その一部が未利用地としてレストランがあったことによるもの。もともと記念館のために予定されていた土地ではない。

山本亭外観(上)
同内庭(左下)と同内部広間
(右下)



※ 山本亭
地元ゆかりのカメラ部品工場
(山本工場)の創設者である
山本栄之助翁の旧居。大正後期
頃の建築、昭和63年に区が取得し、
平成3年から一般公開



寅さん記念館でのヒアリング風景

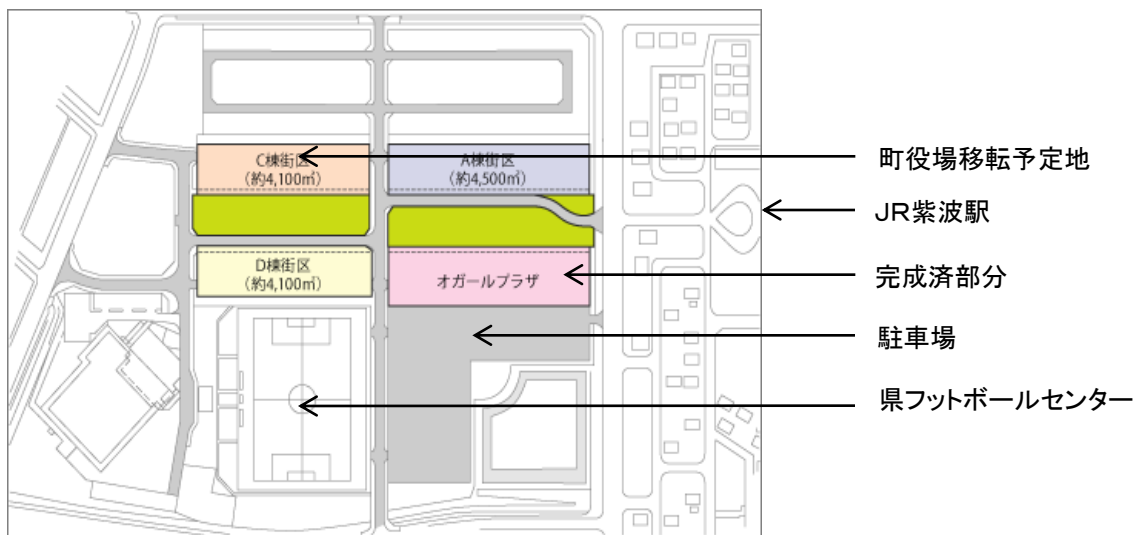


4. PPP方式を用いたJR紫波駅前都市整備事業「オガール紫波」プロジェクト(岩手県紫波町)

日時	平成24年9月24日(月) 午前10時～
場所	オガール紫波株式会社(岩手県紫波町紫波中央駅前)
対象者	(オガール紫波株式会社) 代表取締役 八重嶋 雄光 様 事業部 佐々木 望 様 (東京大学) 松本 竹野
事業の概要と本調査における狙い	遊休町有地の活用という観点から発展させ、大規模な公民の連携手法により、町の財政負担を抑えつつ、町役場、図書館、産直施設、フットボールセンター等の誘致、整備を図った事業(いわゆるPPP方式)である。本調査では、事業遂行の背景と事業概要、並びにその資金調達システム、また事業実施にあたって設立された関係組織・企業の役割分担、また将来の展開予定について現地調査、ヒアリングを行ったもの。

1. プロジェクトの概要・経緯

- バブル期に住宅の開発を目指していた県住宅供給公社の所有地(10.7h)を、平成10年に町が公共施設の設置予定地として取得したことから、本計画は本格化したもの。紫波町ではそれまでも、町長のリーダーシップといえるような、水道事業包括業務等での広義のPPP事業の実績があり、その後PPP研究で実績のある東洋大学に職員を公費入学させ、また同大学と協定を締結するなど、各種の検討、勉強を積んでいた。
- その後、町の「公民連携基本計画」に基づいて、町内のまちづくり会社(3セク)から申し出があり、町とのアドバイザー業務を締結し、検討を重ねた結果、検討敷地内において、「オガールプラザ(完成済・図書館機能等を有する「情報交流館」、医療機関等のテナント、産直の「紫波マルシェ」が入る)」、「県フットボールセンター(完成済)」、移転・新築される町役場(予定)、その他民間業務棟2棟(予定)を核施設とする計画が立案された。中心となったのは、まちづくり会社に属する岡崎正信氏である。
- プロジェクトにおいては、空間デザインが重視され、詳細な「デザインガイドライン」が制定されている。そして「オガールプラザ」の設計はガイドラインの策定にも携わった東京の建築家松永安光氏に委嘱された。大規模木造建築であったが、半年の工期で完成し、工事の途中での見物者も多かった。



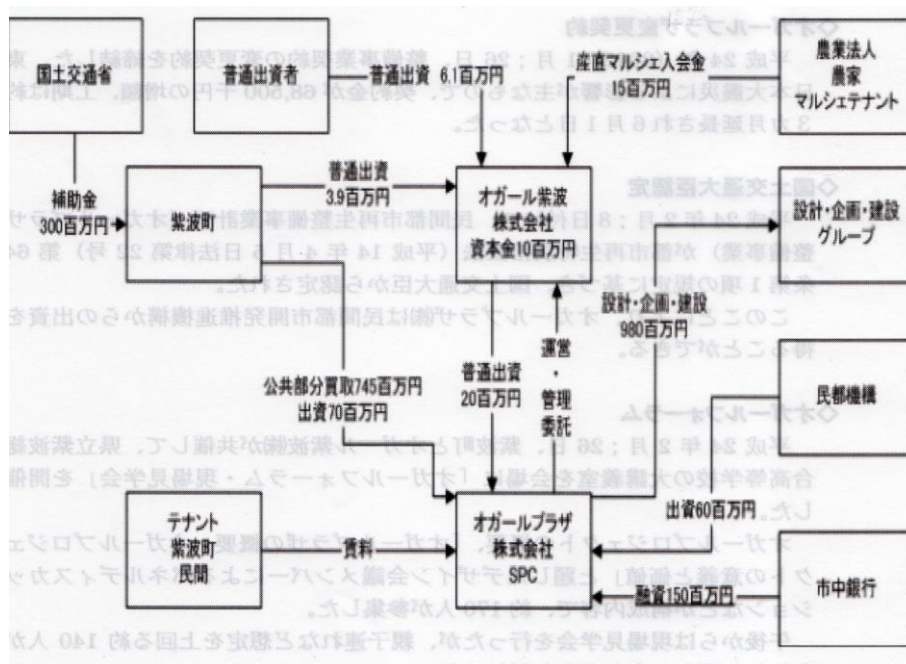
【参考1】オガール紫波プロジェクト 関係位置図

2. 企画・運営会社（オガール紫波㈱）について

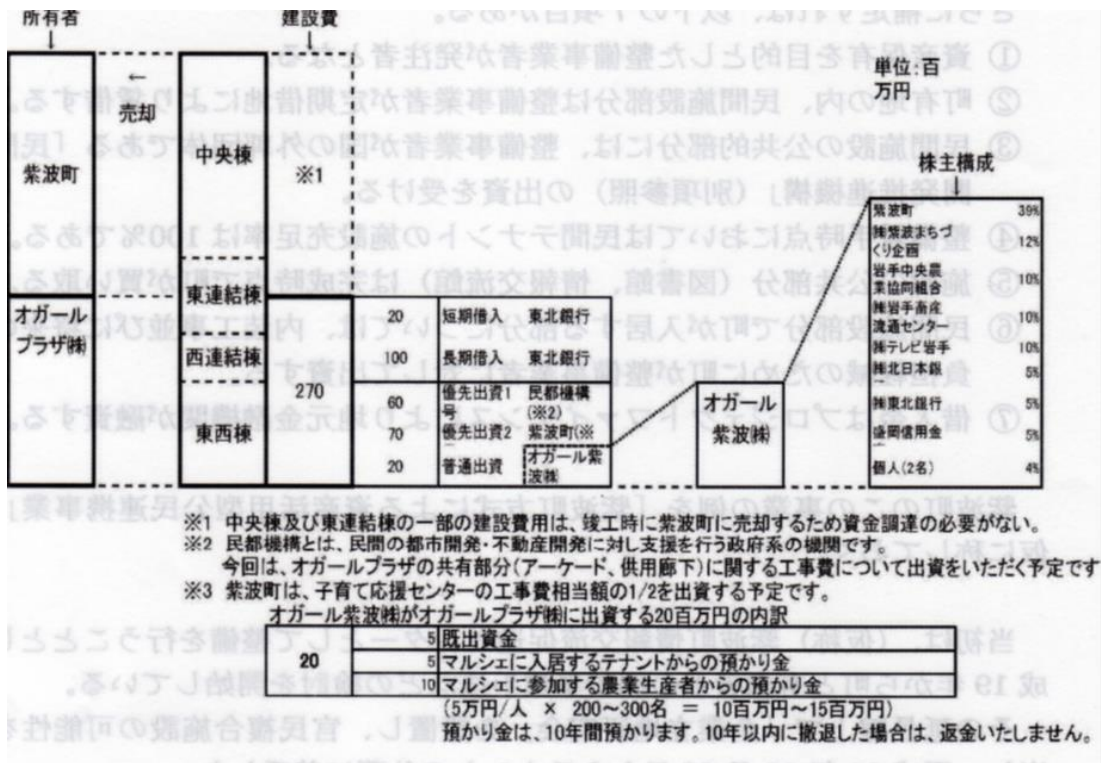
- ・本事業の企画・運営会社、そして官民の連携と調整を図ることを期待されている、オガール紫波㈱は平成21年に設立され、会社に対する町の出資比率は、設立当初の100%から平成22年度の増資に伴い39%とした。民間資本を入れたのは、しっかりと経営力のある会社になりたいということ。一方でいわゆる過去の各地での3セクの誤りを払しょくしたい一方で、官の信用も確保したいという意図もある。また正社員は5人である。うち4人はプロパーである。
- ・会社の運営における財源は町からの委託事業であり、平成21年度から、「民間活力誘導業務」として年に1,400万~2,000万円弱、ほかに「仮想市街地PR事業（すなわちオガールプロジェクトの事前PR事業）」として1,500万円を3年間限定で、受託している。また産直「紫波マルシェ」の事業を実施し、情報交流館のコンシェルジュ業務を受託している。まだ赤字決算は出していない。ただ、将来的には不安定になると思われ、プラザ前の広場の管理を受託できないかと考えている。
- ・町とは将来的にプロジェクト内の施設管理業務を請け負う協定を結んでいるが、公平性の観点から、簡単ではないと考えている。
- ・オガール紫波㈱としては、町有地に建物を建て、ドコモショップに貸しているが、プロジェクト敷地内ではなく、それ以外に資産はない。

3. 町、オガール紫波㈱、オガールプラザ㈱の役割分担について

- ・町は地主である。オガール紫波㈱が開発区域のマネジメント業務、オガールプラザ㈱が建物の建設、所有と保有を担当し、管理は管理組合が行っている。敷地は町からの定期借地（30年）、建物の一部は完成後、町へ売却している。また町役場の公民連携担当部署がプラザ内にオフィスを持っている。
- ・管理組合は建物が区分所有によるため設立され、その管理業務をオガール紫波㈱が受託している。情報交流館（図書館、交流センター）は町所有、民間テナント部分はオガールプラザ㈱の所有、オガール紫波㈱もオガールプラザ㈱からオフィスとマルシェ部分を賃貸している。金融スキームを駆使した結果、このような形となった。本スキーム立案では町として、東京の山口正洋氏とフィナンシャルプランナー契約を行った。なお、将来の借金返済時は2社の合併構想がある。



【参考2】 オガール紫波 事業ストラクチャー図(オガール紫波㈱資料より)



【参考3】オガール紫波 事業資金スキーム図(オガール紫波㈱資料より)

4. 産直「紫波マルシェ」について

- 商品出品の登録の為の入会金は50,000円とし、10年間で有効である。また販売委託手数料については売り上げの15%を基本としている。これは産直としては平均的な値ではないか。町内には産直が計9か所あるが、他の産直は売り子は当番で自らやることになっているが、オガールでは売り手がいるのがメリットと考えている。
- 近くにはユニバースというスーパーがあり、マルシェも競争が激しくなると思われるが、現在のところ、新鮮さ、安さ、安全さで好調を維持できている。カップル客の来訪も多い。



オガールプラザ外観(左)と建物内コリドー(下)



5. 紫波駅周辺、町全体、その他のこと

- ・紫波町の中心市街地は、JRの日詰駅に近い日詰地区周辺であったが、それでも明治に敷設された路線であり、駅まで距離があった。そのため新駅の設置が課題となり、JR東日本創設後初めての請願駅として紫波駅は開設された。これは一世帯あたり1万円近く寄付している計算となる。町役場の職員へのノルマはもっと多額であった。だが、現在、駅東側は新幹線が通り、出入りできる構造となっていない。また現在の一日当たりの乗降客数は約5,000人である。
- ・紫波駅西側周辺は盛岡へのベッドタウン、かつ良好な住宅地となっているが、元来の市街地は必ずしもそうではない。将来予定される、町役場の移転は議会で承認されたが、今後投資が紫波駅周辺に集中することが予想され、旧市街地からの不満と、その活性化が町としての主要なテーマとなってくることは予想される。
- ・オガール事業はお陰様で、全国的な関心と評判を呼び、オガール紫波のHPの閲覧数は一日4万件を超える。また本事業のエンジンであった岡崎氏は、本プロジェクトで培ったノウハウを武器に地域コンサルティング業として、被災地も含め、引っ張りだこの状態である。これは有難いことで、町長、岡崎氏、金融担当の山口氏などのキーマンの存在が欠かせなかったといえる。



JR紫波駅



オガールプラザ北側外観



オガール紫波プロジェクト鳥瞰イメージ図
(オガール紫波(株)HPより)



オガール紫波(株)でのヒアリング風景

○岩手県紫波町「紫波町公民連携基本計画—公共施設整備と町有地の有効活用—(抄)」

平成 21 年 2 月 10 日制定



第1編 計画の目的

1-1 はじめに

“町民の資産”である町有地を活用して、財政負担を最小限に抑えながら、公共施設整備と民間施設等立地による経済開発の複合開発を目的に基本計画をまとめました。

本事業の立地にあたっては、民間との連携により事業を進めます。

本町は、「環境と福祉のまち」を掲げ、循環型のまちづくりを推し進めてきました。

同時に、平成 16 年から「持続的に自立できる紫波町行財政計画」(以下「自立計画」とします。)を策定し、職員数の削減や民間活力による新たな行政手法の導入を続けてきました。しかし、長引く経済の低迷や地方交付税の減少に伴う町の歳入減、公共施設の老朽化など多くの課題を抱えています。特に、老朽化の著しい役場庁舎及び町民ニーズの高い図書館の整備が必要となっています。

紫波中央駅前にある町有地は、平成 10 年 7 月に(財)岩手県住宅供給公社から役場庁舎を含む公共施設の整備を目的として取得したものです。

この土地は、現在、多目的屋内スポーツ施設「サン・ビレッジ紫波」とパークアンドライド駐車場 1 の整備を行っているほかは、未利用の土地となっています。町では、公民連携手法により“町民の資産”である町有地を活用して、財政負担を最小限に抑え、必要な公共施設の整備を行うことと民間による経済開発の複合開発を目的に基本計画を取りまとめました。

本計画は、公共施設整備とこの土地利用を含む経済開発を具体的に策定していく上での基本的な考え方など、町が目指す方向性を示すものです。

本事業の実施にあたっては、民間事業者との連携により事業を進め、事業の提案にあたっては、民間事業者の自由度を確保することを予定しています。このことから、基本計画では基本の方針や主な条件を掲げ、町の場合は例示として掲げるにとどめています。

計画の詳細については、今後、この基本計画に基づき、公共施設の内容や配置、事業手法等について定める「事業計画(実施方針)」を策定し、これに基づいて民間事業者からの提案を受けながら具体化する予定です。

町では、本計画の実施にあたり、今まで進めてきた循環型のまちづくり及び市民協働によるまちづくりを基本としながら、町と民間の連携による持続可能な成長を着実に進めていきたいと考えています。

1-2 計画の位置付け

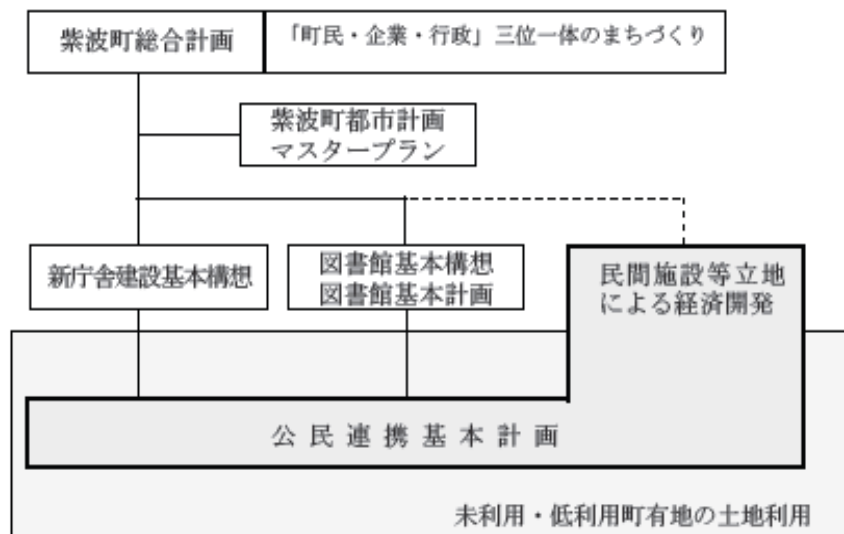
本計画は、公民連携手法による役場、図書館の建設と町有地を活用した経済開発の方向性を示すものです。

本計画は、「紫波町総合計画」を上位計画とし、「紫波町都市計画マスタープラン」に基づきながら、「新庁舎建設基本構想」、「図書館基本構想・基本計画」を公民連携手法により実現しようとするものです。さらには、未利用又は低利用の町有地を活用した経済開発を図ろうとすることは、「自立計画」に沿うものです。また、平成19年度に紫波町PPP推進協議会が行った「紫波町型公民連携における町民・民間のニーズ把握と合意形成プログラム調査結果」を踏まえ、公共施設建設の整備と民間の経済開発の方向性を示すものです。この計画のイメージを図1-1に示します。

計画の実施にあたっては、町と事業に参加しようとする民間事業者が連携して行うこととし、民間事業者は、町の開発理念を十分に理解した上で、自由な発想により事業を進めていかなければなりません。

なお、本計画は、より良い結果、成果を導くために、民間事業者の提案や資金、技術的理由を考慮して、常に修正していくものです。

■ 図1-1 計画のイメージ



1-3 本計画における公民連携とは

本計画における公民連携は、公共施設の整備にあたって、町と民間事業者、NPO、町民等がそれぞれの役割を分担し、目的決定、施設整備・所有、事業運営、資金調達などを行うことと定義します。

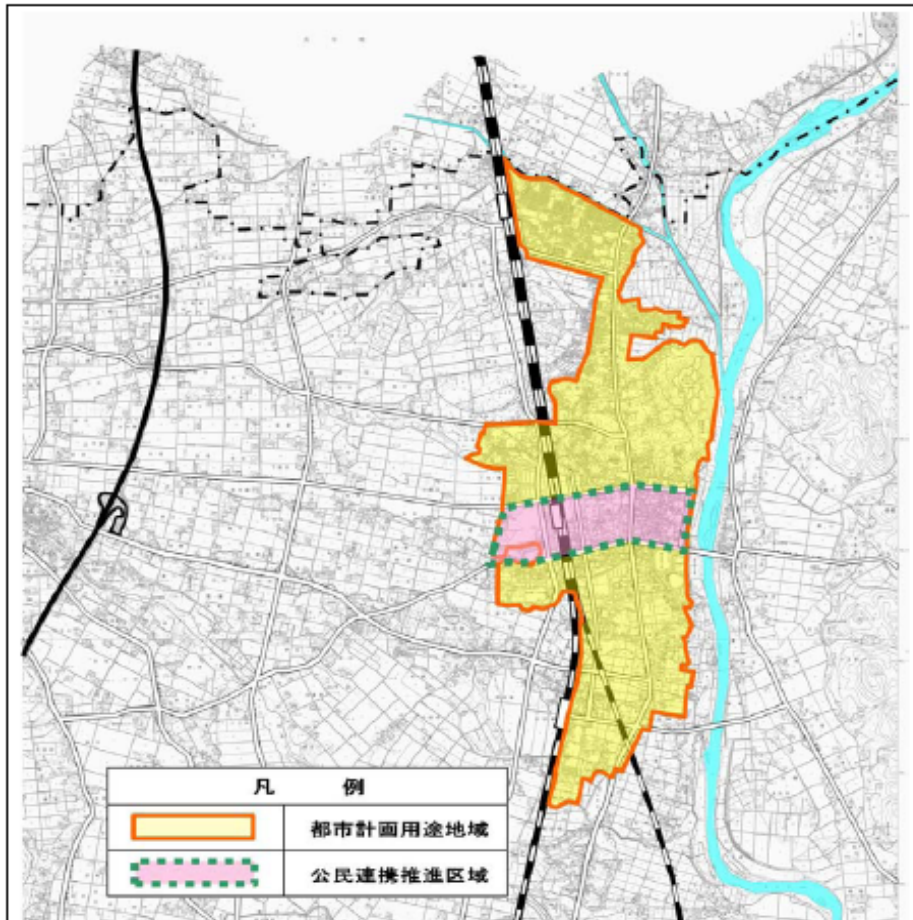
1-4 計画地

(1) 公民連携推進区域の位置設定

公民連携推進区域に役割を持たせ、開発区域の地域間ネットワークを図ることで区域の魅力を向上させます。

本町は、公民連携によるまちづくり事業を進めようとしていますが、本計画では、町有地を活用する公民連携(公共資産活用型)に取り組むため、本町の人口、経済活動、市民活動等が集中する都市計画用途地域内に、図1-2に示すとおり、公民連携推進区域を設定します。この公民連携推進区域を日詰商店街地区、日詰西地区、紫波中央駅前地区の3地区に分け、それぞれに役割を持たせて開発区域の地域間ネットワークの構築を図ることで、区域の魅力を向上させ、中心市街地全体の地域価値を向上させます。

■図 1-2 位置図



(2) 公民連携開発区域の区域設定

日詰商店街地区、日詰西地区、紫波中央駅前地区の3地区とします。

公民連携開発区域は、開発及び関連事業を行う区域とします。

公民連携推進区域のうち、本計画で開発及び関連事業を行う区域を「公民連携開発区域」として設定します。この開発区域は、周辺地域からの交通と人の流れが交わる区域であり、図1-3のように幹線道路で囲まれていることから、3地区間の連続性と回遊性を確保することにより一体的な開発が可能な区域となります。現在、幹線機能が未整備となっている箇所については、区域の開発に併せて整備を行います。

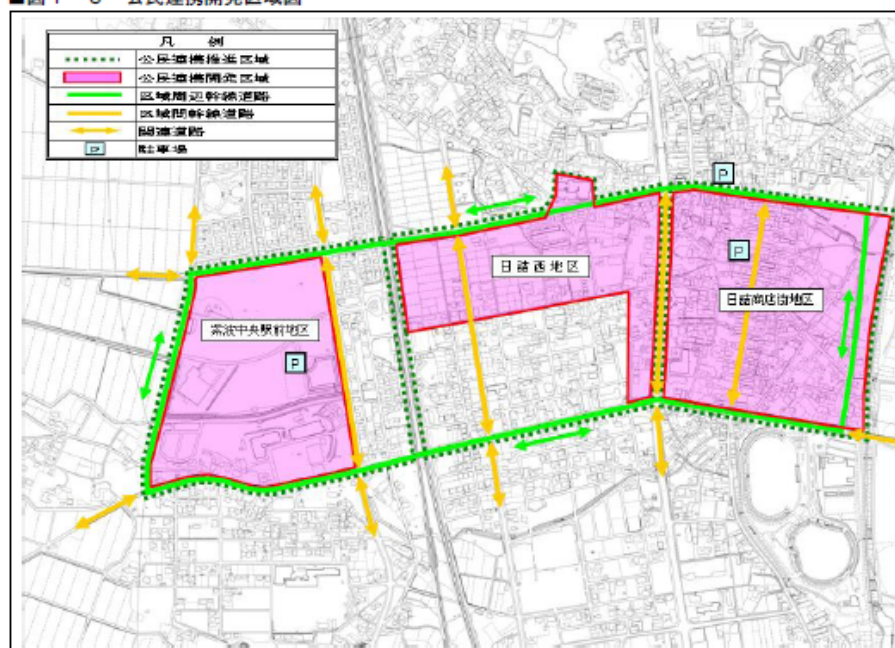
区域1:日詰商店街地区 日詰商店街地区は、藩政時代から商業地として、町の中心になってきた地区です。旧法による中心市街地活性化基本計画における中心市街地の中核でもありました。都市機能の拡散による相対的な求心力の低下や定住人口減少の打開が課題であり、「くらしのみちゾーン整備事業」や「日詰地区まちづくり交付金事業」を進めています。

区域2:日詰西地区 日詰西地区は、昭和49年から63年までの西裏地区土地区画整理事業によ

り住宅地が形成されました。現在は、都市計画街路沿線に、事務所、商店、学習塾、ホテル、その他サービス業などの民間施設が立地し、商業・業務エリアとなりつつあります。

区域3: 紫波中央駅前地区 紫波中央駅前地区は、岩手県住宅供給公社と町により住宅開発、公益施設の整備が行われた地区で、417戸 1,378人(平成20年4月1日現在)の人が暮らしています。紫波中央駅前地区は、町有地である10.7haの中にパークアンドライド駐車場や多目的屋内スポーツ施設が整備されています。

■図1-3 公民連携開発区域図



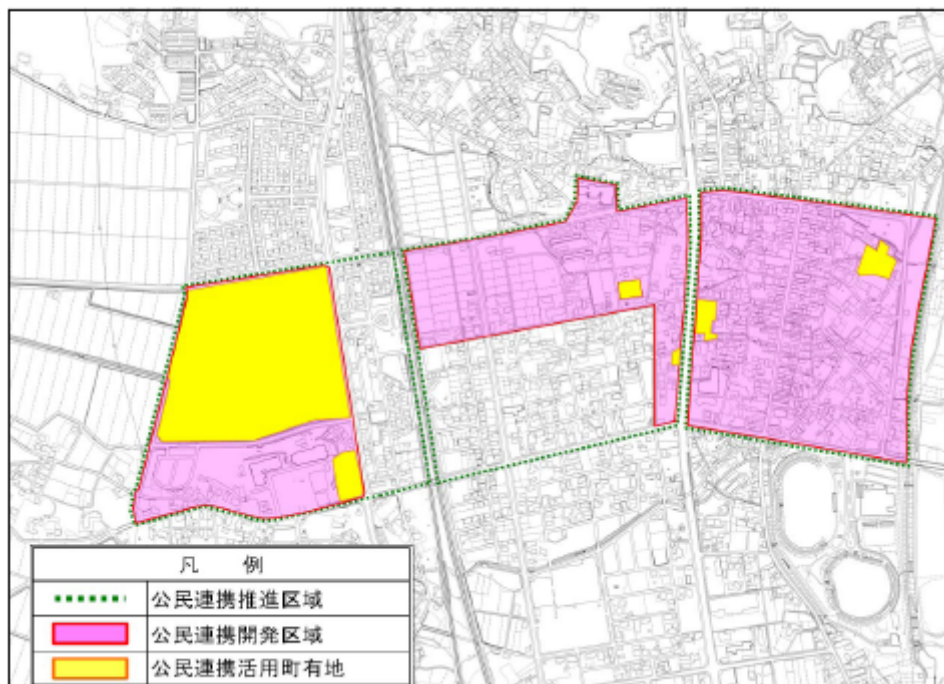
(3) 公民連携活用町有地の設定

公民連携活用町有地とは、公民連携手法による公共施設整備及び経済開発の対象となり得る土地です。

公民連携開発区域の中にある町所有の土地のうち、図1-4のように公民連携活用町有地(以下「開発町有地」とします。)を設定します。公有地活用2による公民連携手法を用いた公共施設整備及び経済開発の対象となり得る土地です。

また、これらの開発町有地への交通アクセスを改善するために、関連事業を行います。

■図 1-4 公民連携活用町有地



(第2編から第6編まで略)

第7編 公民連携手法の導入

7-1 公民連携手法の導入

(1) 公民連携手法の導入

本計画の実施にあたっては、VFM、民間事業者の採算性・安定性の確保、町と民間事業者との適切なリスク分担に留意して公民連携手法を導入します

本計画の実施にあたっては、次の3点に留意して、町有地を活用した公民連携手法9を導入します。

- ① VFM(Value for Money)10の最大化
- ② 民間事業者の採算性・安定性の確保
- ③ 町と民間事業者との適切なリスク分担

(2) 公民連携手法の効果的展開

本計画を効率的・効果的に展開するため、一括してマネジメントを行う必要があります。基盤整備等には、国の交付金事業の活用を図ります。

本計画を効率的・効果的に展開するためには、計画・設計から工事、事業運営の各段階におい

て、同一の機関が一括してマネジメントしていく必要があります。基盤整備及び公共施設の整備にあたっては、国の交付金事業の活用を図ります。

(3) 公民連携手法の実施

詳細な事業手法については、今後、「事業計画(実施方針)」を策定する過程でさらに検討しますが、現時点では、未利用町有地の民間施設への賃貸と、公共施設と民間施設の一体的な整備・運営を行う予定です。なお、運営については、最も効率的・効果的な手法を検討するものとします。

今後は、民間事業者の提案に基づき、そのノウハウや創意工夫を最大限に活用していきます。また、広く町民の意見を聴きながら取り組んでいきます。

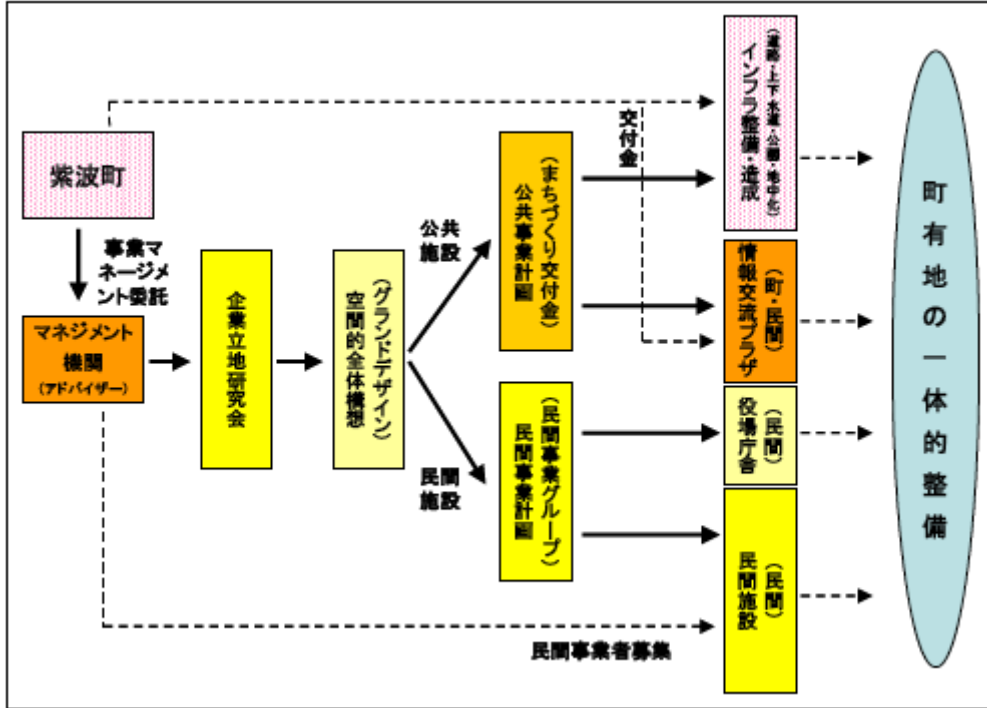
7-2 国の交付金等の活用

まちづくり交付金を活用する場合のイメージを示します。

本計画の実施にあたっては、まちづくり交付金など国の交付金事業を活用します。本計画でまちづくり交付金事業における公共事業と民間事業のイメージを次に示します。なお、これは、交付金を活用した場合の事業イメージであり、事業者の提案や交付金の制度的課題、他の補助金を活用する場合など、状況によって実施方法は変わってきます。

まちづくり交付金の場合には、基盤整備工事は、基幹事業として町が事業主体となります。情報交流プラザ(図書館)は基幹事業及び提案事業として、官民の複合施設を想定しています。役場庁舎及び民間収益施設については、交付金の対象外であり、民間事業となります。

■ 図 7-1 交付金事業における公共・民間事業のイメージ



2. 第3章関連(官民連携による地域空間管理に関する他自治体の諸制度に関するもの)

○北海道清里町「清里町管理の道路橋梁及び河川の維持管理条例」

平成 17 年 11 月 29 日

条例第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、清里町が維持管理する道路橋梁及び河川の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者による維持管理)

第 2 条 道路橋梁及び河川の維持管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第 3 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 道路橋梁及び附帯施設の維持管理に関する業務
- (2) 河川及び附帯施設の維持管理に関する業務
- (3) その他町長が必要と認める業務

(指定管理者が行う維持管理の基準)

第 4 条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他町長が定めるところに従い、前条の業務を行わなければならない。

(原状回復義務)

第 5 条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は指定が取り消され、若しくは業務の全部及び一部の停止を命ぜられたときは、維持管理しなくなった道路橋梁及び河川をすみやかに原状に回復しなければならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 6 条 指定管理者は、道路橋梁及び河川に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○北海道清里町「清里町管理の道路橋梁及び河川の維持管理にかかる指定管理者募集要項」

(平成 24 年度から 5 か年間を対象)

「清里町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「清里町管理の道路橋梁及び河川の維持管理条例」の規定により、指定管理者を下記のとおり募集します。

1 施設の概要

(1) 施設の名称

清里町管理の道路橋梁及び河川

(2) 所在地

上記(1)の存在する個所

2 指定管理者の行う維持管理の基準

(1) 関係法令の遵守

指定管理業務にあたっては、道路法、道路交通法、労働安全衛生法、地方自治法、清里町普通河川条例、清里町管理の道路橋梁及び河川の維持管理条例、清里町個人情報保護条例、清里町行政手続条例、清里町情報公開条例及び、その他関係法令を遵守すること。

(2) 施設の維持管理及び建設事柄機械の維持管理

ア 施設の維持管理にあたっては、道路の保全及び安全かつ円滑な交通の確保並びに河川の安全を保持すること。

イ 町が所有する建設事柄機械及び事務所(備品含む)【別記 1】は無償で貸し付けるものとし、その維持管理、補修費は指定管理者の負担とする。

ウ 施設に係る第三者の損害賠償責任を担保するため、町が定めた基準(業務処理要領)の損害賠償等保険に加入しなければならない。なお、これに伴う経費は指定管理者の負担とする。

3 指定管理者が行う業務

(1) 道路橋梁及び附帯施設の維持管理に関する業務

- ・道路橋梁及び附帯施設の維持管理業務
- ・除雪業務

(2) 河川及び附帯施設の維持管理に関する業務

- ・河川及び附帯施設の維持管理業務

(3) その他町長が必要と認める業務

4 指定期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。ただし、清里町公の施

設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定により、指定管理業務を継続することが適当でないときとは指定を取消すことがあります。

5 指定管理者の委託料(基準価格)

指定管理者の委託料は、下記基準価格を上限とする。従って、これを超える事業計画及び収支予算書の提案は、資格審査で失格となるので充分留意すること。

なお、最終的な委託料は指定管理者の提案を基準に、町と指定管理者との協議によるものとする。

基準価格 463,800,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

※申請にあたっては、年次毎の内訳を添付すること。

6 委託料提案額の取り扱い

(1) 業務執行にあたり、再委託等を行う場合は町-の事前届出によるものとし、委託料等の支払いは原則として提案額の積算によるものとする。ただし、業務実績の多少及び積算単価の変動等により、提案額の10%を超える差異が生じた場合は、その超えた分の処置について町と対応を協議しなければならない。

なお、10%を超える不用額及び必要額が生じた場合は、当該委託料を精算するものとする。

(2) 管理延長について、年度内に5.0km以上の増減があった場合には、委託料の変更を行うことが出来る。

7 特定経費に係る精算

町貸与の車輦に係る修繕料については、精算方式によることとする。なお、1件で50万円以下のものは指定管理者において専決できるものとするが、1件50万円を超えるもの又は、50万円以下であっても委託料に積算した修繕料の総額を超える場合は、町と協議し承課を受けなければならない。

町の承認を得ないで修繕料の総額を超えて修繕を行った場合は、町はその修繕料を除外し、精算するものとする。

8 応募資格

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を維持管理できる法人その他の団体(以下「団体等」という。)で、次の事項を満たすこととします。

(1) 団体等であること。(法人格の有無は問わない。)

ア 町内に事務所若しくは事業所を有し、又は事務所若しくは事業所を設置予定で、従業員は清里町に居住すること。

(2) 団体等又はその代表者が次の事項に該当しないこと

ア 法律行為を行う能力を有しない者

- イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 国税及び道税、町税を滞納している者
- (3) 団体等の人員、資産その他の経営の規模から施設の維持管理能力を有すること
- (4) 施設の維持管理にあたって資格、免許等が必要な場合は、その資格を有すること

9 応募方法

応募にあたっては、以下の書類を町に提出していただきます。なお、町が必要と、懇める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 応募書類

- ア 指定申請書(様式略)
 - イ 申込資格を有していることを証する書類(略)
 - ウ 事業計画書(様式略)
 - エ 収支予算書(様式略)
 - オ 団体等の経営状況を説明する書類
- ・前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産取引活動をしている団体のみ)
 - ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成している団体等のみ)
 - ・現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類(既に財産取引活動をしている団体等のみ)
 - カ 団体等の活動内容等を記載した書類
 - ・事業報告書(作成している場合のみ)
 - ・役員名簿及び細.織に関する事項について記載した書類又はこれに相当する書類
 - キ 指定管理者-の応募を議決した取締役会、役員会又は総会等の議決書の写し

(2) 申込受付期間

平成23年10月 3 日(月)～平成23年11月16日(水)

(受付 午前8時15分から午後5時00分まで 土、日、祝日は除く)

(3) 募集要項の配布

募集要項の配布は、申込受付期間とします。

(配布 午前8時15分から午後5時00分まで 土、日、祝日は除く)

・要項は清里町のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.town.kiyosato.hokkaido.jp>

(4) 提出方法 持参又は郵送

(5) 提出部数 2部(原本1部・写し1部)

(6) 提出書類の取扱

費用 申請に係る費用は、申請者の負担とします。

書類 提出書類は、返却いたしません。

提出書類は、必要に応じて複写します。

提出書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(7) 募集要項配布及び申請書提出先

〒099-4492 斜里郡清里町羽衣町13番地 清里町役場 建設課建設管理グループ

電話 0152-25-3572 FAX 0152-25-3571

10 現地説明会の実施

現地説明会を、次のとおり開催します。参加を希望される場合は、団体等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめご連絡ください。(1団体3名まで)

(1)開催日時 平成23年10月18日(火) 9時～ 1時間程度

(2)開催場所 清里町役場 1F 小会議室

11 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1)受付期間 平成23年10月18日(火)から平成23年10月24日(月)まで

(受付 午前8時15分から午後5時00分まで 土、日、祝日は除く)

(2)受付方法 質問書(別紙様式A)に記入の上、提出してください。

12 選定基準

以下の選定基準に基づき、総合的に候補者を選定します。

(1) 道路の保全、安全かつ円滑な交通の確保並びに河川の安全保持が図られること

(2) 施設の適切な維持管理に係る業務の効率化及び経費の合理化が図られること

ア 業務の効率化により維持管理経費の合理化が図られること

イ 維持管理に事業者の創意工夫があること

(3)施設の維持管理を安定して行う人的及び資産能力を有しており、又は確保できる見込みがあること

ア 申請者の実演

イ 人的能力(管理運営組織)

ウ 資産能力

エ 申請者の安定性、信頼性、継続性

オ 申請者の取組み姿勢(業務への意欲、熱意)

カ 維持管理の透明性、公平性

キ 職員の管理、育成

(4)地域の民間事業の創出や雇用機会の確保が図られる見込みがあること

ア 事業機会の創出

イ 地元雇用の確保、拡充

13 有効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が言己載されていないもの。
- (3) 申請書の記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他、選考委員会で協議の結果、審査を行うにあたって不相当と認められるもの。

14 候補者選考結果の通知

選考結果は、申請書を提出した応募者全員に文書で通知します。

15 指定管理者の決定

候補者として選考された団体等については、地方自治法の規定に基づき清里町議会の議決を経て決定(指定)されます。

16 協定書の締結

決定(指定)後、選定された団体等と維持管理に係る協議を行い基本協定を締結し、また、毎年度の事業計画書の協議をもって単年度協定(年度委託料含む)を締結します。

17 その他

- ① 指定管理者制度による当惑管理運営事業に係る会計区分は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、独立した経理区分を行うこと。
- ② 町は指定管理業務に関わる会計諸帳簿類、支出伝票等を定期的に検査するものとする。
- ③ 指定管理者は、指定管理業務について監査委員が事業監査を実施することを決定した場合は、これを受け入れなければならない。
- ④ 指定管理業務に要する原材料類、機械・器具類、労務者等使役する者及び再委託を行う場合は、可能な限り町内で調達しなければならない。ただし、調達不可能な場合、又は町内調達が著しく不利な場合はこの限りでない。
- ⑤ 建設機械センター事務所に職負を常駐させ、電話、来訪者等の対応を適切に行うこと。
- ⑥ 災害発生時及び警報・注意報発令時等において、初動的又は予防的な体制を構築すること。

18 配布書類・様式(略)

19 参考資料(略)

- (1) 道路台帳
- (2) 町道路級別路線図
- (3) 河川一覧
- (4) 橋梁所在図

○北海道大空町「大空町管理の道路橋梁及び河川の維持管理条例」

平成 21 年 9 月 17 日

条例第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大空町が維持管理をする道路橋梁及び河川の維持管理について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者による維持管理)

第 2 条 道路橋梁及び河川の維持管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第 3 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 道路橋梁及び附帯施設の維持管理に関する業務
- (2) 河川及び附帯施設の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が別に定める業務

(指定管理者が行う維持管理の基準)

第 4 条 指定管理者は、法令、条例、条例に基づく規則その他町長が定めるところに従い、前条の業務を行わなければならない。

(損害賠償)

第 5 条 指定管理者は、道路橋梁及び河川に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

3. 第4章関連(官民連携による地域空間管理に関する古河市の諸制度に関するもの)

○古河市「公の施設における指定管理者制度導入基本方針」(抄)

平成 17 年 12 月公表

第1章 公の施設における指定管理者制度導入基本方針

はじめに

平成 15 年 6 月に地方自治法第 244 条の 2 の一部改正により、公の施設の管理については、これまでの管理委託制度に代わり指定管理者制度が創設され、同年 9 月から施行されています。

この新たな制度は、民間事業者も施設管理者の対象としており、公の施設のサービス向上や管理経費の縮減などに効果を発揮するものと期待されていますが、実際の導入に際しては、施設ごとの真のニーズや適正コスト等様々な課題が想定されるため、「導入基本方針」をここに定め指定管理者制度への円滑な対応を図ります。

1. 本方針の位置づけ

指定管理者制度は、公の施設の管理運営に関して、従来の管理者の範囲の制限をはずしたもので、その枠組みが大きく変わります。古河市においては、指定管理者制度導入を契機として、公の施設すべてについて、「施設の概要調査」をもとに施設のあり方や管理運営方針等の検討を行います。

本方針は、そうした取り組みとともに、指定管理者制度導入にあたって制度を最も効果的に活用するため、その対応についての基本的な考え方をまとめたものです。

今後、本方針を踏まえ、公の施設の管理運営方針(案)を策定し、指定管理者制度へと移行していきます。

2. 制度導入についての基本的な考え方

指定管理者制度導入に当たっては、公の施設に対する市民のニーズが多様化するなかで、さらに柔軟性や専門性の求めに応えるため、民間事業者のノウハウを積極的に活用していきます。

また、制度を導入することで、古河市の公の施設全般の市民サービス向上と経費の効率的な活用を図るとともに、継続的に評価を行いながら必要に応じて見直しを行います。

- ① 民間事業者等を広く積極的に活用していきます。
- ② 公の施設全般の市民サービス向上と経費の効率的な活用を図ります。
- ③ 施設ごとに管理運営に関する事業評価を行っていきます。
- ④ 古河市は公の施設の設置者として、指定管理施設でも市民への施設責任を負います。

3. 制度導入施設の検討と段階的移行

古河市の公の施設について、指定管理者制度導入可能なすべての施設について検討していきます。

その中でも「現行において全面的に管理委託している施設」については、原則として平成18年4月から指定管理者制度導入に移行していきます。

また、それ以外の施設については、制度導入によるメリットが見込めない施設を除き、「指定管理者移行計画」を策定し、条件や準備を整えながら段階的に移行していくものとします。

4. 指定管理者選定についての考え方

(1) 選定方法

制度の趣旨を踏まえて、原則公募による選定を行います。公募に際しては、十分な期間を設定し、施設の情報を提供します。また、事業者から施設で実施する事業の企画等の提案型も取り入れていきます。

なお、以下の理由に該当するときは、公募によらないで選定することができるものとします。

- ① 地域住民による自主的な管理運営を確保する必要があるとき。
- ② 設置目的から特定の法人等に管理運営させる必要があるとき。
- ③ 適正な維持管理のもとに効果的にサービスを提供することが特定の法人に限られるとき。
- ④ 施設の廃止、用途変更の予定を勘案して現行の管理受託者を選定するとき。
- ⑤ 公募を行わない合理的な理由があるとき。

ア、現在、市の出資団体が管理しているもので、団体の経営方針やプロパー職員の雇用等について検討期間を要することから、当該管理団体を指定管理者とすることが必要な場合。

イ、現在、施設を管理している団体が、当該施設の管理を行うこととなった経緯、及び管理の実態等を考慮し、当該団体を指定することが特に適当と認められ、かつ、当該施設の管理が安定的に行われ、今後とも安定的な管理が見込まれる場合。

ウ、現在、施設を管理している団体（市の出資団体を除く）が、当該施設の設置段階から関与し、これまで当該団体による施設管理が安定的に行われ、今後も安定的な管理が見込まれる場合。

(2) 公募方法と期間

公募は、古河市の広報、ホームページを活用し、公募に際し周知すべき項目について要綱を作成します。また、公募の期間は、原則として1ヶ月以上確保します。

(3) 選定の評価基準

選定については、提出された事業計画書を総合的に審査し、最も適当と認める事業者を選定します。また、市民と事業者に対して、説明責任を果たせるよう公平、公正な選定のために、以下のことを考慮して評価基準を作成します。

- ① 施設運営において市民の平等な利用の確保。
- ② 施設の効用を最大限に発揮（サービス向上）するとともに、その効率的な管理（経費の縮減）。
- ③ 施設管理を安定して行うことができる、物的能力及び人的能力。
- ④ 施設の性質又は設置目的に応じた施設の重点項目。（施設の業務内容によって、評価項目が異なる。例人的サービス、事業企画、維持管理）

(4) 選定体制

公平、公正な評価により選定するため、市民や学識経験者を含めた選定審議会を設置します。

5. 指定手続等に関する基本事項

(1) 条例の制定、改定

制度の導入に伴い必要となる条例の整備は、個別の施設の設置管理条例の制定、改定により行います。

(2) 管理基準と管理業務の範囲

市民が公の施設を利用するための基本的条件（休館日、開館時間等）を定めます。また、施設ごとに実施する事業を明確にし、指定管理者が行う管理業務の範囲を定めます。これに基づき、仕様書を作成します。

(3) 指定期間

指定期間は、施設で実施している事業に応じた適切な期間とする必要があるため、施設ごとに定めますが、原則として以下のとおりとします。

- ① 維持管理が施設管理の中心業務となる施設は、3年程度の短期間とします。
- ② 人的サービスや事業企画等の成果を要する施設は、5年程度の期間とします。
- ③ 公募によらずに現行の管理受託団体を指定管理者とする施設は、2～3年とします。ただし、施設の事情によって期間の増減ができるものとします。
- ④ 施設運営の見直しを検討している施設は、1年とします。

(4) 利用料金制度

既に利用料金（使用料等）制度を導入している施設については、引き続き導入するものとします。

また、その他の施設については、指定管理者制度と利用料金制度を合わせて導入することにより、効果的、効率的な管理及び市民サービスの向上が期待できるなどの効果が認められる施設については、原則として導入するものとします。

(5) 使用許可

法令等に定めがあるものを除き、権限を委任することにより公の施設の効果的、効率的な管理が図られる施設については、原則として指定管理者に権限を委任するものとします。

(6) 個人情報保護

指定管理者制度では管理権限が委任されるため、個人情報保護条例の規定のとおり個人情報の適正な取り扱いを確保していきます。さらに、施設ごとに作成する協定の中に、個人情報の取り扱いの取り決めと事故が発生した場合の対応を定めます。

(7) 協定の締結

指定管理者の指定告示後に、仕様書や事業計画書に基づいて、指定管理者への委託費の支払いや管理の詳細について協定を締結します。その際、あらかじめ経費を複数年確定しておくことは、財政的にメリットがありますが、反面社会状況の変化に対応できないデメリットもあります。そのため、包括的な指定期間内にわたる協定（基本協定）と、経費の詳細等を定める協定（年度協定）とに分けて定め、その両方の協定を締結します。

なお、指定管理者の業務は、議決により定められた指定期間の開始の日からとなるため、業務の開始日前に準備行為等を行わせる場合は、別途、契約を締結します。

(8) 指定管理者の継続的評価

指定管理者による管理の実施状況については、当初の事業計画書のとおり実施されたか、それにより適切な市民サービスが提供されたかなど事業報告を求め、毎年度継続的に評価していきます。

また、その際に、第三者による評価制度を活用していきます。

6. 導入に向けて今後の進め方

合併前の旧市町における検討結果を踏まえながら、新市としての考え方を統一するため、再度、「公の施設の概要調査」を行うことで現況を把握します。「古河市行政改革推進本部幹事会」においてコストやリスクの分析をするとともに、本方針に基づき「公の施設の管理運営方針（案）」を策定します。これを「古河市行政改革推進本部会議」でさらに審議し、管理運営方針とその対応・指定管理者導入計画及び施設のあり方について最終的な決定をします。

指定管理者制度に移行する施設については、一連の手続きにより指定管理者を指定し、指定管理者による施設の管理運営を開始していきます。

(第2章以下略)

○古河市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成 17 年 9 月 12 日

条例第 59 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条第 1 項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)に係る法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の募集等)

第 2 条 市長又は教育委員会(以下「市長等」という。)は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を古河市公告式条例(平成 17 年条例第 3 号)に規定する掲示場への掲示その他の適当な方法によって明示し、法人その他の団体(以下「法人等」という。)で指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 応募資格
- (3) 募集期間
- (4) 指定管理者の選定の基準
- (5) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (8) 申請の方法
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、市長等は、次の各号に掲げる理由のいずれかに該当するときは、公募によらないで指定管理者の候補者を選定することができる。

- (1) 当該公の施設において地域住民による自主的な管理運営を確保する必要があるとき。
- (2) 当該公の施設の設置目的を実現し、又は市の計画を実施するために、特定の法人等に当該公の施設を管理運営させる必要があるとき。
- (3) 当該公の施設の適正な維持管理を確保しつつ、住民に対し効果的にサービスを提供することができるものが特定の法人等に限られるとき。
- (4) 当該公の施設の廃止又は用途変更の予定を勘案して、選定の際現にその管理を行っている法人等を指定管理者の候補者に選定するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公募を行わないことについて合理的な理由があると市長等が認めるとき。

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長等が指定する期日までに、市長等に申請しなければならない。

- (1) 当該公の施設に係る指定の期間内における管理の業務に関する事業計画書及び収支予算書
- (2) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経理の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 法人にあっては定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書、法人以外の団体にあっては会則等当該団体の組織活動の基本となるものを記載した書類
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める書類

(指定管理者の候補者の選定等)

第 4 条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容について次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補者に選定するものとする。

- (1) 当該公の施設の運営において住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 当該公の施設の効用を最大限に発揮するとともにその効率的な管理が図られること。
- (3) 当該公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長等が当該公の施設の性質又は設置目的に応じて別に定める基準

2 市長等は、前条の規定による申請がないとき、又は申請に係る法人等が前項各号のいずれかに該当しないときは、市が出資等をしている法人、公共団体又は公共的団体で前項の基準に該当するものを指定管理者の候補者に選定することができる。

3 市長等は、前 2 項の規定により指定管理者の候補者を選定しようとするときは、古河市公の施設指定管理者選定審議会に諮問しなければならない。

(再度の選定)

第 5 条 市長等は、前条の規定による選定をした後、選定した法人等を指定管理者に指定することが不可能となり、又はその法人等が前条第 1 項に規定する選定の基準に適合しなくなる等の理由により指定管理者の候補者として著しく不適当と認められる事情が生じたときは、第 3 条の規定による申請に係る法人等(当該選定した法人等を除く。)のうちから再

度前条の規定により指定管理者の候補者を選定することができる。この場合における前条第 2 項の規定の適用については、同項中「前条の規定による申請がないとき」とあるのは「次条に規定する選定した法人等以外に前条の規定による申請に係る法人等がないとき」とする。

(指定管理者の指定等)

第 6 条 市長等は、前 2 条の規定により選定した指定管理者の候補者を法第 244 条の 2 第 6 項の規定による議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、前項の規定による指定を行ったときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第 7 条 前条第 1 項の規定により指定を受けた法人等は、市長等との間で当該指定に係る公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定において定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 第 3 条第 1 号の事業計画書に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (5) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) 物品の所有権の帰属に関する事項
- (8) 利用者等に係る個人情報(古河市個人情報保護条例(平成 17 年条例第 20 号)第 2 条第 1 号に規定する個人情報をいう。)の保護に関する事項
- (9) 管理に当たって保有する情報の公開に関する事項
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

(変更の届出等)

第 8 条 指定管理者は、その名称又は所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長等に届け出なければならない。

2 市長等は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

(事業報告)

第 9 条 指定管理者は、毎年度終了後 60 日以内(法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定

管理者の指定を取り消された法人等にあつては、その取り消された日の翌日から起算して60日以内)に同条第7項の規定に基づき、その管理する公の施設に関し次に掲げる事項を記載した事業報告書(以下「事業報告書」という。)を作成し、市長等に報告しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況
- (2) 利用状況
- (3) 使用料又は利用料金の収入状況
- (4) 管理経費の収支状況
- (5) その他管理の実態を把握するために市長等が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第10条 市長等は、法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長等は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより当該指定管理者に損害が生じたとしても、市は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の施設及び設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長等が認めたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の施設若しくは設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(秘密保持の義務)

第13条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、指定施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(公の施設指定管理者選定審議会)

第 14 条 市長等は、指定管理者の選定について諮問するため、古河市公の施設指定管理者選定審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議会の委員)

第 15 条 審議会は、8 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から市長等からの諮問事項についての審議を終えたときまでとする。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、指定管理者の指定手続等に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

○古河市道の駅地域振興施設の設置及び管理に関する条例

平成 23 年 6 月 16 日

条例第 69 号

(設置)

第1条 道路利用者の利便に供し、本市の農産物及び地域特産品の紹介、販売並びに地域情報の発信を行い、都市及び農村の交流を促進するとともに、産業の振興及び地域の活性化を図るため、古河市道の駅地域振興施設(以下「地域振興施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 地域振興施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 古河市道の駅地域振興施設

位置 古河市大和田 2623 番地

(施設)

第3条 地域振興施設は、次に掲げる施設その他当該施設に付随するものをもって構成する。

- (1) 直売施設
- (2) 物産施設
- (3) 加工施設
- (4) 飲食提供施設
- (5) 芝生広場
- (6) エントランス広場
- (7) 多目的ホール
- (8) 会議室
- (9) 公衆便所
- (10) 駐車場

(開館日及び開館時間)

第4条 地域振興施設の開館日及び開館時間については、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地域振興施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 244 条の2第3項の規定により、地域振興施設の管理を市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域振興施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 地域振興施設の利用の許可及び利用料金の徴収に関する業務
- (3) 地域振興施設の利用料金の減額若しくは免除又は返還に関する業務
- (4) 利用者(第9条第1項の規定により指定管理者の許可を受けた者をいう。以下同じ。)又は来館者(利用者以外の者で地域振興施設に来館するものをいう。以下同じ。)へのサービス向上のための物品の販売、飲食物の提供等に関する業務
- (5) 前各号に定めるもののほか、地域振興施設の運営に関し必要と認められる業務であって市長が別に定めるもの

(管理の基準)

第7条 指定管理者は、次に掲げる基準により前条に定める業務(以下「指定管理業務」という。)を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 地域振興施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 利用者及び来館者に対して平等かつ適正なサービスを行うこと。
- (4) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に扱うこと。

(指定管理者の指定手続)

第8条 指定管理者の指定手続等については、古河市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第59号)の定めるところによる。

(利用の許可)

第9条 第3条第7号及び第8号に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定による許可に管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可及び入場の制限)

第10条 指定管理者は、地域振興施設を利用しようとし、又は来館しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による許可をしないものとし、又は入館を禁止し、若しくは退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認められるとき。

- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者がその利用を不相当と認めるとき。

(目的外利用の禁止)

第11条 利用者は、許可を受けた目的外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の許可)

第12条 利用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用するときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の場合に生じる費用は、当該利用者の負担とする。

(利用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例及びこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 第9条第2項の規定により指定管理者が付した許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用の許可を受けた後において、第10条各号のいずれかの規定に該当することとなったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、指定管理者が管理上特に必要があると認めるとき。

(利用料金)

第14条 利用者は、施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項に規定する利用料金は、利用の許可を受ける際に納入するものとする。ただし、官公署、学校等が利用する場合であつて、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第15条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(利用料金の返還)

第16条 納付された利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない事由により利用ができなかったとき。
- (2) 利用者が規則で定める期間内に利用の取消しを申し出たとき。
- (3) その他指定管理者がやむを得ない理由があると認めるとき。

(原状回復の義務等)

第17条 利用者は、地域振興施設の利用を終了したとき、又は第13条の規定により利用できなくなったときは、直ちに原状に復し、指定管理者の検査を受けなければならない。

(損害賠償)

第18条 利用者又は来館者は、地域振興施設の利用又は来館に際して、故意又は過失により建物若しくは附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者の指定を取り消した場合等の特例)

第19条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じたとき、その他やむを得ない事由により市長が地域振興施設の管理を行うときは、別表に掲げる額の範囲内において定める使用料を徴収する。

2 前項の場合においては、第9条、第10条、第12条、第13条、第14条(第3項及び第4項を除く。)及び第15条から前条までの規定を準用する。この場合において、第9条、第10条、第12条及び第13条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「料金(以下「利用料金」という。）」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第15条(見出しを含む。)及び第16条(見出しを含む。)中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第17条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(別表以下略)

○古河市「公の施設の管理運営方針」

平成 24 年 4 月現在

古河市公の施設の管理運営方針

平成24年4月1日現在

NO	施設区分	施設の名称	管理運営方針	管理運営方針への対応	指定管理者導入計画			指定管理者名	所管課		
					選定方法	指定期間	導入時期				
1	保健・福祉・医療施設	認知福祉センター(健康の駅)	直営	庁舎別館としての利用度が高い施設のため直営とします。	—	—	—	—	総合福祉相談課		
2	保健・福祉・医療施設	古河福祉の森会館	直営		指定管理者制度の導入に向けた協議を行う前に、地域福祉センターとしての方向性を検討するため当面は直営とします。	—	—	—	—	健康推進課	
3	保健・福祉・医療施設	三和地域福祉センター	直営		指定管理者制度の導入に向けた協議を行う前に、地域福祉センターとしての方向性を検討するため当面は直営とします。	—	—	—	—	総合福祉相談課	
4	保健・福祉・医療施設	心身障害者福祉センターおおぞら	指定		指定管理者制度の導入に向けた協議を行い、課題、条件について検討するため当面は直営とします。	—	—	H24以降	—	障害福祉課	
5	保健・福祉・医療施設	心身障害者福祉センターたんぽぽ	指定		指定管理者制度導入中	非公募	1年	H24.4	古河市社会福祉協議会	障害福祉課	
6	保健・福祉・医療施設	認知老人福祉センター(せせらぎの堂)	指定			公募	5年	H21.4	古河市社会福祉協議会	高齢福祉課	
7	保健・福祉・医療施設	古河老人福祉センター	指定			公募	4年	H22.4	NPO ワークスコープ	高齢福祉課	
8	保健・福祉・医療施設	ファミリードット(心ゆき21)	指定			公募	5年	H21.4	古河市社会福祉協議会	子ども福祉課	
9	保健・福祉・医療施設	ネーブル子育て広場(ヤンチャ館)	指定			公募	5年	H21.4	古河市社会福祉協議会	子ども福祉課	
10	保健・福祉・医療施設	古河福祉の森診療所	直営			診療所経営のあり方について、地方独立行政法人化としての検討をしておくため、直営とします。	—	—	—	—	福祉の森診療所
11	保健・福祉・医療施設	尾崎国民健康保険診療所	直営			国民健康保険施設として継続のため直営とします。	—	—	—	—	尾崎国民健康保険診療所
12	保健・福祉・医療施設	ふれあいセンター	直営			指定管理者制度の導入に向けた協議を行う前に、ふれあいセンターとしての方向性を検討するため当面は直営とします。	—	—	—	—	高齢福祉課
13	保育所	上辺見保育所	指定			少子高齢化社会の到来や三世代共育に伴う保育運営費の一般財源化といった保育行政の改革の中で、限られた予算で保育の質を向上させつつ、多様な保育のニーズに対応していく上で、公立保育所は、従来の役割、位置づけについて大きく問われている。子どもの養育の利益を最優先することを念頭に置き、保育環境を分析し、保育サービスタ、保育コスト、保護者の意向等を踏まえ、公立保育所のあり方を検討するため、当面は直営とします。	—	—	H23以降	—	子ども福祉課
14	保育所	関戸保育所	指定		—		—	H23以降	—	子ども福祉課	
15	保育所	第一保育所	指定		—		—	H23以降	—	子ども福祉課	
16	保育所	第二保育所	指定		—		—	H23以降	—	子ども福祉課	
17	保育所	第三保育所	指定		—		—	H23以降	—	子ども福祉課	
18	保育所	第四保育所	指定		—		—	H23以降	—	子ども福祉課	
19	保育所	第五保育所	指定		—		—	H23以降	—	子ども福祉課	
20	文化施設	古河図書館	直営		図書館は、市民の学習する権利を保障する教育施設としての役割が求められ、長期的視野に立った運営が必要であることから直営とします。		—	—	—	—	社会教育施設管理課
21	文化施設	三和図書館(雄SUB館)	直営		—	—	—	—	—	社会教育施設管理課	

1 / 5 ページ

古河市公の施設の管理運営方針

平成24年4月1日現在

NO	施設区分	施設の名称	管理運営方針	管理運営方針への対応	指定管理者導入計画			指定管理者名	所管課	
					選定方法	指定期間	導入時期			
22	文化施設	古河歴史博物館	直営	博物館等の文化施設は、調査・収集・保管・展示等、長期的視野に立った計画が必要であり、期間を限定した指定管理者制度導入が適当であるかどうか検討が必要があるため、直営とします。	—	—	—	—	文化課	
23	文化施設	鷹見泉石記念館	直営		—	—	—	—	文化課	
24	文化施設	奥原清湖園芸	直営		—	—	—	—	文化課	
25	文化施設	篆刻美術館	直営		—	—	—	—	文化課	
26	文化施設	古河街角美術館	直営		—	—	—	—	文化課	
27	文化施設	古河文学館	直営		—	—	—	—	文化課	
28	文化施設	永井路子旧宅	直営		—	—	—	—	文化課	
29	文化施設	三和資料館	直営		—	—	—	—	文化課	
30	文化施設	ユースセンター総和	指定		指定管理者制度導入に向けて、近隣市町村の状況や先遣地及び市内の指定管理者制度導入施設の事例等を検証するために、当面は直営とします。	—	—	H25以降	—	ユースセンター総和
31	文化施設	生涯学習センター総和(とねもどり館)	指定	—	—	—	H25以降	—	生涯学習センター総和	
32	文化施設	地域交流センター	指定	開設当初は直営による管理運営としますが、その後、実績をふまえて指定管理者制度導入に向けて検討します。	—	—	H27以降	—	地域交流センター	
33	文化施設	古河庁舎併設市民集会所施設(スペースU古河)	指定	指定管理者制度導入中	公募	5年	H22.4	堀ペイントボックス	管理課	
34	産業振興施設	お休み処 坂長	指定		公募	5年	H24.4	株式会社曹華	商工政策課	
35	産業振興施設	蓮の駅地域振興施設	指定		公募	10年	H24.4	ダイナック・三井物産ファシリティアーズ共同グループ	蓮の駅推進室	
36	公民館・集会所等	中央公民館	直営		—	—	—	—	—	社会教育施設管理課
37	公民館・集会所等	古河東公民館	直営		—	—	—	—	—	社会教育施設管理課
38	公民館・集会所等	中田公民館	直営		—	—	—	—	—	社会教育施設管理課
39	公民館・集会所等	小堤公民館(つつみ館)	直営	地域力を高めるため、地域コミュニティの最前線を担う社会教育施設として公民館の充実が求められている中、公民館のあり方、市の生涯学習の方向性を構築する期間が必要なため、直営とします。	—	—	—	—	社会教育施設管理課	
40	公民館・集会所等	三和公民館	直営	—	—	—	—	—	社会教育施設管理課	
41	公民館・集会所等	下天野公民館(さくら館)	直営	—	—	—	—	—	社会教育施設管理課	
42	公民館・集会所等	駒形振公民館(ふれあい館)	直営	—	—	—	—	—	社会教育施設管理課	

2 / 5 ページ

古河市公の施設の管理運営方針

平成24年4月1日現在

NO	施設区分	施設の名称	管理運営方針	管理運営方針への対応	指定管理者導入計画			指定管理者名	所管課	
					選定方法	指定期間	導入時期			
43	公民館・集会所	隣保館	直営	社会福祉法に基づき、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域、及びその周辺地域住民に対し、各種相談事業と人権啓発事業、社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に、地域のコミュニティセンターとして、共に生きる地域社会の実現をめざす施設として活用し、直営とします。	—	—	—	—	人権推進課	
44	公民館・集会所	中田集会所	直営	社会福祉法に基づき、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域、及びその周辺地域住民に対し、各種相談事業と人権啓発事業、社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に、地域のコミュニティセンターとして、共に生きる地域社会の実現をめざす施設として活用し、直営とします。	—	—	—	—	社会教育施設管理課	
45	公民館・集会所	大山集会所	直営	社会福祉法に基づき、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域、及びその周辺地域住民に対し、各種相談事業と人権啓発事業、社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に、地域のコミュニティセンターとして、共に生きる地域社会の実現をめざす施設として活用し、直営とします。	—	—	—	—	社会教育施設管理課	
46	公民館・集会所	働く女性の家（サークル棟）	指定	指定管理者制度導入中	公募	5年	H24.4	環境整備所	商工政策課	
47	公民館・集会所	前和勤労青少年ホーム（サークル棟）	指定		公募	5年	H24.4	環境整備所	商工政策課	
48	公民館・集会所	吉河勤労青少年ホーム	指定		公募	5年	H24.4	環境整備所	商工政策課	
49	公民館・集会所	コミュニティセンター緑和	指定		他のコミュニティ施設と同様に指定管理者制度導入に向けて検討します。	—	—	H25以降	—	自治振興課
50	公民館・集会所	コミュニティセンター出城	指定	指定管理者制度導入中	非公募	5年	H21.4	コミュニティセンター出城運営委員会	自治振興課	
51	公民館・集会所	コミュニティセンター平和	指定		非公募	5年	H21.4	コミュニティセンター平和運営委員会	自治振興課	
52	公民館・集会所	コミュニティセンターなかよこ	指定		非公募	5年	H21.4	コミュニティセンターなかよこ運営委員会	自治振興課	
53	公民館・集会所	みどりヶ丘ふれあいの家	指定		非公募	5年	H21.4	みどりヶ丘ふれあいの家運営委員会	自治振興課	
54	公民館・集会所	三和いこいの家	指定		非公募	5年	H21.4	三和いこいの家運営委員会	自治振興課	
55	公民館・集会所	三和農村環境改善センター	指定		公募	5年	H22.4	古河・三和健康づくり運営企業体	社会体育課	
56	公民館・スポーツ施設	三和健康ふれあいスポーツセンター	指定		公募	5年	H22.4	古河・三和健康づくり運営企業体	社会体育課	
57	公民館・スポーツ施設	三和野球場	指定		公募	5年	H22.4	古河・三和健康づくり運営企業体	社会体育課	
58	公民館・スポーツ施設	三和ふるさとの森	直営		除草・剪定・清掃等の業務委託できる部分は積極的に民間委託することとし、直営とします。	—	—	—	—	公園緑地課
59	公民館・スポーツ施設	清水石親水公園	直営		なお、今後も指定管理者制度導入の可能性について調査していきます。	—	—	—	—	公園緑地課
60	公民館・スポーツ施設	丘屋公園（野球場兼ソフトボール場）	直営	—	—	—	—	—	社会体育課	
61	公民館・スポーツ施設	北利根北公園野球場（北利根野球場）	直営	都市公園の付帯施設であり、公園管理の一部として位置づけするため直営とします。	—	—	—	—	社会体育課	
62	公民館・スポーツ施設	北利根北公園テニスコート	直営	なお、今後もスポーツ施設の集中管理等による指定管理者制度導入の可能性について調査していきます。	—	—	—	—	社会体育課	
63	公民館・スポーツ施設	北利根南公園のけいしん（南のけいしん）	直営	—	—	—	—	—	社会体育課	
64	公民館・スポーツ施設	上木野グラウンド	直営	—	—	—	—	—	社会体育課	

古河市公の施設の管理運営方針

平成24年4月1日現在

NO	施設区分	施設の名称	管理運営方針	管理運営方針への対応	指定管理者導入計画			指定管理者名	所管課	
					選定方法	指定期間	導入時期			
65	公民館・スポーツ施設	小堤スポーツ広場（小堤野球場）	直営	施設的位置づけを明確にし、今後の活用方法を模索する期間が必要なため、直営とします。	—	—	—	—	社会体育課	
66	公民館・スポーツ施設	吉河体育館	指定	指定管理者制度導入中	非公募	3年	H22.4	(財)古河市体育協会	社会体育課	
67	公民館・スポーツ施設	中央運動公園【温水プール】	指定		非公募	4年	H21.4	(財)古河市地域振興公社	社会体育課	
68	公民館・スポーツ施設	中央運動公園【温水プール以外】	指定		指定管理者を導入していきますが、条件や準備を整えるために、当面は直営とします。	—	—	H25以降	—	社会体育課
69	公民館・スポーツ施設	吉河サッカー場	直営		—	—	—	—	—	社会体育課
70	公民館・スポーツ施設	吉河市民球場	直営	除草・剪定・清掃等の業務委託できる部分は積極的に民間委託することとし、直営とします。	—	—	—	—	社会体育課	
71	公民館・スポーツ施設	吉河・ふれあいテニスコート	直営	なお、今後もスポーツ施設の集中管理等による指定管理者制度導入の可能性について調査していきます。	—	—	—	—	社会体育課	
72	公民館・スポーツ施設	新久田テニスコート	直営	—	—	—	—	—	社会体育課	
73	公民館・スポーツ施設	利根運動場	直営	年間利用状況から施設のあり方について検討するとともに、河川管理費をきめた関係者と協議していきます。	—	—	—	—	社会体育課	
74	公民館・スポーツ施設	糠川コミュニティパーク	直営	除草・剪定・清掃等の業務委託できる部分は積極的に民間委託することとし、直営とします。	—	—	—	—	公園緑地課	
75	公民館・スポーツ施設	東山田公園	直営	なお、今後も指定管理者制度導入の可能性について調査していきます。	—	—	—	—	公園緑地課	
76	公民館・スポーツ施設	尾崎ファミリースポーツ公園	直営	—	—	—	—	—	公園緑地課	
77	公民館・スポーツ施設	吉河総合公園	指定	指定管理者制度導入中	非公募	5年	H24.4	(財)古河市地域振興公社	公園緑地課	
78	公民館・スポーツ施設	ネーブルパーク【研修センター含む】	指定		非公募	5年	H24.4	(財)古河市地域振興公社	公園緑地課	
79	公民館・スポーツ施設	吉河スポーツ交流センター	指定		公募	5年	H21.4	NPO 日本スポーツ振興協会	社会体育課	
80	公民館・スポーツ施設	リバーフィールド古河	指定		公募	5年	H22.4	穂高カントリー倶楽部	社会体育課	
81	公民館・スポーツ施設	吉河ゴルフリンクス	指定		公募	5年	H22.4	穂高カントリー倶楽部	社会体育課	
82	公民館・スポーツ施設	吉河リバーサイド倶楽部	指定		公募	5年	H22.4	穂高カントリー倶楽部	社会体育課	
83	畜場	吉河市畜場	指定		非公募	5年	H24.4	(財)古河市地域振興公社	生活環境課	

古河市公の施設の管理運営方針

平成24年4月1日現在

NO	施設区分	施設の名称	管理運営方針	管理運営方針への対応	指定管理費導入計画			指定管理者名	所管課	
					導入方法	指定期間	導入時期			
84	公営農園	古河市民農園	直営	特定農地貸付法第3条の規定により、市民農園は市が管理することを、農家委員会より承認を受ける必要があるため直営とします。今後、区内外を含む全体の有効利用や区間の管理方法等を検討していきます。	—	—	—	—	農家課農課	
85	公営農園	尾崎農園	直営		—	—	—	—	農家課農課	
86	公営農園	八景農園	直営		—	—	—	—	農家課農課	
87	公営農園	仁連農園	直営		—	—	—	—	農家課農課	
88	公営住宅	上辺見第一市営住宅	指定	市営住宅の管理運営については、指定管理者制度を導入していきますが、近隣の他市でも指定管理者制度を導入していないのが現状であり、他市の状況を見ながら慎重に対応したいので、当面は直営とします。	—	—	H25以降	—	庶務住宅課	
89	公営住宅	磯部市営住宅	指定		—	—	H25以降	—	庶務住宅課	
90	公営住宅	磯部第一市営住宅	指定		—	—	H25以降	—	庶務住宅課	
91	公営住宅	上辺見市営住宅	指定		—	—	H25以降	—	庶務住宅課	
92	公営住宅	鹿島市営住宅	指定		—	—	H25以降	—	庶務住宅課	
93	公営住宅	赤松市営住宅	指定		—	—	H25以降	—	庶務住宅課	
94	公営住宅	大山市営住宅	指定		—	—	H25以降	—	庶務住宅課	
95	公営住宅	城野外市営住宅	指定		—	—	H25以降	—	庶務住宅課	
96	公営住宅	ククヤ台市営住宅	指定		—	—	H25以降	—	庶務住宅課	
97	公営住宅	沼影市営住宅	指定		—	—	H25以降	—	庶務住宅課	
98	公営住宅	尾崎市営住宅	指定		—	—	H25以降	—	庶務住宅課	
99	自転車・自動車駐着場	古河駅前・北サイクルセンター	指定		指定管理者導入に向けて検討します。高齢者雇用対策や景との貸借条件、近隣駐輪場運営者との兼ね合いを考慮し、当面は直営とします。	—	—	H25以降	—	交通防犯課

○古河市アダプト・プログラム事業実施要綱

平成 18 年 11 月 30 日

告示第 346 号

(目的)

第 1 条 この告示は、市民等のボランティアによる環境美化活動を支援するためのアダプト・プログラム事業(以下「アダプト事業」という。)を実施することにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図り、及び市民に身近な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設(以下「道路等」という。)の美化を促進し、もって市民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(美化活動)

第 2 条 アダプト事業の対象となる活動(以下「美化活動」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) クリーン活動 住みよいまちづくり及びごみ散乱のないきれいなまちづくりを目指した清掃等によりまちをきれいにするとともに、あわせて市民に対してまちをきれいにする大切さを伝える活動で次に掲げるものをいう。

ア 活動区域内の空き缶、吸い殻等の散乱ごみの収集

イ 収集が困難な大量のごみ又は不法投棄に関する情報の市への提供

ウ ア及びイに関連する環境美化活動

(2) グリーン活動 道路等を利用して花壇等を造り、それを維持し、管理することにより香りのあるまちづくりを推進するとともに、あわせて地域住民のつながりを育む活動で次に掲げるものをいう。

ア 活動区域内の除草並びに花壇等造り及びその維持管理

イ アに関連する環境美化活動

(3) 違反広告物除去活動 良好な景観の形成又は風致の維持のため電柱等にちょう付されたビラ等の違反広告物を除去する活動で茨城県まちの違反広告物追放推進制度実施要綱第 4 条第 2 項の規定により市長が認定した団体が行うものをいう。

(対象者)

第 3 条 美化活動を行う市民等は、アダプト事業の目的に賛同する市内の事業所、商店会、学校その他の地域団体及び市民(市内への通勤者及び通学者並びにその関係者を含む。)2 人以上で組織された団体その他のグループとする。

(届出等)

第 4 条 美化活動を行おうとする市民等は、市長と合意書(様式第 1 号)を取り交わすものと

する。

2 前項の合意書を取り交わした市民等(以下「活動者」という。)の活動期間は、合意書を取り交わした日から2年間とする。

3 活動者は、活動期間中に美化活動を中止しようとするときは、アダプト事業活動辞退届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

4 活動者は、活動期間満了後も引き続き美化活動を行おうとするときは、改めて市長と合意書を取り交わさなければならない。

(市の役割)

第5条 市長は、活動者に対し次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 美化活動に必要な物品等を予算の範囲内で支給し、又は貸与すること。

(2) 次条第2項の規定により排出された空き缶、吸い殻等の散乱ごみ、除草ごみ等(以下「ごみ等」という。)を回収すること。

(3) 活動者からの意見、要望等に対し、的確に対応するとともに、美化活動に関する必要な指導及び情報提供を行うこと。

(4) 美化活動中の不慮の事故については、古河市ボランティア活動災害補償保険取扱要綱(平成17年告示第9号)によるボランティア活動災害補償保険によって対応すること。

(5) 活動区域へ表示看板等を設置すること。ただし、活動者が希望しないときは、この限りでない。

(6) 前各号に掲げるもののほか美化活動に必要なと認められること。

(活動者の遵守事項)

第6条 活動者は、安全を最優先とし、活動中の事故の緊急連絡等を考慮し、原則として複数で活動するものとする。

2 活動者は、美化活動に伴うごみ等を市長が指示する方法により排出しなければならない。

3 活動者は、前条第1号により支給された物品等を美化活動以外に使用してはならない。

4 活動者は、第4条第3項の規定によりアダプト事業活動辞退届を市長に提出したとき、又は活動期間満了後において、引き続き美化活動を行う意思がないときは、前条第1号により支給された物品等の残余分を市長に返却するものとする。

(補則)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、アダプト事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

(様式略)

○古河市ボランティア活動災害補償保険取扱要綱

平成 17 年 9 月 12 日

告示第 9 号

(目的)

第 1 条 この告示は、市内にボランティア活動の拠点を置く市民団体等が、ボランティア活動等の活動中(以下「ボランティア活動中」という。)に不測の事故により、当該活動の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、指導者等が法律上の賠償責任を負った場合に被る損害及び指導者等又は参加者が、ボランティア活動中に急激かつ偶然的な外来の事故によって、負傷し、又は死亡した場合において、ボランティア活動災害補償保険(以下「ボランティア保険」という。)により、これを補償し、市民のボランティア活動の健全な育成発展を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体等 市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成されたボランティア活動を行う団体又は個人をいう。
- (2) ボランティア活動 市民団体等が行う地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉活動、社会教育活動、社会体育活動等で、本来の職場を離れて自由意思のもとに行う継続的、計画的又は臨時の公共性のある実践活動をいう。ただし、政治、宗教、営利又は自己のために行う活動は除く。
- (3) 指導者等 市民団体等において、ボランティア活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者並びにボランティア活動を実践している個人をいう。

(保険契約)

第 3 条 ボランティア保険は、市(市が出資した法人又はこれに準ずる団体を含む。以下同じ。)、市民団体等、指導者等及びボランティア活動の参加者を被保険者及び被補償者として、市が損害保険会社(以下「保険会社」という。)と契約を締結する。

(保険期間)

第 4 条 ボランティア保険の保険期間は、毎年 4 月 1 日の午後 4 時に始まり、翌年 4 月 1 日の午後 4 時に終わる。

(保険対象事故)

第 5 条

ボランティア保険の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 損害賠償責任事故 ボランティア活動中に、指導者等の過失により、ボランティア活動の参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、当該指導者等が被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故

- (2) 傷害事故 ボランティア活動中(指導者等が定めた集合、出発又は解散場所と指導者等又は参加者の住居との通常の経路往復中を含む。)に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、ボランティア活動の指導者等及び参加者が死亡又は負傷した事故

(適用除外)

第 6 条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、ボランティア保険制度を適用しない。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 市民団体又は指導者の故意による事故
- イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的社会的騒じょうによる事故
- ウ 地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故
- エ 指導者の同居の親族に対する事故
- オ 市民団体又は指導者が所有し、使用し、又は管理する車両(原動力が専ら人力である場合を除く。)若しくは動物による事故
- カ その他保険契約に適用される約款及び特約条項で免責とされる事故

(2) 傷害事故

- ア 指導者等の故意による事故
- イ 戦争、変乱(テロを含む。)又は暴動による事故
- ウ 地震、噴火、津波に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱により生じた事故
- エ 指導者等の脳疾患、疾病又は心神喪失による事故(熱中症、日射病、細菌性食中毒を除く。)
- オ 指導者等の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- カ 山岳登山、リュージュ、ハンググライダー搭乗及びその他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故
- キ 指導者等が法令に定められた運転資格を持たず、又は飲酒、薬物使用等正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間に生じた事故
- ク 指導者等の妊娠、出産、早産、流産又は外科的手術を含むその他の医療措置
- ケ 原因のいかんを問わず、他覚症状のない頸けい部症候群(いわゆる「ムチウチ症」)又は腰痛
- コ その他保険契約に適用される約款及び特約条項で免責とされる事故

(損害賠償責任事故の填補の限度額)

第7条 損害賠償責任事故の填補限度額は、損害賠償金及び保険会社が認めた費用につき、5,000円を超える部分のうち、次に掲げる金額を限度とした額とする。ただし、食中毒事故(異物混入事故を含む。)等、生産物事故に係る填補限度額は1事故の金額を、保管物(貴重品は除く。)の事故に係る填補限度額は、1,000万円をそれぞれ保険期間中の支払限度額とする。

(1) 身体賠償

1人につき 6,000万円

1事故につき 2億円

(2) 財物賠償 1事故につき 300万円

2 前項に規定する損害賠償金及び保険会社が認めた費用は、次に掲げるものとする。

(1) 損害賠償金 被害者に対する治療費、入院費、通院費、入院諸雑費、休業補償費、慰謝料、逸失利益、物の修理費その他の損害賠償金

(2) 応急、緊急費用 損害の防止又は軽減のための有益な応急、緊急の措置を講ずるために支出した費用

(3) 争訟費用 保険会社の承認を得て支出した損害賠償の解決を図るための訴訟、仲裁、和解、調停等に要した費用

(4) 協力費用 保険会社が、直接被害者と折衝を行うために市民団体等又は指導者等が支出した費用

(傷害事故の死亡保険金額)

第8条 ボランティア活動の指導者等及び参加者が、傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し死亡保険金300万円を支払うものとする。

(傷害事故の後遺障害保険金額)

第9条 ボランティア活動の指導者等及び参加者が、傷害事故を原因として当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対し後遺障害保険金を支払うものとする。

2 後遺障害保険金は、一時金とし、その額は、300万円に別表に定める障害の区分に応じ、それぞれ同表に定める割合を乗じて得た額とする。

(傷害事故の入院及び通院保険金額)

第 10 条 ボランティア活動の指導者等及び参加者が、傷害事故を原因として生活機能又は業務能力の滅失又は減少を生じた場合において、当該事故の日から起算して 7 日経過後もその状態にあるときに限り、その者に対し入院保険金又は通院保険金を支払うものとする。

2 入院保険金及び通院保険金の額は、入院又は通院した治療日数 1 日につき、入院保険金にあつては事故の日から 180 日を限度として 3,000 円、通院保険金にあつては事故の日から 180 日までの間において 90 日を限度として 2,000 円とする。

(傷害事故の手術保険金)

第 11 条 指導者等が傷害事故を直接の原因として、生活機能又は業務能力の滅失を来して入院し、その治療のため手術を受けた場合には、その内容により手術に関する保険金を併せて支払うものとし、その額の算定については保険契約約款の算定方法を用いるものとする。

(事故報告)

第 12 条 市民団体等は、ボランティア活動中に事故が発生したときは、速やかに事故報告書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による事故報告書が提出されたときは、速やかに事故報告書の写しを保険会社に送付するものとする。

(判定)

第 13 条 市長は、前条の事故報告書が提出されたときは、当該事故がボランティア活動中の事故であるかどうか判定するため、古河市ボランティア活動事故判定委員会(以下「事故判定委員会」という。)に諮問する。

2 市長は、事故判定委員会の判定に基づき、事故がボランティア活動中のものであると認めるときは、保険会社に対し事故証明書(様式第 2 号)を交付する。

(事故判定委員会)

第 14 条 前条第 1 項の判定を行うため、本市に事故判定委員会を置く。

2 事故判定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長には総務部主管副市長、副委員長には総務部長をもって充てる。

4 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 保健所管部長
- (2) 環境所管部長
- (3) 建設所管部長
- (4) 社会教育所管部長
- (5) その他関係部長

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員長は、事故判定委員会を招集する暇がないと認めるときは、事故報告書について、持ち回り審査により事故判定委員会の判定に代えることができる。

8 委員長は、ボランティア活動中の事故であることが明らかなきときは、所管課長及び総務課長に審査させることにより事故判定委員会の判定に代えることができる。

9 前各項に定めるもののほか、事故判定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(請求手続)

第 15 条 損害賠償責任事故に係る請求は、市民団体又は指導者等と被害者との間で法律上の問題が解決した後、市民団体又は指導者等が保険会社に請求するものとする。

2 傷害事故に係る補償金は、死亡補償にあつては死亡した指導者等の法定相続人が、負傷に係る補償にあつては当該指導者等が、補償金等請求書に必要な書類を添付し、市に請求するものとし、市は、請求を受けた補償金相当分を保険会社に保険金として請求するものとする。この場合において、指導者等の法定相続人又は当該指導者等の請求は、後遺障害補償に係る補償金の請求にあつては当該傷害の症状が固定した後に、入院及び手術補償に係る補償金並びに通院補償に係る補償金の請求にあつては入院又は通院が終了した後に行うものとする。

(支払方法)

第 16 条 保険会社は、保険金を支払うときは請求者が指定した金融機関の口座に振り込む

ものとする。

(市に関する特例)

第 17 条 この告示は、市が行う事業又は活動のうち、ボランティア活動に類するもので市民が無報酬(実費弁償を含む。)で参加するものについて適用する。

(所管課)

第 18 条 第 12 条第 1 項に規定する事故報告書の受付等の事務は、当該市民団体等に係る事務を所管する課において行う。

2 ボランティア保険に関する保険会社との折衝その他所管課との調整等の事務については、総務課において行う。

(補則)

第 19 条 この告示に定めるもののほか、保険契約に適用される約款及び特約条項の規定を準用する。

2 前項のほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の古河市ボランティア活動災害保障保険取扱要項(昭和 61 年古河市告示第 18 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(以下略)

○古河市道路占用料条例

平成 17 年 9 月 12 日

条例第 121 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)第 39 条第 2 項(法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、市が徴収する占用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「道路」とは、法第 3 条第 4 号の規定に基づく市の管理する道路及びその附属物をいう。

(占用料)

第 3 条 道路の占用(以下「占用」という。)をする者は、別表の定めるところにより占用料を納付しなければならない。

2 占用料を算定する場合においては、次に定めるところによる。

(1) 占用料が年額で定められているものについて、占用期間(第 5 条第 1 項の規定により占用料を分割納付する場合の各年度の占用期間を含む。以下同じ。)に 1 年未満の端数日数がある場合には、月割りとして計算する。この場合において、1 月未満の日数は 1 月とする。

(2) 占用料が月額で定められているものについて、占用期間に 1 月未満の端数日数がある場合には、1 月として計算する。

(3) 面積又は長さ別に別表に定める単位に満たない端数がある場合には、切り上げて計算する。

(4) 算定した占用料に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(5) 占用料の全額が 100 円未満であるときは、その金額を 100 円に切り上げる。

3 占用料は、占用の許可を受け、又はその協議が成立したときに納付しなければならない。ただし、占用の期間が引き続き翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の占用料については、規則で定める期限までに当該年度分を納付しなければならない。

(占用料の分割納付)

第 4 条 市長は、占用料の額が著しく多額であるときその他特別の理由があると認めるときは、当該占用料をその納付すべき日の属する年度内の期間に限り、4 回以内に分割して納付させることができる。

2 前項の規定に基づき占用料を分割して納付する者が、その期間までに占用料を納付しないときその他分割して納付させることが不適當であるときは、市長は、占用料を一時に徴収することができる。

(占用料の免除等)

第 5 条 市長は、次に掲げる占用物件に係る占用料については、その額を免除することができる。

- (1) 法第 35 条に規定する事業及び地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)第 6 条に規定する公営企業に係るもの
- (2) 道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。)第 7 条第 8 号に掲げる応急仮設建築物
- (3) 道路に通じるために必要な通路その他これらに類する施設
- (4) 公共下水道施設の整備がされていない地域における宅地からの処理水を溝きよに排出するために必要な排水管の埋設
- (5) 道路の保護又は交通の安全を目的とする物件

2 前項に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、占用料を減額し、又は免除することができる。

(占用料の返還)

第 6 条 既に納付した占用料は、返還しない。ただし、市長が法第 71 条第 2 項の規定により道路の占用を取り消したときは、許可を取り消した日から当該占用の許可期間までの期間につき算出した額の占用料は、返還する。

(延滞金)

第 7 条 占用料を納付すべき期限までに納付しない者に対しては、延滞金を徴収する。

2 延滞金は、督促に係る占用料の額が 1,000 円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から占用料の納付の日までの日数に応じて占用料の額に年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

3 延滞金が 100 円未満であるときは、徴収しない。

4 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(督促手数料)

第 8 条 市長は、督促状を発した場合は、督促状 1 通につき 100 円の督促手数料を徴収する。

(委任)

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の古河市道路占用料条例(平成元年古河市条例第 24 号)、総和町道路占用料徴収条例(平成 14 年総和町条例第 1 号)又は三和町道路占用料徴収条例(平成 14 年三和町条例第 16 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 21 年条例第 20 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条第 1 項関係)

(単位 円)

占用物件		単位	占用料
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種 電柱	1 本につき 1 年	630
	第 2 種 電柱		970
	第 3 種 電柱		1,300
	第 1 種 電話柱		560
	第 2 種 電話柱		900
	第 3 種 電話柱		1,200
	その他の柱類		56
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1m につき 1 年	6
	地下電線その他地下に設ける線類		3
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	550
	地下に設ける変圧器	占用面積 1m ² につき 1 年	340

	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		470
	広告塔	表示面積1m ² につき 1年	2,000
	その他のもの	占用面積1m ² につき 1年	1,100
法第32条第1 項第2号に掲げ る物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	24
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		34
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		51
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		67
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		100
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		130
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		240
	外径が0.7m以上1m未満のもの		340
	外径が1m以上のもの		670
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1m ² につき 1年	1,100
法第32条第1 項第5号に掲げ る施設	地下街 及び地 下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得 た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得 た額
		階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得 た額
	上空に設ける通路		1,000
	地下に設ける通路		600
	その他のもの		1,100
法第32条第1 項第6号に掲げ る施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1m ² につき 1日	20
	その他のもの	占用面積1m ² につき 1月	200
令第7条第1号	看板(アーチで 一時的に設けるもの	表示面積1m ² につき	200

に掲げる物件	あるものを除く。)		1 月	
		その他のもの	表示面積 1m ² につき 1 年	2,000
	標識		1 本につき 1 年	900
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	20
		その他のもの	1 本につき 1 月	200
	幕(令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積 1m ² につき 1 日	20
		その他のもの	その面積 1m ² につき 1 月	200
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	2,000
		その他のもの		1,000
	令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料		占有面積 1m ² につき 1 月	200
令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設		110		

備考

- 第 1 種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち 3 条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第 2 種電柱とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電柱とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 第 1 種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち 3 条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第 2 種電話柱とは、電話柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第 3 種電話柱とは、電話柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 A は、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

○古河市道路占用料条例施行規則

平成 17 年 9 月 12 日

規則第 141 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)及び古河市道路占用料条例(平成 17 年条例第 121 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、道路の占用に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 法第 3 条第 4 号の規定に基づく市の管理する道路及びその附属物をいう。
- (2) 道路の占用 法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づき、市長の許可を受けて道路に工作物、物件又は施設(以下「占用物件」という。)を設け、継続して道路を使用することをいう。
- (3) 占用工事 道路の占用に係る占用物件の設置、修繕、改築、移転及び原状回復のための工事をいう。

(申請)

第 3 条 法第 32 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用の許可を受けようとする者は、占用を開始しようとする日前 1 箇月までに道路占用許可申請(協議)書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該占用工事が道路の掘削を伴うものであるときは、法第 24 条で定める道路掘削工事申請書を併せて提出しなければならない。

2 法第 32 条第 3 項の規定に基づき、道路の占用の変更の許可を受けようとする者は、許可に係る事項を変更しようとする日前 1 箇月までに道路占用許可変更申請書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

3 道路の占用の許可を受けた者(以下「占用者」という。)が、当該許可に係る占用期間の満了後、なお継続して道路の占用をしようとするときは、当該占用期間の満了前 1 箇月までに道路占用継続許可申請書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(警察署長との協議)

第 4 条 法第 32 条第 5 項の規定に基づく警察署長との協議は、道路占用協議書(様式第 4 号)により行うものとする。

(占用の許可基準)

第 5 条 道路の占用の許可基準は、法に定めがあるもののほか、市長が別に定める。

(占用の期間)

第 6 条 道路の占用の許可期間は、法第 36 条第 1 項に規定する事業の用に供するための占有物件については 10 年以内とし、その他の占有物件については 5 年以内とする。

(占有許可書の交付)

第 7 条 市長は、道路の占用の許可又は変更を許可したときは、必要な条件等を付して、当該申請者に道路占有(変更)許可書(様式第 5 号)を交付するものとする。

(占用の取消通知)

第 8 条 市長は、法第 71 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、道路の占有を取り消したときは、道路占有許可取消通知書(様式第 6 号)を交付するものとする。

(占有物件の管理義務)

第 9 条 占有者は、占有物件を善良な管理者の注意をもって管理保全し、交通の安全、災害の防止及び美観の保持に努めなければならない。

2 占有者は、占有に係る区域の道路に損傷が生じたとき、又は占有物件の設置若しくは管理のかしに起因して第三者に損害を及ぼしたときは、直ちに、事故報告書(様式第 7 号)により、その内容を市長に報告するとともに、占有者の責任において処理しなければならない。

(住所等の変更届)

第 10 条 占有者は、次に掲げる事項が生じたときは、当該変更が発生した日から 10 日以内に道路占有者住所等変更届(様式第 8 号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 占有者又は保証人の住所又は氏名の変更
- (2) 占有者又は保証人が法人である場合は、これらの住所地又は名称若しくは代表者の変更

(権利譲渡等の禁止)

第 11 条 占有者は、占有に関する権利を譲渡し、転貸し、若しくは担保に供し、又は占有に係る区域を第三者に使用させてはならない。ただし、やむを得ない理由により市長の許可を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づき、許可を受けようとする者は、道路占有権利譲渡許可申請書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、許可した場合には、道路占用権利譲渡許可書(様式第 10 号)を当該申請者に交付しなければならない。

4 第 4 条の規定は、第 2 項の申請書について準用する。

(原状回復)

第 12 条 占有者は、占用権を失いたるとき、占用の許可期間が満了したとき、若しくは占有者の都合により占用をやめたときは、速やかに道路を原状に回復し、その旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。この場合における届出は、次条に定める完了届を準用する。

(工事の検査)

第 13 条 占有者は、占用工事が完了したときは、その日から 7 日以内に市長に道路占用工事完了届(様式第 11 号)を提出して、その検査を受けなければならない。

(工事の再施工)

第 14 条 市長は、前条の検査をしたときは、当該占用工事が適当でないと認める場合には、工事の再施工その他必要な処置を命ずることができる。この場合において、これらに要する費用は、占有者の負担とする。

(占用料の分割納付)

第 15 条 条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、占用料を分割して納付しようとする者は、道路占用料分割納付申請書(様式第 12 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、分割納付を認める場合には、道路占用料分割納付書(様式第 13 号)を当該申請者に交付しなければならない。

(占用料の減免申請)

第 16 条 条例第 6 条の規定に基づき、占用料の減額又は免除を受けようとする者は、道路占用料減免申請書(様式第 14 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、減額又は免除を認める場合には、道路占用料減免通知書(様式第 15 号)を当該申請者に交付しなければならない。

(補則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の古河市道路占用料条例施行規則(平成元年古河市規則第 21 号)、総和町道路占用料徴収条例施行規則(平成 14 年総和町規則第 3 号)又は三和町道路占用料徴収条例施行規則(平成 14 年三和町規則第 18 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(様式 1 から 15 (略))

○古河市法定外公共物管理条例

平成 17 年 9 月 12 日

条例第 122 号

(目的)

第 1 条 この条例は、法定外公共物の保全又は利用に関し、法令に特別の定めがあるものを除くほか、必要な規制を行い、もって公共の利益に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「法定外公共物(以下「公共物」という。)」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市が管理する道路法(昭和 27 年法律第 180 号)の適用を受けない道路
- (2) 市が管理する河川法(昭和 39 年法律第 167 号)の適用又は準用を受けない河川、ため池、水路等
- (3) 前 2 号に附属する工作物、物件又は施設(以下「工作物等」という。)

(禁止行為)

第 3 条 何人も、公共物について、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土、石、竹木、草、廃棄物その他汚物を投棄すること。
- (2) 工作物等を損壊し、又は汚損すること。
- (3) 前 2 号のほか、公共物の維持管理上支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(許可)

第 4 条 公共物について、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 公共物の敷地又はその上空及び地下において、工作物等を新築し、改築し、又は除却すること。
- (2) 公共物の敷地、流水又は水面を占有又は使用すること。
- (3) 流水を利用するためにこれを停滞し、又は引用すること。
- (4) 流水の方向、分量、幅員、深浅又は敷地の現況に影響を及ぼす行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公共物に関し工事をし、又は公共物を本来の目的以外に使用すること。

2 市長は、前項の許可をする場合において、公共物の保全又は利用のため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。

(国等の特例)

第5条 国又は県その他の公共団体(以下「公共団体等」という。)が前条第1項に規定する行為をしようとするときには、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(許可の基準)

第6条 第4条第1項の規定による市長の許可(以下「許可」という。)は、次の基準に基づいて行われなければならない。

- (1) 公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのないこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、公共の福祉を確保するに支障のないこと。

(使用期間)

第7条 公共物の使用を許可する期間(以下「使用期間」という。)は、5年以内において市長が定める。ただし、電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設の敷地の用に供する場合にあつては、10年以内とすることができる。

2 使用期間は、これを更新することができる。

(権利義務の移転)

第8条 許可を受けた者は、その許可によって生ずる権利及び義務を他人に移転する場合には、規則に定める届書を提出しなければならない。

2 許可を受けたことによって生ずる権利及び義務を相続する者又は承継する者(以下「相続人等」という。)は、規則に定める届書を提出しなければならない。

(検査を受ける義務)

第9条 第4条の規定により工作物等の設置の許可を受けた者は、当該工作物等がしゅん工したときは、速やかに市長に届け出て、検査を受けなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(許可事項の変更)

第10条 許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者又は相続人等に対し、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は既に設置した工作物等を改築させ、除却させ、若しくは原状回復を命じ、又は当該工作物等その他の施設により損害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- (1) この条例又は許可に付する事項に違反したとき。

- (2) 不正の手段により許可を受けたと認められるとき。
- (3) 工事又は工作物等が公共物の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 公共団体等が工事を施行するとき、又は許可を受けた者のほかに占用等の行為を許可するためやむを得ない必要が生じたとき。
- (5) 公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(費用負担の義務)

第 12 条 この条例の規定に基づいて市長が命じた処分に要する費用は、命を受けた者の負担とする。ただし、前条第 4 号及び第 5 号の場合にあっては、この限りでない。

(許可の失効)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可の効力を失う。

- (1) 許可を受けた者が死亡し、かつ、相続人等がないとき、又は許可を受けた法人が解散したとき。
- (2) 許可を受けた目的を達することが事実上できなくなったとき、又は許可を受けた行為を廃止したとき。
- (3) 公共物の用途を廃止したとき。
- (4) 第 11 条の規定に基づき、市長が許可を取り消したとき。

(原状回復の義務)

第 14 条 許可を受けた者は、使用期間が満了し、又は途中でその行為を廃止し、若しくは許可取消しの処分を受けたときは、原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第 15 条 許可を受けた者は、別表に定める額の使用料(占用料を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

(使用料算定時の特例)

第 16 条 前条に規定する使用料を算定する場合においては、次に定めるところによる。

- (1) 使用期間に端数が生じた場合は、1 月未満は 1 月とし、1 年未満は月割りとして計算する。
- (2) 長さ、面積又は体積について、別表に定める単位に満たない端数がある場合には、その単位にまで切り上げて計算する。
- (3) 算定した使用料に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- (4) 使用料の全額が 100 円未満であるときは、その金額を 100 円に切り上げる。

(使用料の納付方法)

第 17 条 使用料は、使用の許可を受け、又は協議が成立したときに納付しなければならない。ただし、使用期間が引き続き翌年度以降にわたる場合における翌年度以降の使用料については、規則で定める期限までに当該年度分を納付しなければならない。

(使用料の分割納付)

第 18 条 市長は、使用料の額が著しく多額であるとき、その他特別の理由があると認めるときは、当該使用料を納付すべき日の属する年度内の期間に限り、4 回以内に分割して納付させることができる。

2 前項の規定に基づき使用料を分割して納付する者が、その期間までに使用料を納付しないとき、その他分割して納付させることが不適當であるときは、市長は、使用料を一時に徴収することができる。

(使用料の免除等)

第 19 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申請によって使用料を免除することができる。

- (1) 公共団体等が緑地、公園その他公共の用に供するとき。
- (2) 公共下水道施設の整備がされていない地域における一般住宅からの処理水を溝きよに排出するために必要な排水管の埋設をするとき。
- (3) 公共物の保護を目的とするとき。

2 前項に定めるもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第 20 条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納入した使用料の全部又は一部を月割計算により返還することができる。

- (1) 許可を受けた者がその責めに帰することのできない理由によって許可を受けた目的を達成することができないとき。
- (2) 第 11 条第 4 号又は第 5 号の規定により、許可の効力が失われたとき。

(延滞金)

第 21 条 使用料を納付すべき期限までに納付しない者に対しては、延滞金を徴収する。

2 延滞金は、督促に係る使用料の額が 1,000 円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から使用料の納付の日までの日数に応じて使用料の額に年 14.5 パーセン

トの割合を乗じて計算した額とする。

3 延滞金が 100 円未満であるときは、徴収しない。

4 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

(督促手数料)

第 22 条 市長は、督促状を発した場合は、督促状 1 通につき 100 円の督促手数料を徴収する。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 第 3 条の規定に違反した者

(2) 第 4 条の規定による使用等の許可を受けないで同条第 1 項各号に掲げる行為をした者

(3) 第 11 条の規定による命令に違反した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の古河市法定外公共物管理条例(平成 16 年古河市条例第 16 号)、総和町公共物管理条例(平成 16 年総和町条例第 3 号)又は三和町公共物管理条例(平成 14 年三和町条例第 17 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 21 年条例第 21 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 15 条関係)

(単位 円)

種類			単位		使用料	摘要
1	電柱類(2脚以下の鉄塔類又は本柱若しくは支柱)		1年	1本	970	
2	電話柱(2脚以下の鉄塔類又は本柱若しくは支柱)		1年	1本	560	
3	その他の柱類(支線柱又はH柱)		1年	1本	56	
4	鉄塔類		1年	1m ²	1,400	3脚以上のものに限る。
5	架空線管類		1年	1m	6	
6	通路		1年	1m ²	250	幅員4.0m未満の通路又は住宅用に供する通路は、無料とする。
7	仮設	建物敷地類	1月	1m ²	250	9及び16に該当するものを除く。
		商品置場及び露店類	1月	1m ²	340	
8	地下埋設物類	外径0.07m未満	1年	1m	24	ガス管及び水道管については、左の額の100分の50に相当する額とする。
		外径0.07m以上0.1m未満	1年	1m	34	
		外径0.1m以上0.15m未満	1年	1m	51	
		外径0.15m以上0.2m未満	1年	1m	67	
		外径0.2m以上0.3m未満	1年	1m	100	
		外径0.3m以上0.4m未満	1年	1m	130	
		外径0.4m以上0.7m未満	1年	1m	240	
		外径0.7m以上1.0m未満	1年	1m	340	
		外径1.0m以上	1年	1m	670	
9	物置場及び集積場類		1年	1m ²	220	
10	広告アーチ類		1年	1基	11,590	
11	広告塔類		1年	1基	11,590	
12	ネオン広告付街路灯柱類		1年	1本	1,260	
13	他の	高さ6m幅0.5m未満	1年	1枚	810	

広 告 及 び 看 板	物件 に添 加す るも の	未満	幅 0.5m 以上	1 年	1 枚	1,150	
		高さ 6m 以上	幅 0.5m 未満	1 年	1 枚	650	
			幅 0.5m 以上	1 年	1 枚	950	
	その 他	幅 0.5m 未満		1 年	1 枚	3,180	
		幅 0.5m 以上		1 年	1 枚	4,640	
	14 横断幕類				1 月	1 張	600
15 標識類				1 年	1 本	1,100	
16 工事用施設(詰所、板囲、足場、材料 置場等)				1 月	1m ²	440	
17 地下施設類				1 年	1m ²	1,750	
18 宅地家屋類				1 年	1m ²	350	
19 流水				1 年	毎秒 1l	3,575	かんがい用水を除く。
20 橋りょう類				1 年	1m ²	90	6 に該当するものを除く。
21 その他				本表に定められている種類を参考に市長が定める。			

備考 通路とは、道路から宅地までの間に存する水路等を通用するための施設をいい、敷地内に囲まれたもの及び通用以外の目的によるものを除く。

○古河市法定外公共物管理条例施行規則

平成 17 年 9 月 12 日

規則第 142 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、古河市法定外公共物管理条例(平成 17 年条例第 122 号。以下「条例」という。)第 21 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(工作物の設置並びに敷地、流水及び水面の占用等の手続)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号による行為をしようとする者は、法定外公共物使用許可申請書(様式第 1 号。以下「使用許可申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 条例第 4 条第 1 項第 4 号及び第 5 号による公共物改良工事を行う場合には、法定外公共物改良工事施工許可申請書(様式第 2 号)を市長に提出しなければならない。

(許可)

第 3 条 条例第 4 条に規定する許可は、法定外公共物使用(占用・工事施工)許可書(様式第 3 号)による。

(住所、氏名等の変更届)

第 4 条 条例第 4 条の規定に基づき、市長の許可を受けた者が住所、氏名又は称号を変更したときは、住所等変更届(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(使用の廃止)

第 5 条 条例第 4 条の規定に基づき、市長の許可を受けた者が許可期間の満了前に許可を受けた行為を廃止しようとするときは、あらかじめ法定外公共物使用廃止届(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

(許可期間の更新手続)

第 6 条 条例第 7 条の規定による許可の期間は、許可を受けた者の申請により更新することができる。

2 前項により更新しようとする者は、期間満了 30 日前までに、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(権利義務移転の手続)

第7条 条例第8条の規定に基づき、権利義務を他人に移転しようとする者又は相続により承継しようとする者は、権利義務(移転・承継)届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(工作物の完成及び公共物原状回復の届出)

第8条 条例第9条の規定による工作物の完成検査又は条例第14条の規定により、公共物の原状回復の検査を受けようとする者は、工作物完成(法定外公共物原状回復)届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(許可事項変更の手続)

第9条 条例第10条の規定に基づき、許可事項を変更しようとする者は、法定外公共物使用許可事項変更申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第10条 条例第11条に規定する許可の取消し等は、古河市法定外公共物使用(許可・取消・使用停止・措置命令)通知書(様式第9号)によるものとする。

(使用料の徴収方法)

第11条 条例第15条の規定による使用料は、使用の開始前に徴収するものとする。

(使用料の減免又は還付)

第12条 条例第19条及び第20条の規定に基づき、使用料の減額若しくは免除又は還付を受けようとする者は、法定外公共物使用料(減免・還付)申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、法定外公共物使用料(減免・還付)通知書(様式第11号)を当該申請者に交付しなければならない。

(申請書の提出部数)

第13条 この規則により、市長に提出する申請書及び届出書の提出部数は、2部とする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の古河市法定外公共物管理条例施行規則(平成 16 年古河市規則第 17 号)、総和町公共物管理条例施行規則(平成 16 年総和町規則第 9 号)又は三和町公共物管理条例施行規則(平成 14 年三和町規則第 19 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1～11 号(略)

4. 第3章～6章関連(官民連携による地域空間管理に関する国の諸制度に関するもの)

○地方自治法(抄)(指定管理者制度関係部分)

昭和 22 年 4 月 17 日

法律第 67 号

平成 15 年 6 月改正

(公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(これを公の施設という。)を設けるものとする。

2 普通地方公共団体(次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。)は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(昭三八法九九・追加、平一五法八一・一部改正)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの(以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共

団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(昭三八法九九・追加、平三法二四・平六法四八・平一一法八七・平一五法八一・一部改正)

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第 244 条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第 244 条の4 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第138条の4第1項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある

者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関(指定管理者を含む。)がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。

6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求(第一項に規定する審査請求を除く。)に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

○「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」

平成16年3月18日

警察庁交通局交通規制課長発

警視庁交通部長、各都道府県警察本部長あて

警察庁丁規発 第19号

「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成15年7月4日閣議決定)による変更後の「構造改革特別区域基本方針」(平成15年1月24日閣議決定)の別表2及び「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)の別表2においては、地域活性化等を目的とするイベント等に伴う道路使用の許可申請にあたり、実施主体と都道府県警察や地域住民、道路利用者等との調整・合意形成の円滑化を図るために必要な事項等を明確化するための通達を发出することとされているところであるが、イベント等に伴う道路使用許可についての基本的考え方及びイベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化のための措置は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 イベント等の定義

この通達において「イベント等」とは、地方公共団体等が関与して行われる地域活性化等を目的とするイベント(オープンカフェの設置を含む。)、映画ロケーション等をいうものとする。

2 イベント等に伴う道路使用許可についての基本的考え方

道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項第4号の規定に基づく都道府県公安委員会規則において、道路使用許可を受けなければならない行為として、道路においてイベント等を実施することが規定されている場合は、道路においてイベント等をしようとする者は、警察署長の道路使用許可を受けなければならない。

この場合において、地域住民や道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、オープンカフェ等の経済活動も含め、地域の活性化に資するという社会的な意義を有する場合があることから、イベント等に伴う道路使用許可については、その手続が円滑に行われるよう配慮すること。

また、イベント等に伴う道路使用許可の可否の判断は、警察署長が道路交通法第77条第2項に基づいて個別具体的に行うこととなるが、同項第3号に該当するものとして、交通への影響度合いを上回る公益性があると判断するに当たっては、そのイベント等の開催目的とともに、イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成の度合いを見定める必要があることに留意すること。

3 イベント等に伴う道路使用許可手続の円滑化のための措置

(1) 事前相談への適切な対応

イベント等に伴う道路使用許可手続が円滑に行われるためには、イベント等の実施主体から警察に対して十分な時間的余裕を持って事前相談がなされることが望ましいことから、イベント等の実施主体にその旨を周知するとともに、イベント等の実施主体から事前相談がなされた場合は、交通管理の観点から適切な助言、情報提供等を行うこと。

(2) 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための措置

ア イベント等のために道路を使用することについての地域住民、道路利用者等の合意形成は、イベント等の実施主体の責任においてなされるべきものであるが、警察は、イベント等の実施主体に対して、必要な助言、情報提供等を行うことにより合意形成の円滑化に協力すること。

イ 地域住民、道路利用者等との合意形成の円滑化を図るために果たす地方公共団体の役割を踏まえ、必要な助言、情報提供等を行うなどして、合意形成の円滑化に向けた地方公共団体の取組みとの連携に努めること。

ウ 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るため必要があると認められるときは、合意形成の状況、合意形成のために必要な措置等について検討を行うため、イベント等の実施主体に対して、地域住民、道路利用者等から構成される協議会等の協議の場の設置を求めること。

なお、新しい協議の場を設置する代わりに、警察署協議会等の既存の枠組みを活用することとしても差し支えない。

エ 協議の場には、次の者が参画することが望ましい。

(ア) イベント等の実施主体

(イ) 地方公共団体の職員

(ウ) 地域住民や地元商店街の代表

(エ) 地元商工会議所や TMO (Town Management Organization) の代表

(オ) 地元運送事業者(バス、タクシー事業者等)の代表

(カ) 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための活動を行っていると思われるフィルムコミッション等の代表

(キ) その他協議の場への参画を得る必要のある者

なお、イベント等の規模によっては、パブリックコメント等の手法を用いて当該道路を利用する当該地域外の道路利用者の意見を協議の場に反映させる措置に配慮することが望ましい。

オ 警察は、例えばオブザーバーとして協議の場に参加するなどして、イベント等が実施される場所の道路交通の状況、交通規制の実施状況、類似のイベント等の実施による周辺交通への影響や地域住民、道路利用者等から寄せられた苦情の有無等について必要な情報を提供するとともに、より交通への影響を少なくするためのイベント等の実施方法等について適切な助言を行うこと。

また、道路占用許可の主体である道路管理者に対しても、例えばオブザーバーとして協議の場への参加を求めるなどして、道路管理者との連携を図ること。

- カ イベント等の実施主体が行う協議の場の運営に対して、必要な協力を行うこと。
- キ 地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るための活動を行っていると思われるフィルムコミッション等に対しては、適切な情報提供等を行うことにより、その活動を支援すること。
- ク イベント等の実施に伴い地域住民、道路利用者等から警察に対して要望、意見、苦情が寄せられた場合は、可能な範囲でこれを集約し、イベント等の実施主体に提供すること。

○「指定管理者制度による道路の管理について」

平成 16 年 3 月 31 日

国土交通省道路局路政課長、道路局国道・防災課長、道路局地方道・環境課長発
国道政第 92 号、国道国防第 433 号、国道地調第 9 号

平成 15 年 9 月 2 日に施行された「地方自治法の一部を改正する法律」(平成 15 年法律第 81 号)において指定管理者制度が創設されたところですが、各都道府県・政令指定都市におかれましては、指定管理者制度による道路の管理について、下記の事項に留意の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内市町村(政令指定都市を除く。)にもこの旨周知方お願いいたします(※都道府県道路管理担当部局長のみ)。

おって、今回の通知により、道路管理に係る指定管理者制度の適用範囲について新たにお示ししたところですが、この制度は、地域再生プログラムの一環としても活用できる旨申し添えます。

記

1. 指定管理者制度が創設されたことにより、道路管理に係る事務について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者に行わせることができること。
2. 指定管理者が行うことができる道路の管理の範囲は、行政判断を伴う事務(災害対応、計画策定及び工事発注等)及び行政権の行使を伴う事務(占用許可、監督処分等)以外の事務(清掃、除草、単なる料金の徴収業務で定型的な行為に該当するもの等)であって、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び第 4 項の規定に基づき各自治体の条例において明確に範囲を定められたものであること。

なお、これらを指定管理者に包括的に委託することは可能です。

○「道路使用許可申請手続の簡素合理化について」

平成17年3月17日

警視庁交通部長、各道府県警察本部長あて

警察庁丁規発第24号

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定(別添1)においては、「道路の占有、使用については、管理者の「占有許可」と警察署長の「使用許可」の両方が必要である場合について、両手続の統合の推進も含め、一層の簡素合理化を図る」こととされ、また、「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定。別添2)においても、「道路使用許可と道路占有許可の両方が必要である場合について、一方の窓口に一括して申請できる制度を広く周知しその活用を促進するなど、手続の一層の簡素合理化を図る」こととされている。これらの諸決定を踏まえ、今後は下記の点に留意し、道路使用許可申請手続の一層の簡素合理化を図ることとされたい。

なお、本通達の内容は、国土交通省道路局と調整済みであり、同局からも各地方整備局等に対して同趣旨の通達が発出されているので、参考までに添付する。

記

1. 道路使用許可申請手続の簡素合理化への対応方針

道路使用許可と道路占有許可の両方が必要となる場合としては、ライフライン等の設置工事、工作物の設置、露店の出店、オープンカフェの設置を伴うイベント等が想定される場所であり、この場合、道路交通法第78条第2項及び道路法第32条第4項の規定により、道路使用許可と道路占有許可の両方の申請について、警察署長又は道路管理者のいずれか一方を経由し一括して行うことができることとされている。

今後は、申請者の申請手続に係る負担の軽減等の観点から、上記の道路使用許可と道路占有許可の両方の申請を一括して受け付ける制度(以下「一括受付制度」という。)を広く国民に周知するとともに、警察署において道路使用許可と道路占有許可の両方の申請を一括して受け付けた場合には、道路管理者に対して可能な限り速やかに道路占有許可申請書等を送付するなど、両許可手続の一層の簡素合理化を図ること。

2. 運用上の留意事項

(1) 道路管理者との連携

警察と道路管理者の相互の間の申請書の送付方法、手数料の徴収方法、添付書類の確認の方法等について、道路管理者とあらかじめ取決めを行うなど、一括受付制度の円滑な運用を図るための運用要領等について、各道路管理者と十分に調整し、意思統一を図るよう努めること。

なお、道路交通法第79条又は道路法第32条第5項に基づく協議については、原則として文書で行うべきものであるが、道路工事調整協議会等の場を通じて包括的に協議しておくことも可能であ

るので、協議方法について各道路管理者と十分に調整すること。

(2) 事前相談の場における適切な指導

道路工事やイベント等に伴い道路使用許可及び道路占用許可が必要となる場合は、実施主体から警察及び道路管理者に対して事前に相談がなされる場合が多いことから、事前相談の場で、道路管理者と連携しつつ、必要な指導、助言等を行い、それぞれの申請の内容、申請に必要な添付書類等について実施主体及び道路管理者と十分に調整を済ませておき、警察署長又は道路管理者のいずれかの窓口申請書が一括して提出された後の手続が円滑に行われるよう配慮すること。

(3) 一括受付制度の周知徹底

一括受付制度を広く周知するため、地方公共団体との連携による関係団体等への広報、道路工事調整協議会等の場を通じた制度の趣旨の説明等を行うほか、都道府県警察本部のホームページへの掲載、警察署窓口における広報チラシの備付け等を行うよう努め、事業者だけでなく広く国民を対象として周知を図ること。

○「民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて」

平成17年3月17日

警視庁交通部長、各道府県警察本部長あて

警察庁丁規発第23号

「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月19日閣議決定。別添1(略))及び「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定。別添2(略))においては、「道路の占有、使用については、民間事業者等が、一時的なイベント等に限らず、地域の合意に基づいて、継続的かつ反復的に街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことが可能となるよう、その許可に関し一層弾力的な透明性の高い運用」が図られるよう措置することとされている。

これらの諸決定を踏まえ、今後は下記の点に留意し、民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可について、一層弾力的な透明性の高い運用を図ることとされたい。

なお、本通達の内容は、国土交通省道路局と調整済みである。

記

1. 民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可についての基本的な考え方

民間事業者等が街の賑わいに資するものとして道路上で行おうとする活動の形態は多様であり、その中には、継続的かつ反復的に行われる収益を伴う活動(以下「経済活動」という。)も含まれ得るところであるが、警察署長が民間事業者等による経済活動に対する道路使用許可の可否を判断するに当たっては、当該経済活動が収益を伴うものであること又は継続的かつ反復的に行われるものであることの一事をもって直ちに否定的な判断を下すことなく、道路交通法第77条第2項に基づき、当該経済活動による交通への影響の度合い、当該経済活動の公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案した上で、個別具体的に判断すること。

この場合において、民間事業者等による収益を伴う活動は、特定の民間事業者等の利益となるという側面があり、また、継続的かつ反復的に行われる活動は、一般的に、交通への影響の度合いが大きいことから、警察署長が、民間事業者等による経済活動について、道路交通法第77条第2項第3号に基づき、交通への影響の度合いを上回る公益性があると判断するに当たっては、特に次の点に留意すること。

(1) 民間事業者等が道路上で行おうとする活動の目的

民間事業者等による経済活動の公益性を判断するに当たり、当該経済活動が地域の活性化や都市における賑わいの創出等を目的とし、又はこれらに資するものであると認められるか否かを考慮すること。

(2) 地域住民、道路利用者等の合意形成

民間事業者等が道路上で行おうとする活動が経済活動である場合は、当該経済活動のために道路を使用することについて、「イベント等に伴う道路使用許可の取扱いについて」(平成16

年3月18日付け警察庁丁規発第19号)の記3に定める措置を講ずること。

なお、民間事業者等による経済活動は、地域住民、道路利用者等と利害が対立する場合もあることから、合意形成の度合いを慎重に見定めること。

(3) 地方公共団体の関与

地方公共団体が地域住民、道路利用者等の合意形成の円滑化を図るために果たす役割にかんがみ、民間事業者等による経済活動の公益性を判断するに当たり、当該経済活動に伴う道路の使用についての地方公共団体の関与の有無及び程度を考慮すること。

2. 道路管理者との連携

道路使用許可が必要となる民間事業者等による経済活動は、通常、道路法第32条第1項の規定に基づく道路管理者による道路占用許可の対象となることから、民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の可否を判断するに当たっては、道路管理者と緊密に連携すること。

○「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取扱いについて」

平成 17 年 3 月 17 日

国土交通省道路局長発

各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局あて

国道利第 28 号

近年、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から、地方公共団体や地域住民・団体等が一体となって取り組むイベントの活用場として、道路が注目されており、このようなイベントに伴う道路占用の許可については、別添の参考資料のとおり「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成 16 年 3 月 19 日閣議決定)」や「地域再生推進のためのプログラム(平成 16 年 2 月 27 日地域再生本部決定)」において、その弾力化に向けた措置が求められているところである。

しかしながら、道路が国民の負担により建設管理される公共用物であることや、道路上への物件の設置は、特定人による排他的な使用となる要素があることから、道路の活用にあたっては、公共的な要素等を判断基準としているところである。

このため、道路の活用に対する要請に応えつつ、適切な道路の管理が図られるよう、別紙のとおり許可基準を定めたので、地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の許可にあたっては、下記事項に留意の上、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済みである。

また、路上イベント等の地域活動を実施しようとする者を対象に、本通知と同趣旨の内容を盛り込んだ地域活動の円滑化のためのガイドラインを別途策定、公表することとしており、当該ガイドラインについても追って送付するので参考とされたい。

記

1. 地域の活性化等に資する路上イベントは、一時的に実施されるものに限らず、特定の曜日等に継続的かつ反復的に行われるものも見込まれることから、このような路上イベントに伴う道路占用の許可申請にあたっては、その都度申請を行わせるなど申請者に必要以上の申請を求めることのないようにすること。

なお、許可の判断にあたっては、当該道路の交通状況等を勘案し、関係機関と緊密な連携を図ること。

2. 別紙の基準は、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から、道路占用の許可にあたり弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として支援するものとしての要件を定めたものであるが、当該基準に該当しない場合であっても、個別具体の事例に応じて、実施主体等に対し適切な助言、情報提供等を行い、道路占用の円滑化に配慮すること。

(別紙)「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用許可基準」

1. 趣旨

路上で行おうとするイベント(以下「路上イベント」という。)に伴う道路占用の許可に当たり、当該路上イベントが以下の要件を満たす場合においては、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から弾力的な判断を行うことにより、道路管理者として当該路上イベントを支援するものとする。

2. 要件

(1) 路上イベントの目的

路上イベントは、地域の活性化や都市における賑わいの創出等の観点から、地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの(路上イベントについて、地方公共団体が実施するものでない場合や地方公共団体が協議会等に参加していない場合であっても、地域住民・団体等が一体となって取り組み、かつ、地方公共団体が、地域の活性化等の観点から当該路上イベントを支援するもの(支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの)を含む。)であること。

(2) 占用主体

路上イベントに伴う占用は、以下のいずれかの者が一括して占用するものであること。

イ 地方公共団体

ロ 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

ハ 地方公共団体が支援する路上イベント(地方公共団体が支援する理由及び内容並びに当該路上イベントに係る占用の許可に関する意見を占用許可申請書に付しているもの)の実施主体

(3) 占用の場所

イ 道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。

ロ 歩道上に路上イベントに伴う占用物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間(交通量が多い場所にあつては3.5m以上、その他の場所にあつては2m以上)を確保すること。ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではない。

(4) 占用物件の構造

道路の構造に支障を及ぼさないものであり、かつ、周辺の景観、美観等を妨げるものでないこと。

3. 占用許可の条件

占用の許可に当たっては、占用の許可を行うに際しての一般的な条件のほか、必要に応じて次

に掲げる条件を付すこととする。

- イ 迂回路や駐車場等の交通案内を行うこと。
- ロ 路上イベントにより多数の来客が見込まれる場合は、十分な駐車場等を確保すること。
- ハ 路上イベント終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること。
- ニ その他道路管理者が必要と認める事項。

(参考)「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン(抄)」

平成 17 年3月

1. ガイドライン策定の背景

近年、地域振興のための祭りやイベントの場としての道路の利用など、道路空間の活用への期待が高まりつつあります。

本ガイドラインは、これまでの検討結果を踏まえ、地方公共団体やNPO等の地域活動を行う方々に活用していただくことを念頭に、地域活動を円滑に実施するための手法をとりまとめたものです。

かつて「道」は人々の往来と様々な活動の喧騒が入り混じる空間でした。交通のインフラであると同時に、「道」は生活の場であり、子ども達の遊びの場にもなっていました。それが近年のモータリゼーションの進展により、自動車交通が中心となった道路では、生活の場としての活用がなされなくなってきました。

しかし、現在でも青森の「ねぶた祭り」や徳島の「阿波踊り」のように、道路が交通という役割を超えて祭りやイベントの場として利用されている例も数多く見られます。

欧米では、道路空間を活用して継続的・反復的にオープンカフェなどが展開され、観光の目玉として賑わいを見せるとともに、地域の活性化にも寄与しています。

このような海外の事例もあり、近年、日本においても地域振興のための道路空間の活用への期待が高まりつつあります。

こうした道路空間の多様な活用に関する要望を背景として、「総合規制改革会議」の答申(平成15年12月)において、道路等の公共空間を地域のニーズや実情に応じて柔軟に活用することが示されました。

国土交通省としては、既存の祭りのような短期間のイベントばかりではなく、昔のような道の多様な活用を目指して、継続的・反復的に道を活用して行う地域活動を推進することとしています。このため、警察庁とともに、地域の合意等を踏まえた道路の多様な活用のあり方について検討を進めてきました。

本ガイドラインは、これまでの検討結果を踏まえ、地域活動を活発に、しかも円滑に実施するための手法をとりまとめたものです。

2. 道を活用した地域活動の基本的考え方

(1) 対象とする地域活動

道を活用した地域活動には、収益活動や非収益活動、両方の活動を組み合わせたものなどがあります。本ガイドラインではこれらの活動全てを対象としています。

道を活用した地域活動には、

- ・オープンカフェ(オープンテラス)
- ・朝市

のように、路上で物販等が行われる、いわゆる収益活動と、

- ・歩行者天国
- ・祭り、パレード、コンサート
- ・大道芸(ストリート・パフォーマンス)

のように、主に収益活動でないものがあります。また、地域活動の中には

- ・道路美化活動
- ・放置自転車対策

といった公共的・公益的な活動もあります。

これらは活動の成立ちや規模、実施期間などについて様々なものがあり、また、上に挙げたものが組み合わさっている場合もあり、地域の実情によってそのあり方はきわめて多様です。

本ガイドラインは、地域のニーズや実情に応じて道路をより柔軟に活用し、継続的・反復的な地域活動を推進する観点から、このような活動を円滑に進められるよう、活動の企画、実施の際に参考となる幾つかのポイントを整理しています。

道を活用した地域活動には、収益活動や非収益活動、両方の活動を組み合わせたものなどがあります。本ガイドラインではこれらの活動全てを対象としています。

近年、地域振興のための祭りやイベントの場としての道路の利用など、道路空間の活用への期待が高まりつつあります。

本ガイドラインは、これまでの検討結果を踏まえ、地方公共団体や NPO 等の地域活動を行う方々に活用していただくことを念頭に、地域活動を円滑に実施するための手法をとりまとめたものです。

(2) 地域活動の基本的考え方

地域活動の実施に当たっては、道路が公共の財産であることや、道路上への物件の設置が一般交通の支障となるおそれがあることなどから、

- ① 公共性・公益性への配慮
 - ② 地域における合意形成
- などに留意した取組みを行うことが必要です。

「背景」に述べたとおり、国土交通省では、地域の特色ある継続的・反復的に道を活用した地域活動を推進することとしています。ただ、道路は国民の負担により建設・維持管理される公共の財産であり、また、道路上へ物件を設置すると一般交通の支障となるおそれがありますので、道を活用した地域活動の実施に当たっては、主として二つの点に十分な配慮が必要です。

その一つは公共性・公益性に配慮することです。公共性・公益性の観点から、特定の者の利害とならないようにする必要があります。

もう一つは地域における合意形成です。地域活動には参加者はもちろん、他の道路利用者、沿道住民、沿道店舗など多数の関係者がいますので、これらの関係者の間で十分な合意形成を図ることが必要です。これらを確実に行うことによって、地域活動がより円滑に進められます。

なお、公共性・公益性や地域の合意形成等に留意することは、地域活動の内容や実施組織等を工夫することにより実現できると考えられますので、これらについて、次の「道を活用した地域活動の進め方」において具体的に説明していくこととします。

3. 道を活用した地域活動の進め方

(1) 地域活動内容の決定

効果的な地域活動を行うためには、地域の特徴や課題などを踏まえて、活動内容を考える必要があります。その際、街の賑わい創出などの効果ばかりではなく、交通渋滞の発生など想定される問題に対する配慮が望まれます。

また、美化活動や放置自転車対策などの公益活動をあわせて実施することにより、地域の合意形成や他の道路利用者の理解が得やすくなると考えられます。

どのような地域活動を行うのかを考える際、ヒントとなる地域の特徴や課題としては以下のようなものが考えられます。

○地域の特徴

- ・風情のある建物が集積している
- ・近隣に観光スポットがある など

○地域の課題

- ・郊外店舗の出店により中心市街地の活気が無くなっている
- ・駅から少し離れた立地の商店街である
- ・歩行者は多いが滞在する場所がない など

これらの特徴を生かし課題を解決するため、例えば

- ・中心市街地に賑わいを取り戻すため、通行者が立ち止まって休息できるようなスペースを設ける。
- ・観光客を増加させるため、街の顔となるような観光スポットを形成する

というような目標が設定されます。この目標に合うように活動の内容や規模や期間、形態等が検討される必要があります。

また、地域活動を進めるに当たっては、地域の合意形成や他の道路利用者の理解が得られることが重要です。これには以下のような事態に対し配慮することが必要です。

- ・通行規制により交通渋滞が発生
- ・歩行者の円滑な通行が妨げられる
- ・周辺住民からの苦情(ゴミ、騒音など)
- ・地域内での新たな利害対立の発生(通行形態の変化による客数の減少など)

効果的な地域活動を行うためには、地域の特徴や課題などを踏まえて、活動内容を考える必要があります。その際、街の賑わい創出などの効果ばかりではなく、交通渋滞の発生など想定される問題に対する配慮が望まれます。

また、美化活動や放置自転車対策などの公益活動をあわせて実施することにより、地域の合意形成や他の道路利用者の理解が得やすくなると考えられます。

地域活動の実施に当たっては、道路が公共の財産であることや、道路上への物件の設置が一般交通の支障となるおそれがあることなどから、

- ① 公共性・公益性への配慮
- ② 地域における合意形成

などに留意した取組みを行うことが必要です。

それとともに、美化活動や放置自転車対策などの公益活動をあわせて実施することも、活動の円滑な推進に役立つと考えられます。

(2) 地域活動の実施組織

道を活用した地域活動の実施組織としては、一定の公共性・公益性や地域住民等の合意形成に配慮し、地方公共団体や地域の関係者(地方公共団体を含む)からなる協議会など、地方公共団体が関与する団体であることが必要です。

道を活用した地域活動を行う際には、協議会や実行委員会などを構成して幅広く地域の住民・団体などの関係者の参画を得るとともに、地方公共団体が何らかの形で関与することが必要です。

協議会などを構成する場合には、商工会議所やNPO、TMOなどが活動の中心となることも考えられますが、この場合においても、構成員の一つとして地方公共団体が参加することが必要です。

しかし、必ずしも地方公共団体が中心となって活動するとは限りません。この場合、「地域が一体となって取り組む活動」ということを実施組織の面から打ち出すために、地方公共団体の後援を受けるなどの方法もあります。このように実施組織に何らかの形で地方公共団体が関与することにより、円滑な活動につながると考えられます。

また、地域活動を円滑に実施するため、関係する道路管理者や所管の警察署と活動内容を適切に情報交換しながら進めていくことが重要です。

(3) 地域活動に必要な許可

道を活用した地域活動を実施する際には、道路占用許可、道路使用許可が必要です。また、地域活動の内容によっては、食品営業許可(飲食物を扱う場合)なども必要となります。

道を活用して活動を行うに当たっては、従来と同様、道路管理者の道路占用許可と警察の道路使用許可が必要です。

また、食品などの販売を行う際には都道府県知事など(保健所)の食品営業許可も必要となります。

許可手続きを行うにあたっては、これら関係機関との調整が必要になりますが、活動内容の検討段階での打ち合わせなど十分な意志疎通を図ることが重要です。

① 道路占用許可

道路上に物件を設置し、継続して道路を使用する場合には、道路法第 32 条に基づき、道路管理者の許可が必要となります。

② 道路使用許可

イベントなどで道路を使用する場合には、道路交通法第 77 条に基づき、所轄警察署長の許可が必要となります。

なお、①と②はいずれかの窓口に一括して申請することができます。

③ 食品営業許可

飲食店や喫茶店などの営業を行う場合や乳類や魚介類などの販売を行う場合には、食品衛生法第 52 条に基づき、その営業所所在地を管轄する都道府県知事、もしくは保健所を設置する市の市長又は特別区の区長の許可が必要となります。

(4) 実施期間

道を活用した地域活動の実施期間については、一時的なものはもちろん、継続的・反復的なものであっても実施することが可能です。

地域活動の実施期間としては、一時的なものもあれば継続的・反復的なものもあります。活動の内容や規模によって、定期市や記念日のイベントなどのように実施の日が月や年の一定の日に決まっていたり、かなりの期間毎日実施されるなど、継続的・反復的といっても地域の実情に応じて様々なものがあります。

街の賑わいを創出するという観点からは、継続的・反復的なものの方が効果的といえます。しかし、継続的・反復的な活動は予算や実施体制など様々な制約があり、なかなか困難な場合が多いことが予想されます。そこで、当初の段階としては比較的短期間で実施し、次にその実施結果などを踏まえて適切に交通の円滑化を図るための方策を講じるというように、段階を踏んで進めていくことが活動のより円滑な実現につながると考えられます。

道を活用した地域活動を実施する際には、道路占用許可、道路使用許可が必要です。また、地域活動の内容によっては、食品営業許可(飲食物を扱う場合)なども必要となります。

道を活用した地域活動の実施期間については、一時的なものはもちろん、継続的・反復的なものであっても実施することが可能です。

道を活用した地域活動の実施組織としては、一定の公共性・公益性や地域住民等の合意形成に配慮し、地方公共団体や地域の関係者(地方公共団体を含む)からなる協議会など、地方公共団体が関与する団体であることが必要です。

(5) 収益活動を含む地域活動の実施形態

地域活動における収益活動については、実施組織が直接行うこともあります。参加者を募集して行う場合も想定されます。いずれの場合にも、

- ① 参加者間の公平性が保たれること
- ② 沿道の店舗との事前調整や協力などが重要です。

地域活動に収益活動が含まれる場合、活動の主催者である協議会などが直接それを行うこともあります。設備やノウハウ等を持った別の者に委ねることも考えられます。このような場合には、特定の者に利益が偏ることのないよう、収益活動を行う者(参加者)を例えば公募などにより選定することが望ましいと考えられます。

しかし、一般的には沿道店舗の協力や参加を得て収益活動を行う方法が考えられます。この場合も実施組織の中での合意を得ることがその前提となります。また、その他の場合でも沿道の店舗との事前調整が必要であることは言うまでもありません。

なお、収益活動を行う者については、地域合意の観点から、実施組織のメンバーに加わっていることが望ましいと考えられますが、もちろん実施組織のメンバー以外でも構いません。

さらに、実施組織以外の参加者が収益活動を行う場合には、運営経費などから算出された利用料や道路占用料の相当額とする利用料を徴収することも可能です。

○「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」

平成 22 年 3 月 25 日

国土交通省道路局長発

各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構理事長あて

国道利第 22 号

近年、地域において自主的に沿道の街並みに配慮した街灯、ベンチ等を道路上に設置し、道路利用者の利便性の向上や魅力ある街並みの形成を図ろうとする取組みが増加している。また、地方公共団体と地域住民等が一体となってイベントを実施することにより、地域の活性化等に積極的に取り組もうとする事例もみられるところである。

道路環境向上のための自主的な地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の公共的な取組みは、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものであり、道路交通の安全等と調整を図りつつ、適切に行われていくことが望ましいものである。

一方、これら公共的な取組みに要する費用の一部に充当するため、道路空間において広告物を設置することに対する社会的な要請が高まっているが、そのためには、道路交通の安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整等の観点から、当該地域の関係機関における十分な協議検討も必要となる。

そこで、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用について、新たに別紙のとおり取り扱うことを可能としたので、下記事項に留意の上、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局と調整済であるので、念のため申し添える。

記

1. 本通知は、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用に関し、道路の構造、交通、景観その他地域の状況に応じ、関係機関の協議等に基づき、道路管理者が弾力的な取扱いを行うことを可能とするものである。

2. 本通知に基づき広告物の占有許可を取扱う場合においては、「指定区間内の一般国道における路上広告物等の占有許可基準について」（昭和44年8月20日付け建設省道政発第52号）別紙第4(2)、第5、第6(2)後段及び(3)（反射材料式に係る部分を除く。）、第7(3)及び(4)の規定については適用しない。さらに、交通規制により車両の通行が行なわれない道路上に設置する場合であって道路の構造及び交通に支障がないと認められるときは、同通知別紙第4(1)及び(3)（踏切道に係る部分を除く。）、第6(2)前段の規定についても適用しない。

3. 本通知は、平成20年4月1日から施行する。ただし、施行の日前の許可に係る占用については、なお従前の例によることができる。

なお、「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」(平成19年8月13日付け国道利第7号)は、平成20年4月1日付けで廃止する。

(別紙)「地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて」

1 趣旨

道路環境向上のための自主的な地域活動や施設整備、道路空間における公共的なイベントの実施その他の公共的な取組みは、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものであり、道路交通の安全等と調整を図りつつ、適切に行われていくことが望ましいものである。

一方、これら地域における公共的な取組みに要する費用の一部に充当するため、道路空間において広告物を設置することに対する社会的な要請が高まっているが、そのためには、道路交通の安全の確保、道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整等の観点から、当該地域の関係機関における十分な協議検討も必要となる。

よって、本通知は、これらの観点から、当該地域の関係機関において統一的な取扱いを行うとの合意が形成されたときは、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の占用に関し、当該合意に基づく取扱いを行うことができるよう必要な事項を定めるものである。

2 取扱いの基本

(1) 本通知において、地域における公共的な取組み(以下「地域活動等」という。)とは、地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会その他地域の活動主体等が行う道路環境の向上その他営利を主目的としない活動又は事業であって、それが行われることにより道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与するものをいう。具体的には、道路の清掃・美化活動、街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理、地方公共団体と地域住民等が一体となって道路空間において実施するイベント等が想定されるが、地域の状況に応じ、防犯活動等の直接には道路に関しない公共的な活動を含んで差し支えない。

(2) 本通知は、地域活動等を実施するための一助として広告物の占用が必要な場合の取扱いを定めるものであり、地域活動等が高い公共性を有する一方で、それに要する費用が不足し、そのための費用を捻出する手段が他にないなどの場合に、地域活動等に要する費用の一部に広告料を充当するため道路上に広告物の設置を認めるものであり、取扱いに当たっては、

他の道路利用者の理解が十分に得られるよう配慮すること。

なお、地域活動等に要する費用の全てを広告料によりまかなうことは必ずしも本通知の趣旨とするところではなく、広告物が必要以上に多数設置され、道路環境や景観に支障が生ずることのないよう十分配慮する必要がある。

- (3) 本通知に基づく地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物の占用の許可に当たっては、道路法、道路法施行令等に規定する占用の許可基準に加え、3(1)の連絡協議会において広告物の取扱方針が策定された場合には、これに沿って当該地域における占用の適否を判断すること。ただし、バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加については、その占有場所、構造等の特殊性にかんがみ、別に通知する取扱いによること。
- (4) (3)本文にかかわらず、従前から占有を許可しているもの又はイベントなどに伴い一時的に占有するもののいずれかであって、関係機関との調整を特に要しない軽微なものである場合には、取扱方針の策定を行うことなく、本通知の趣旨を踏まえ弾力的に取り扱うこととして差し支えない。
- (5) 本通知の対象となる広告物については、広告物が設置されることにより歩道の有効幅員が縮小するなど、道路の有する機能が従前に比べ著しく低下することのないよう道路上に設けられている他の工作物等に添加する形態のものであることを原則とする。ただし、3(1)の連絡協議会において特に必要と認められたときは、これ以外の形態の広告物を対象として差し支えない。
- (6) 本通知に基づく運用に当たっては、道路交通の安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、屋外広告物条例等による規制との整合、まちづくりの方向性との調和等を図ることが必要になることから、これらを十分踏まえた取扱方針となるよう配慮すること。特に、観光地、景勝地等自然景観の優れた地域、歴史的な街並みが形成されている地域など、道路と沿道とが一体となって良好な景観を形成している地域においては、広告物が設置されることにより、これらの景観を阻害することのないよう、取扱方針を策定して広告物の占有を認めることの可否を含め、関係機関と十分に検討することが必要であること。

また、限られた道路空間において地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物を設置できる活動主体及びその活動内容の調整に当たっては、まちづくりの方向性との調和、活動主体の要望等を踏まえ総合的な判断が求められることに留意されたい。

3 広告物の取扱方針の策定

- (1) 道路交通の安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、限られた道路空間における実施主体の調整、許可手続の円滑化等を図るため、地域活動等に要する費用への充当を目的とする広告物の占有が予定される区域については、関係する道路管理者、警察署、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観担当部署、まちづくり担当部署等による連絡協議会を開催し、関係機関の合意により当該区域内における広告物の取扱方針を策定することができる。

- (2) 取扱方針の策定に当たっては、地域活動等の内容と整合がとれたものとするため、当該区域内の道路上に広告物を設置し広告料を活動費用の一部に充当して地域活動等を行うことを検討している活動主体の意見や計画を十分に把握すること。
- (3) 取扱方針には、連絡協議会を構成する関係機関等が当該取扱方針に沿って統一的な運用を行うとの合意のもと、次に掲げる事項のうち、連絡協議会が必要と認めるものを定めるものとする。
- (ア) 取扱方針の対象とする区域、路線、道路の部分等に関する事項
 - (イ) 広告料の充当対象とする地域活動等の内容と活動主体等に関する事項
 - (ウ) 広告物の形態等に関する事項
 - (エ) 広告物の設置主体(占有主体)等に関する事項
 - (オ) 広告物の設置期間(占有期間)等に関する事項
 - (カ) 広告物の設置場所及び構造等に関する事項
 - (キ) 広告物の表示の内容、大きさ等に関する事項
 - (ク) 許可の条件、運用上の留意事項(広告料収支の公開方法、取扱方針の変更の手続等)、その他連絡協議会において必要と認める事項
- (4) 取扱方針を定めた場合においては、申請者等に対して当該取扱方針に定める事項を十分に周知するとともに、占有許可に当たっては、あらかじめ申請者から計画書等を徴することとし、当該取扱方針に適合するものであることを確認すること。
- (5) 取扱方針を定めた場合においては、地域活動等の内容との整合や他の活動主体との公平等の観点から、定期的に連絡協議会において取扱方針の運用状況等を検証するとともに、広告物の設置状況、地域活動等の状況、他の活動主体からの要望等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4 その他

本通知に基づく運用に当たっては、標準取扱例を別途通知することとしているので、これを参考とすること。

○道路法(抄)

昭和 27 年 6 月 10 日

法律第 180 号

(都道府県道の管理)

第 15 条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

(市町村道の管理)

第 16 条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

(道路の占用の許可)

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

(道路の占用の許可基準)

第 33 条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

- 一 前条第 1 項第五号から第七号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第 48 条の 4 に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその

合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの

二 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で道路交通環境の向上を図る活動ことを目的とする道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの。

(道路の維持又は修繕)

第42条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

(利便施設協定の締結等)

第48条の17 道路管理者は、その管理する道路に並木、街灯その他道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして政令で定める工作物又は施設を設けることが当該道路の構造又は周辺の土地利用の状況により困難である場合において、当該道路の通行者又は利用者の利便の確保のため必要があると認めるときは、当該道路の区域外にあるそれらの工作物又は施設(以下「道路外利便施設」という。)について、道路外利便施設所有者等(当該道路外利便施設の所有者又は当該道路外利便施設の敷地である土地(建築物その他の工作物に道路外利便施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該道路外利便施設に係る部分)の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者をいう。次項及び第四十八条の十九において同じ。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下この節において「利便施設協定」という。)を締結して、当該道路外利便施設の管理を行うことができる。

- 一 利便施設協定の目的となる道路外利便施設(以下「協定利便施設」という。)
- 二 協定利便施設の管理の方法
- 三 利便施設協定の有効期間
- 四 利便施設協定に違反した場合の措置
- 五 利便施設協定の揭示方法
- 六 その他協定利便施設の管理に関し必要な事項

2 利便施設協定については、道路外利便施設所有者等の全員の合意がなければならない。

○道路法施行令(抄)

昭和 27 年 12 月 4 日

政令第 479 号

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第 32 条第 1 項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ

(二から五まで略)

六 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第 33 条第 2 項第一号 に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地(以下「特定連結路附属地」という。)に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(第十一号に掲げる施設を除く。)でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

(七、八につき略)

九 道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。以下同じ。)、原動機付自転車(側車付きのものを除く。)又は道路運送車両法第 3 条 に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。)を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(第号に掲げる施設に設けるものを除く。)

(食事施設等の占用の場所に関する基準)

第 11 条の 7 法第 32 条第 2 項第三号 に掲げる事項についての第 7 条第六号に掲げる施設(以下この条及び第 12 条において「食事施設等」という。)に関する法第 33 条第 1 項の政令で定める基準は、食事施設等を地上に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であることとする。

一 食事施設等の道路の区域内の地面に接する部分は、車道以外の道路の部分にあること。

(道路の管理上当該道路の区域内に設けることが必要な工作物又は施設)

第 16 条の 2 法第 33 条第 2 項第二号 の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 歩行者の休憩の用に供するベンチ又はその上屋

二 花壇その他道路の緑化のための施設

○都市再生特別措置法(抄)

平成 14 年 4 月 5 日法律第 22 号

平成 23 年 7 月 1 日一部改正

第5章 都市再生整備計画等に係る特別の措置

第 1 節 都市再生整備計画の作成等

(都市再生整備計画)

第 46 条 市町村は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針(当該区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び当該都市再生緊急整備地域の地域整備方針)に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画(以下「都市再生整備計画」という。)を作成することができる。

2 都市再生整備計画には、第一号から第五号までに掲げる事項を記載するものとともに、第六号に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

- 一 都市再生整備計画の区域及びその面積
- 二 前号の区域内における都市の再生に必要な次に掲げる事業に関する事項
 - イ 公共公益施設の整備に関する事業
 - ロ 市街地再開発事業
 - ハ 防災街区整備事業
 - ニ 土地区画整理事業
 - ホ 住宅施設の整備に関する事業
 - ヘ その他国土交通省令で定める事業
- 三 前号の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業に関する事項
- 四 前二号の事業により整備された公共公益施設の適切な管理のために必要な事項
- 五 計画期間
- 六 都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する方針

3 前項第二号及び第三号に掲げる事項には、市町村が実施する事業又は事務(以下この節及び次節において「事業等」という。)に係るものを記載するほか、必要に応じ、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人若しくは一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める者(以下「特定非営利活動法人等」という。)が実施する事業等(市町村が当該事業等に要する経費の一部を負担してその推進を図るものに限る。)に係るものを記載することができる。

(4～9 まで略)

10 第 2 項第二号イ若しくはへに掲げる事業に関する事項又は同項第三号に掲げる事項には、道路法第 32 条第 1 項第一号又は第四号から第七号までに掲げる施設、工作物又は物件(以下「施設等」という。)のうち、都市の再生に貢献し、道路(同法による道路に限る。第 62 条において同じ。)の通行者又は利用者の利便の増進に資するものとして政令で定めるものの設置(道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他の措置であって当該施設等の設置に伴い必要となるものが併せて講じられるものに限る。)であって、同法第 32 条第 1 項又は第 2 項の許可に係るものに関する事項を記載することができる。

11 市町村は、都市再生整備計画に前項の施設等の設置に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、同項の許可の権限を有する道路管理者(道路法第 18 条第 1 項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。)及び都道府県公安委員会に協議し、その同意を得なければならない。

(第 46 条の 2 略)

(都市再生整備推進法人による都市再生整備計画の作成等の提案)

第 46 条の 3 第 73 条第 1 項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、市町村に対し、国土交通省令で定めるところにより、その業務を行うために必要な都市再生整備計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る都市再生整備計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による提案(以下「都市再生整備計画提案」という。)に係る都市再生整備計画の素案の内容は、都市再生基本方針(当該都市再生整備計画提案に係る土地の区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、都市再生基本方針及び地域整備方針)に基づくものでなければならない。

(都市再生整備計画提案に対する市町村の判断等)

第 46 条の 4 市町村は、都市再生整備計画提案が行われたときは、遅滞なく、都市再生整備計画提案を踏まえた都市再生整備計画(都市再生整備計画提案に係る都市再生整備計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる都市再生整備計画をいう。次条において同じ。)の作成又は変更をする必要があるかどうかを判断し、当該都市再生整備計画の作成又は変更をする必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

第 3 節 都市計画等の特例

第 4 款 道路の占用の許可基準の特例

第 62 条 都市再生整備計画の区域内の道路の道路管理者は、道路法第 33 条第 1 項の規定に

かかわらず、都市再生整備計画の計画期間内に限り、都市再生整備計画に記載された第46条第10項に規定する事項に係る施設等のための道路の占用(同法第32条第2項第一号に規定する道路の占用をいい、同法第33条第2項に規定するものを除く。)で次に掲げる要件のいずれにも該当するものについて、同法第32条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

- 一 道路管理者が施設等の種類ごとに指定した道路の区域内に設けられる施設等(当該指定に係る種類のものに限る。)のためのものであること。
- 二 道路法第33条第1項の政令で定める基準に適合するものであること。
- 三 その他安全かつ円滑な交通を確保するために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 道路管理者は、前項第一号の道路の区域(以下この条において「特例道路占用区域」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴くとともに、当該特例道路占用区域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

3 道路管理者は、特例道路占用区域を指定するときは、その旨並びに指定の区域及び施設等の種類を公示しなければならない。

第6節 都市利便増進協定

(都市利便増進協定)

第72条の3 都市再生整備計画に記載された第46条第13項に規定する区域内の一団の土地の所有者若しくは借地権等を有する者(土地区画整理法第98条第1項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者又は借地権等を有する者)若しくは当該区域内の建築物の所有者(以下「土地所有者等」という。)又は第73条第1項の規定により指定された都市再生整備推進法人は、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する協定(以下「都市利便増進協定」という。)を締結し、市町村長の認定を申請することができる。

2 都市利便増進協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都市利便増進協定の目的となる都市利便増進施設の種類及び位置
- 二 前号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理の方法
- 三 第一号の都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に要する費用の負担の方法
- 四 都市利便増進協定を変更し、又は廃止する場合の手續
- 五 都市利便増進協定の有効期間
- 六 その他必要な事項

(都市利便増進協定の認定基準)

第 72 条の 4 市町村長は、前条第一項の認定(以下「協定の認定」という。)の申請があった場合において、当該申請に係る都市利便増進協定が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、協定の認定をすることができる。

- 一 土地所有者等の相当部分が都市利便増進協定に参加していること。
- 二 都市利便増進協定において定める前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項の内容が適切であり、かつ、第四十六条第十三項の規定により都市再生整備計画に記載された事項に適合するものであること。
- 三 都市利便増進協定において定める前条第二項第四号から第六号までに掲げる事項の内容が適切なものであること。
- 四 都市利便増進協定の内容が法令に違反するものでないこと。

第 7 節 都市再生整備推進法人

(都市再生整備推進法人の指定)

第 73 条 市町村長は、特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であって政令で定める要件に該当するものであって、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都市再生整備推進法人(以下「推進法人」という。)として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 推進法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(推進法人の業務)

第 74 条 推進法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第 46 条第 1 項の土地の区域における都市開発事業であって同項に規定する都市再生基本方針に基づいて行われるものを施行する民間事業者に対し、当該都市開発事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 二 特定非営利活動法人等による前号の都市開発事業の施行に対する助成を行うこと。
- 三 次に掲げる事業を施行すること又は当該事業に参加すること。
 - イ 第一号の都市開発事業

- ロ 公共施設又は駐車場その他の第四十六条第一項の土地の区域における居住者、滞在者その他の者の利便の増進に寄与するものとして国土交通省令で定める施設の整備に関する事業
- 四 前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
- 五 第四十六条第一項の土地の区域における公共施設又は第三号ロの国土交通省令で定める施設の所有者(所有者が二人以上いる場合にあつては、その全員)との契約に基づき、これらの施設の管理を行うこと。
- 六 都市利便増進協定に基づき都市利便増進施設の一体的な整備又は管理を行うこと。
- 七 第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生に関する調査研究を行うこと。
- 八 第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生に関する普及啓発を行うこと。
- 九 前各号に掲げるもののほか、第四十六条第一項の土地の区域における都市の再生のために必要な業務を行うこと。

○都市再生特別措置法施行令

平成 14 年 5 月 31 日

政令第 190 号

(都市の再生に貢献し、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資する施設等)

第 15 条 法第 46 条第 10 項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

- 一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- 二 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 三 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 11 条の 9 第一項 に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

(まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社の要件)

第 21 条 法第 73 条第 1 項の政令で定める要件は、株式会社にあつては総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権に占める市町村（同項の規定による指定を行う市町村長の統括する市町村をいう。以下この条において同じ。）の有する議決権の割合が 100 分の 3 以上であること、持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第 1 項 に規定する持分会社をいう。）にあつてはその社員のうちに市町村があることとする。

○「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」

平成 23 年 10 月 20 日

国土交通省道路局路政課長発

各地方整備局道路部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構総務部長あて

国道利第 20 号

都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 24 号。以下「改正法」という。)が平成 23 年 4 月 27 日に公布され、道路関係規定については平成 23 年 10 月 20 日から施行されることとなった。これに伴い、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 23 年政令第 321 号。以下「整備政令」という。)が平成 23 年 10 月 19 日に公布され、同じく平成 23 年 10 月 20 日から施行されることとなった。

整備政令においては、道路法施行令(昭和 27 年政令第 479 号)を改正し、道路占用許可対象物件を追加するなどしたところである。整備政令による道路法施行令の改正の概要は下記のとおりであるので、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。また、今回追加された道路占用許可対象物件は、改正法により導入された特例を用いて設置されることが想定されるものであるが、これらの特例の運用については別に通知する。

記

1 食事施設等の道路占用許可対象物件への追加等

(1) 改正の概要

地域の活性化やにぎわいの創出に地方公共団体や地域住民が取り組む中で、歩道上におけるオープンカフェ(食事施設)やキオスク(購買施設)の設置、観光振興を目的とした観光案内所の駅前広場への設置を求める要望が高まっている。

これらの要望に対応するため、これまで道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 33 条第 2 項第 1 号に規定する高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地に限って設置が認められてきた食事施設、購買施設その他これらに類する施設につき、高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路の区域においても占用許可の対象とすることとした。これに伴い、整備政令による改正前の道路法施行令(以下「旧道路法施行令」という。)第 10 号は整備政令による改正後の道路法施行令(以下、単に「道路法施行令」という。)第 6 号に包含されることから、旧道路法施行令第 10 号を削除することとした。

また、食事施設等(道路法施行令第 11 条の 7 第 1 項に規定する食事施設等をいう。以下同じ。)の占用の場所や構造によっては、歩行者等の安全で円滑な通行に支障を与えることがあることから、その占用の場所及び構造の基準を規定することとした。

占用料については、食事施設等が大量一括処理が必要な施設ではないことから定率物件とし

た。

(2) 食事施設等の定義

食事施設等は、道路の通行又は利用において一般的に発生する需要に対応した物品の販売又はサービスの提供を行う施設であって、ある程度の期間継続的に設置されるものをいう。なお、「施設」の概念は建築物に限られるものではないことから、食事施設等は机、椅子、調理器具等が一体となってオープンカフェ(食事施設)としての機能を果たすものであっても差し支えない。

(3) 基本方針

食事施設等の占用の許可に当たっては、道路法施行令で規定された基準及び別紙「食事施設等の占有許可基準等について」に従い、厳正に取り扱われたい。

2 ～4(略)

(別紙)

食事施設等の占有許可基準等について

1 趣旨

食事施設等は都市におけるにぎわいの創出や道路通行者の利便の増進に資するものである一方、その占有の場所や構造によっては歩行者等の安全で円滑な通行に支障を及ぼすおそれがあること、公共物たる道路の独占的利用により占有主体が収益を上げることで占有許可の公共性に疑念を抱かれるおそれがあること等を踏まえ、食事施設等の占有許可に当たっては本紙に規定する基準により占有許可を行い、道路管理の適正を期すものとする。

2 方針

食事施設等は、次のいずれにも該当するものであることとする。

- (1) 食事施設等の占有が、地域の活性化や都市におけるにぎわいの創出等の観点から地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの、又はこれに準ずるものであること。ただし、地下鉄等の公共交通機関が道路区域内に設ける施設内の内部又は特定連結路附属地に設けられるもの(以下「二次占有等施設」という。)については、この限りでない。
- (2) 食事施設等において販売される物品又は提供されるサービスが道路の通行又は利用において一般的に派生する需要に対応したものであること。
- (3) 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。

3 占有の場所

食事施設等の占有の場所については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。(道路法施行令第 11 条の7第1項第 1号)食事施設等は、ある程度の期間継続的に設置されるものであるため、車道に設けることと

すると道路交通に著しい支障を及ぼすことから、地面に接する部分は車道以外の道路の部分であることとする。このため、食事施設等は幅員に余裕のある歩道上、駅前広場、バスロータリー等に設置されることが想定される。

また、占用許可に当たっては、交通のふくそうする場所、他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。

- (2) 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。(道路法施行令第11条の7第1項第2号)道路が交通の用に供するものである以上、通行に必要なスペースを確保することが不可欠であるため、道路の通行部分たる歩道、自転車道又は自転車歩行者道に食事施設等を設ける場合には道路構造令に規定する幅員が確保されなければならないこととする。この場合において、食事施設等の構造上、通行部分に利用者が立ち止まってサービスを受ける必要がある場合には、当該利用者によって通行できなくなる部分をも考慮し、占用許可の適否を判断すること。

なお、道路法施行令第11条の7第1項第2号に規定する「道路の構造又は交通に著しい支障のない場合」とは、横断歩道橋の下の歩道上(交差点付近を除く。)や植樹帯の間等、当該箇所に食事施設等を設置したとしても事実上有効幅員を減ずることとならない場合を想定している。

- (3) 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。(道路法施行令第11条の7第2項で準用する同令第10条第1号ロ)食事施設等がひさし、日よけ等を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な離隔距離を確保させることとする。
- (4) 原則として交差点等の地上に設けないこと。(道路法施行令第11条の7第2項で準用する同令第10条第1号ハ)道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこととする。
- (5) 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

4 構造等

食事施設等の構造等については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること(特定連結路附属地に設けるものを除く。)(道路法施行令第12条第1号ハ)食事施設等の構造を工夫して道路の交通に及ぼす影響をできる限り少なくするため必要最小限度の規模とすること。
- (2) 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。(道路法施行令第12条第1号イ)次に掲げる事項に該当する食事施設等の占用は、許可しないものとする。
- ア 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの(社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。)
- イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

ウ 信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせるもの

(3) 車両の運転者の視野を妨げないものであること。

食事施設等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。

(4) その他

ア 食事施設等の壁面、上屋等に広告物を掲示し又は塗装しないこと(店舗名の表示その他必要最小限の情報伝達のためのものであって施設の一部として許可を受けているものを除く)。

イ 食事施設等の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであること。

5 占用主体

食事施設等の占用主体は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、二次占用等施設については、この限りでない。

(1) 地方公共団体

(2) 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等

(3) 食事施設等の占用につき地方公共団体から支援を受けている者(地方公共団体の作成した、支援理由及び支援内容並びに当該食事施設等の占用の許可に関する意見を記載した書面を占用許可申請書に付している場合に限る。)

6 占用の許可の条件

占用の許可に当たっては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付すこと。

(1) 食事施設等の従業員は当該施設内で活動することを原則とし、施設外での客引き、宣伝活動等を行わないこと。

(2) 食事施設等の設置により多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。

7 その他

(1) 公序良俗に反し、社会通念上不相当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。

(2) 夜間や強風時には屋内に収納されるなど、いたずらや強風により占用許可を受けた区域外に当該施設を構成する物件、商品等が散乱することのないよう、適切な管理がなされるものであること。

(3) 食事施設等の設置により近隣の住居、店舗等に影響を与えるおそれがあることから、これらの施設の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書が占用許可申請書に付されていること。

○「道路占用許可に係る申請手続きの簡素化及び一層の弾力化について」

平成 23 年 12 月 28 日

国土交通省道路局路政課長発

各地方整備局道路部長、北海道開発局建設部長、沖縄総合事務局開発建設部長、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構総務部長あて

国道利第 18 号

道路占用許可の申請手続等については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成 16 年3月 19 日閣議決定)、「地域再生推進のためのプログラム」(平成 16 年2月 27 日地域再生本部決定)等を踏まえて簡素合理化を進めてきたところであるが、「規制・制度改革に係る方針」(平成 23 年4月 8 日閣議決定)において「道路占用許可が取得しやすくなるよう、(中略)申請手続の簡素化及び一層の弾力的運用を図ることについて、検討し、結論を得る。」こととされた。

これを受けて、これまでの関係通達を見直し、下記のとおり道路占用許可申請手続の簡素化及び許可の一層の弾力化を図ることとしたので、事務処理に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、警察庁交通局交通規制課と調整済みであることを申し添える。

記

1 事前相談について

道路上への物件の設置や路上イベント(以下「路上イベント等」という。)には多種多様な目的・形態が想定され、道路の占用により道路の構造又は交通に著しい影響を与える場合もあることから、当該路上イベント等に伴う占用許可に当たっては、特に慎重な審査が必要となるところである。このため、円滑に道路占用許可手続を進行させるためには、占用希望者から道路管理者に対し、路上イベント等の開催の目的、設置しようとする物件の概要、安全確保策等について十分な時間的余裕をもって事前相談がなされることが有効である。

道路管理者においては、道路占用許可手続を説明するホームページに事前相談の活用が円滑な占用許可の取得に有効であることを掲載するなどの方法により、占用希望者が事前相談を積極的に活用するよう、周知を図ること。また、事前相談においては占用希望者に同種同様の占用実績がないことをもって占用物件の管理能力や当該占用に係る公共性等に疑義を呈するのではなく、管理体制や占用目的を実質的に検討し、適切な助言を行うよう努めること。

2 路上イベント等における道路占用許可申請書の一括化

路上イベント等において、複数の露店やテーブル、椅子等の物件が同一の主体の管理及び責任の下で設置される場合がある。このような場合に個々の物件ごとに占用許可申請書を始めとする一連の書類の提出を求めることとすると、書類の量が増大して占用希望者に多大な負担を課するおそれがある。

道路管理者においては、合理的な範囲において1枚の道路占用許可申請書に複数の物件を記載させて一括して申請させることにより、占用主体の図面等の作成の労力を省くよう務めること。なお、道路占用許可は道路区域に設けようとする物件に対して行うものであるところ、申請書の一括化は、路上イベント等のために交通規制のなされる区域であればどのような物件を設置しても構わないとするいわゆる「包括占用」を認める趣旨ではないので念のため申し添える。

3 道路占用許可申請書の添付書類について

道路占用許可申請書の添付書類については、占用許可の審査に必要な最小限のものを求めることとし、申請者に過度な負担をかけることのないよう厳に留意すること。占用許可期間が満了し、占用主体が引き続き物件の占有を希望する場合、占用主体は更新の許可申請を行うこととなるが、当初申請時と変更のない物件については、当初申請時の図面を活用するなどにより、更新申請を行う者に必要以上の添付書類の提出を要求することのないようにすること。

特に、反復的に開催される路上イベント等の申請においては、前回申請時の図面を活用するなどにより、一層の簡素化に努めること。

また、耐用年数の経過による老朽化等に伴い、既設の占有物件を撤去し、これに代わる同径同長の物件を設置しようとする場合のように、占有物件の同一性が失われていないと判断できる場合については、公益物件、一般物件の区分に関わらず、道路法第32条第3項の規定に基づく変更許可として事務処理を行うことにより、申請者に必要以上の添付書類の提出を要求することのないようにすること。

4 道路使用許可との一括受付制度について

道路占用許可と道路使用許可の両方が必要である場合としては工事用板囲の設置や露店の出店等が想定されるところ、道路法第32条第4項及び道路交通法第78条第2項の規定により、両申請について道路管理者又は警察署長のいずれか一方を経由して一括して行うことができるとされている。

上述の道路占用許可と道路使用許可の両方の申請を一括して受け付ける制度(以下「一括受付制度」という。)は、事前相談により調整済みの新規許可申請や変更申請に係る申請者の負担軽減に資するものであり、引き続き制度を積極的に周知するとともに、道路管理者が両方の申請を一括して受け付けた場合には、警察に対して可能な限り速やかに道路使用許可申請書等を送付することにより制度の円滑な運用に努めること。

また、一括受付制度の運用に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 警察との連携

道路管理者と警察との間における申請書の送付方法、添付書類の確認方法等について、警察と取決めを行うなど、一括受付制度の円滑な運用を図るための運用要領等について、警察と十分に調整し、意思統一を図るよう努めること。

なお、道路法第32条第5項又は道路交通法第79条に基づく協議については、一般的に文書で行われるものであるが、道路工事調整会議等の場を通じて包括的に協議しておくことも可能であるので、協議方法について警察と十分に調整すること。

(2) 事前相談の場における適切な指導

路上イベント等に伴い道路区域に物件を設ける場合、実施主体から道路管理者及び警察に対して事前に相談がなされることが多いことから、事前相談の場で、警察と連携しつつ、必要な指導、助言等を行い、それぞれの申請内容、申請に必要な添付書類等について実施主体及び警察と十分に調整を済ませておき、道路管理者又は警察署長のいずれかの窓口申請書が一括して提出された後の手続きが円滑に行われるよう配慮すること。

(3) 一括受付制度の周知徹底

一括受付制度を広く周知するため、道路工事調整会議等の場を通じた制度の趣旨の説明、制度概要の申請窓口への掲示、地方整備局等のホームページへの掲載を始めとした広報活動を行うほか、制度について記載された部外向け資料の事務所又は出張所への備付け等を行うように努め、事業者だけでなく広く国民を対象として周知を図ること。

5 占用の期間について

占用の期間については、道路法施行令第9条に期間の上限を定めているところであるが、その運用に当たっては、合理的な理由もなく短い許可期間とすることでいたずらに更新手続を繰り返させることのないようにすること。また、一定期間、継続的・反復的に開催される路上イベント等に係る占有にあつては、開催のたびに許可申請書の提出を求めるのではなく、申請者の要望に応じ、例えば一定期間内の土曜日及び日曜日の特定の時間を許可期間とする占有許可を行うなどにより、申請者の事務手続の負担軽減を図ること。

6 その他

次に掲げる通達又は通知については、廃止する。

(1) 「道路占有の手続き等について」

(昭和50年1月30日付け建設省道政発第9号路政課長通達)

(2) 「道路占有許可事務等の簡素化について」

(昭和58年2月9日付け建設省道政発第18号路政課長通達)

(3) 「道路占有許可(更新)手続き簡素化措置の徹底について」

(平成7年3月6日付け建設省道政発第32号路政課長通達)

(4) 「道路占有許可申請書が提出された際の取扱いについて」

(平成7年3月30日付け建設省道政発第49号路政課長通達)

(5) 「占有許可申請手続の簡素合理化について」

(平成17年3月17日付け国道利第30号路政課長通知)

(6) 「許認可等申請手続の簡素合理化に関する行政評価・監視の結果(勧告)」に基づく道路占有

許可申請手続の簡素・合理化について」

(平成 17 年 3 月 17 日付け国道利第 32 号道路利用調整室長通知)